

第 33 回納本制度審議会 会次第

- ◇ 日時 令和 2 年 12 月 11 日（金） 13 時開催
- ◇ 形式 Web 会議システムによるリモート開催

会次第

1. 委員委嘱の報告
2. 国立国会図書館長挨拶
3. 事務局からの報告（令和元年度資料収集状況、令和元年度出版物納入状況、令和 2 年度代償金予算及び令和元年度代償金支出実績）
4. 代償金部会の審議経過報告
5. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告
6. 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
7. 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について
8. 今後の日程について

第 33 回納本制度審議会配付資料

ページ

(資料 1) 納本制度審議会委員・専門委員名簿	1
(資料 2) 国立国会図書館の資料収集状況（令和元年度末時点）	2
(資料 3) 資料別納入実績（最近 3 年間）	3
(資料 4) 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）	4
(資料 5) 第 16 回代償金部会における審議の概要について	5
(資料 6) 令和元年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について	6-8
(資料 7) 令和 2 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について	9-10
(資料 8) 令和 2 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について	11-12
(資料 9) 令和 2 年度第 3 回オンライン資料の補償に関する小委員会における 審議の概要について	13-17
(資料 10) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について	18-87
(資料 11) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について	88-91
(参考資料 1) 第 32 回納本制度審議会議事録	92-100
(参考資料 2) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）	101-108
(参考資料 3) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）	109-110
(参考資料 4) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）	111-112
(参考資料 5) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 （平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）	113-114
(参考資料 6) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 （平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）	115-117
(参考資料 7) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 （昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）	118-119

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（令和 2 年 7 月 29 日現在）

会 長		さいとう まこと 齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	◇ ●	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	○	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	○	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	◆ ○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おの であら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	○	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	○	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	◇ ○	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
		ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
		やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
専門委員	○	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	○	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会専務理事兼事務局長

（委員 15 名、専門委員 2 名）

- (注) ◆：代償金部会長
◇：代償金部会所属委員
●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長
○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

国立国会図書館の資料収集状況（令和元年度末時点）

（有体物）

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
約 1,155 万点	約 1,902 万点	約 1,435 万点

（無体物）

インターネット資料 *1 （ウェブサイト）	オンライン資料 *2 （電子書籍・電子雑誌等）
約 1.3 万タイトル 約 18 万件 データ量約 1.7PB ----- 参考：令和元年度の収集点数 新規 421 タイトル 約 1.9 万件 データ量約 280TB	[民間] 約 80.4 万点 [公的機関] 約 44.2 万点 ----- 参考：令和元年度の収集点数 [民間] 約 2.3 万点 [公的機関] 6 万点

*1 国、地方公共団体等の公的機関のウェブサイトを制度に基づき収集しているほか、公益法人、私立大学、政党、国際的・文化的イベント、東日本大震災関連等の民間のウェブサイトを許諾に基づき収集している。

*2 私人がインターネット等で出版した電子書籍・電子雑誌等を制度に基づき収集しているほか、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトから、電子書籍・電子雑誌等に相当するものを取り出して収集している。

資料別納入実績（最近 3 年間）

（図書）

単位：冊

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 29 年度	31,037	112,800	143,837
平成 30 年度	32,735	111,854	144,589
令和元年度	28,836	112,596	141,432

（パッケージ系電子出版物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 29 年度	2,447	49,272	51,719
平成 30 年度	2,287	31,291	33,578
令和元年度	2,578	32,678	35,256

*ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

（逐次刊行物*）

単位：点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 29 年度	79,309	318,263	397,572
平成 30 年度	80,411	304,995	385,406
令和元年度	79,388	303,311	382,699

*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）

単位：円

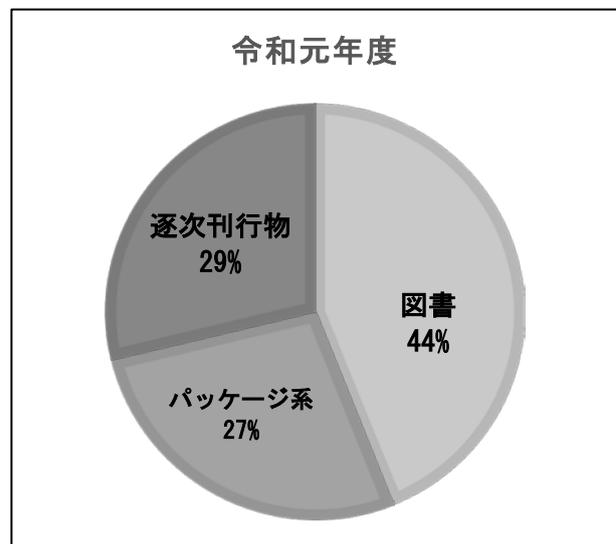
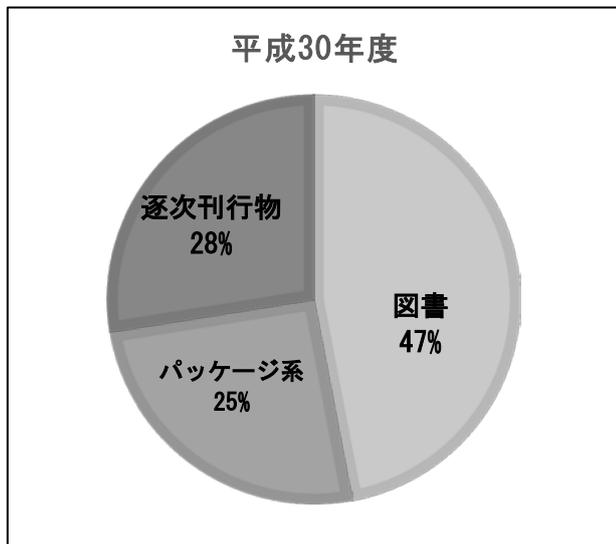
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,248,000	390,248,000	393,862,000	397,476,000
支出実績	390,247,876	390,246,792	388,753,724	385,795,780	384,138,589	-

【参考】平成 30・令和元年度代償金支出実績（資料別内訳）

単位：円

	平成 30 年度	令和元年度
図書	181,394,240	168,680,933
パッケージ系	98,035,716	105,009,387
逐次刊行物*	106,365,824	110,448,269
計	385,795,780	384,138,589

* 逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。



令和元年 8 月
代償金部会長

第 16 回代償金部会における審議の概要について

第 16 回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和元年 8 月 5 日（月）16 時 15 分から 16 時 20 分まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室

3 出席委員

江上委員、相賀委員、奥邨委員、鹿谷委員、重村委員、根本委員、福井委員

4 議決の内容

- (1) 奥邨委員が互選により部会長に選出された。
- (2) 江上委員が部会長代理に指名された。

令和元年 12 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和元年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

令和元年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和元年 12 月 20 日（金）14 時から 16 時まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

- (1) 事務局から有償等オンライン資料制度収集に向けた課題について説明を行った。
- (2) 電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリングを実施した。報告者及び主な発言は次のとおりである。

○ 報告者

溝口敦株式会社メディアドゥホールディングス執行役員

野村虎之進株式会社モバイルブック・ジャーピー顧問

○ 主な発言

① 電子書籍の一般的な制作・流通フローについて

- ・ 版元は、電子書籍のオリジナルデータ（本文、表紙画像、書誌情報のセットが基本）を作成し、電子取次に渡す。版元以外に、制作会社や電子取次が作成する場合もある。
- ・ 電子取次は、版元から届いたデータを確認し、不備（乱丁・落丁、書誌情報の不足等）を整え、各電子書店が求める形式に変換した上で配信する。
- ・ 電子書店は、電子取次から受け取ったデータを確認し、商品データとして商用環境に登録し公開する。

② 電子取次の機能について

- ・ 版元から電子取次に渡される電子書籍ファイルには、DRM が付与されていないのが一般的（例外的に、海賊版対策の電子透かし入りで渡される場合等もある。）。本文のファイルフォーマットは EPUB が主流だが、PDF、BookSurfing、.book、XMDF もある（新刊では、.book、XMDF はほとんどない。）。書誌情報は CSV、表紙画像

は JPEG が主流。それらのファイルを、FTP、ダウンロード、クラウドサービス、システム入稿等、何らかのネットワークを介した方法で受け渡すのが一般的。

- 電子取次は流通ライセンス事業。コンテンツの利用権は出版社にあり、取次が流通させるためのライセンスを得て、電子書店のサブライセンスを仲介する。
 - 電子取次から電子書店には、書店毎に必要な DRM や書誌情報を付与した上で納品するのが一般的。電子書店側で DRM を付与する場合や、電子取次のサーバに DRM 付きファイルを置いたまま電子書店経由でエンドユーザに提供する方式もある。
 - 電子書店毎に求める書誌情報が異なるため、版元から預かったオリジナルデータを電子取次が変換した上で各書店に配信する。JPO が提唱する JP-e コードと ISBN を入れて流通させるのが基本だが、ISBN は必ずしも全てに付与されているわけではない。
 - 1 巻無料キャンペーンのように、期間限定で特別価格が設定されることもあり、版元の依頼に応じて、期間や価格等を書誌情報の形で整え、電子書店に渡す（対象巻号や期間は書店によって異なる。）。
 - 電子書籍の流通総量を点数で示すのは困難。漫画の場合、1 巻 1 ファイルとすれば 30 万ファイルは流通しており、1 話 1 ファイルとすれば、それ以上になる。流通金額ベースだと総量の約 8 割が漫画であり、テキスト系は多くはない。モバイルブック・ジャーピーの場合は、12 月時点で、おおよそ、1,300 社から 60 万タイトルを預かり 500 サイトに取り次いでいる。点数はタイトル数の約 3 倍であり、1 年で約 6 万タイトル増えている。
 - 冊子と電子書籍の両方が出版される場合が多く、特に漫画でその傾向が顕著。新刊書籍の約 50% は電子書籍でも出版されており、コミックだと 80% 以上、文芸は 50% 程度の割合という調査結果もある。電子書籍が普及しても冊子の出版物は消えないだろう。
 - 電子取次事業者は複数あるが、大規模な取次サービスシステムを完備しているのは、現状、メディアドゥとモバイルブック・ジャーピーの 2 社と考えて差し支えない。両社は、B to C で一般に流通している電子書籍のほとんどを取り扱っている。冊子の取次と同様に、同一の電子書籍を両社が扱う場合、互いの書誌情報の形式は多少異なるが同定は可能。
 - DRM 付きファイルの複数電子書籍間の本文横断検索は、技術的には可能だが許諾の問題があるかもしれない。
- ③ 電子書籍データの保管状況について
- 版元では、オリジナルデータ（本文、表紙画像、書誌）を DB 管理している場合、媒体に格納して保持している場合など様々。電子取次が保管しているオリジナルデータの提供を版元から求められる場合もある。
 - 電子取次では、オリジナルデータは当然のこととして、DRM を付与した商品データ、各種バックアップデータ等、複数バージョンのファイルを保管している。
 - 電子書店では、配信対象の商品データを保有している。取次のサーバにファイルを置いたまま電子書店経由でエンドユーザに提供するモデルの場合は、電子書店の手元にはデータがない。

- 版元から電子取次への本文差し替え依頼や書誌情報修正依頼は多い（月の流量の1割程度は更新依頼あり）。電子取次では、基本的に、版元の依頼に基づき上書きで対応し、版管理は行わない。著作権者との権利関係で配信停止になる場合も稀にあるが、購入済エンドユーザの再ダウンロードに応える必要があるため、電子取次が保管しているファイルの削除は行わない。
 - 電子書籍にも様々な版違いがある。同一タイトルで内容が異なるもの（おまけ付き等）は別ファイルであり、勝手に上書き更新することはない。基本的に、ISBNに変更がなければ刷り違い相当であり上書き更新、ISBNに変更があれば版違い相当であり別商品となる。
 - 電子取次の判断でファイルを削除することではなく、商用環境で流通しているコンテンツについては、一番正しいファイルを永遠に保持する努力をしている。サーバの冗長化や拡張、セキュリティ確保は当然のこと。コンテンツが適切に読める状態を維持するには、本文だけが存在しても用をなさず、本文、書誌情報、ビューア、DRMが揃って、初めて機能するため、それらを維持するためにマイグレーションをし続けることが求められている。そのための作業を永遠に反復し継続することが長期保存である。ただし、電子取次において長期保存は目的ではなく、機能の一部であり手段。
- ④ 電子書籍の特殊な制作・流通フローについて
- セルフパブリッシング（取次や出版社を介在せず、著者とセルフパブリッシング提供サービスとの間で直接ファイルをやり取りする）は増えており、今後も拡大するだろう。その他、電子取次が扱わない電子書籍には、独自DBで提供される辞書系、専門書系、学術系や電子書店のオリジナル商品、出版社が単体アプリケーションで直接提供しているもの（コミック、絵本など）等がある。
- ⑤ その他（NDLの課題）
- 収集対象について、話売り（巻や号を話単位に分割）したファイルまでは収集不要だが、おまけ付きは別途収集する価値があるかもしれない。縦スクロール漫画のように内容が同じで見た目が違うものは難しい。付与されているJP-eコード単位で収集するのも一案。
 - セルフパブリッシングや、冊子がない電子書籍の収集は、独自形態が多いこともあり、難易度が高いのではないか。
 - マイグレーションをし続けられるかが最大の課題だろう。
 - セルフパブリッシング、地方出版社の電子書籍など、全国的な取次ネットワークでは流通しないものの収集も課題だろう。

(以上)

令和 2 年 8 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和 2 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

令和 2 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和 2 年 8 月 7 日（金）10 時から 11 時 45 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

事務局から、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の実施結果等及びこれを踏まえた有償等オンライン資料の制度収集に向けた検討の方向性について説明し、質疑応答が行われた。主な発言は次のとおりである。

① 収集作品、アンケート結果について

- NDL の利用者は、NDL にしかない資料を目的に来館するのが一般的であり、公共図書館とは状況が異なる。実証実験で提供されたコミック、文芸といったジャンルは、来館目的とは異なる資料群と思われ、利用実績を評価する際に注意を要する。
- 実証実験における収集作品の分野選択が受託者の任意ということだと、実際の出版状況を反映していない。
- 実証実験では専門書出版社の電子書籍が必ずしも対象とならなかったため、出版界の全ての分野を網羅していない。
- 今後さらなる実証実験が行われるとすれば、NDL で利用の多い書籍の電子版を NDL が指定し、実証実験に参加してもらうような方法だと、利用分析の役に立つだろう。
- 収集資料 1 点について、著作権者の事情に基づく取り下げが発生したとあるのが気になったが、著作権の継承に伴う一時的な対応ということで承知した。
- 実証実験利用者アンケートの回答者層が、国民あるいは図書館利用者全体の中でどう位置付けられるかを補足した方が分かりやすかった。利用ログについても、納本資料の利用状況との対比があると分かりやすだろう。
- 利用者アンケート結果によると、実証実験をきっかけとして電子書籍に興味を持った利用者が一定数いる。これが購入意欲にもつながると、NDL による収集・利用提供と出版ビジネスとが win-win の関係になるため、この点を詳しく分析することは有益ではないか。

② 出版ビジネスへの影響について

- 出版社に不安があるという点以外に、実証実験から得られた客観的な分析結果が乏

- しい。制度設計に役立てられるよう、課題が残っていることを明記してはどうか。
- 著作権法第 31 項第 3 項により、図書館送信サービスの対象は絶版等資料に限られている。現行法下で認められている利用による出版ビジネスへの影響と、今後発生する可能性がある利用拡大への懸念とは、区別して論じるべきではないか。
 - 昨今のコロナ禍により、フェーズが大きく変わったのではないか。民業圧迫という観点だけでなく、社会的なニーズに依っていくという観点も必要だろう。
 - 海賊版問題を巡る議論の様子からすると、ビジネスをしている出版社側は、被害額を過大に見積りがちである。一方で、コロナ禍で明らかになったように、電子書籍への社会的なニーズは高まっている。出版社の損失や懸念だけでなく、社会における書物の意義、「書物は何のため、誰のためのものなのか」という点を踏まえて検討すべきではないか。
 - 何をもちいてビジネスへの影響とみなすか、何ベースで被害を計算するかについて、共通理解があった方がよいだろう。
 - 図書館送信サービスの対象が絶版等資料に限られるという前提に立てば、それによる民間ビジネスへの影響は限定的といえるが、そもそも、電子書籍は絶版になる可能性がほぼない。NDL が電子書籍を収集すると、国民やその代表である国会議員から、より広く利用に供すべきという要望が出るのが予想される。出版社には、そのような利用拡大に対する懸念があり、それを解いていくことが必要。

③ リポジトリについて

- オンライン資料の制度収集は既に導入されているが、一定の場合に適用除外が認められている。このうち、除外対象となり得るリポジトリについては、「長期継続」「公衆利用可能性」「特段の理由なく消去されない」という要件を満たすことを示してもらうことが法律上必要である。
- 民間リポジトリについては、運営主体の倒産や運営費用過多により継続できなくなる可能性もあり、サービスの永続性が保証されていない。リポジトリの運営終了時や電子書籍の販売停止の場合のコンテンツの取扱いについて担保を考える必要があり、NDL として方向性を示してほしい。
- かつて、国が電子書籍の出版と利用提供の全体をコントロールするような考え方があり、それに対し、出版社が不安を覚えていることは理解できる。しかし、当時とは状況が異なり、今となっては、そのような考え方では難しいということなら、それを明確に示した上で、検討を進めるべきではないか。
- 民間リポジトリの機能や運用に言及されたことは、実証実験の成果である。急成長しているセルフパブリッシングの収集や著者との関係整理、将来的に利用が拡大された場合の補償をどうするかが今後の検討課題だろう。

④ その他

- 実証実験は電子書籍を端末にダウンロードする方式だったが、NDL 館内では、端末利用者が入れ替わる度にダウンロードしたデータを消去することなので、館内利用に当たってはストリーミング方式の方が合理的かもしれない。
- アメリカ議会図書館著作権局では、オープンデジタルの電子書籍を納本制度に組み込むよう検討している。日本とは制度面の違いはあれど、技術面では参考になるのではないか。

(以上)

令和 2 年 9 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和 2 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

令和 2 年度第 2 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和 2 年 9 月 9 日（水）10 時から 11 時 45 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

一般社団法人日本電子書籍出版社協会（以下「電書協」という。）が構築を予定しているリポジトリ（法令の定めるところにより、オンライン資料収集の対象外となる可能性あり。）の運営に関するヒアリングを実施した。主な発言は次のとおりである。

○ 報告者

田中敏隆一般社団法人日本電子書籍出版社協会常任幹事（図書館対応ワーキングチーム座長）

○ 主な発言

① リポジトリ構想の概要

- 電書協は、出版業界団体自らが責任をもって電子書籍データを保存しオンライン資料収集制度に対応するため、また、多様な出版文化の維持継続するため、令和 3 年 3 月から、リポジトリの運用を開始する予定である。

② 収録コンテンツの概要

- 運用開始当初は、「電子文庫パブリ」（電書協が 2000 年に開始した電子書籍配信サービス）で配信している協会加盟社のコンテンツ 10 万点以上をミラーサイトで保管する。運用開始後、さらなるコンテンツ増加が見込まれる。
- いずれ非加盟社にも声を掛け、広く参加しやすいリポジトリを目指す。参加しない出版社による NDL へのオンライン資料の直接提供や、専門書系の他のリポジトリに参加する出版社が発生するのは必然であり、棲み分けが行われることを前提としている。

③ 運営体制

➤ 公衆への利用提供について

- 公衆に対する提供は「電子文庫パブリ」により有償で行われる。
- 有償配信の場合も、公衆に利用可能とされているものと考えられる。

➤ コンテンツの保存について（提供元からの修正・削除依頼への対応方針、バージョン管理を含む）

- 「電子文庫パブリ」による配信サービスとリポジトリでのアーカイブを一体で行う。配信用ファイルは版元からの要請で最新版に差し替えるが、版違いのファイル、少なくとも初版と最終版は削除せずに保管するのが望ましいと考えている。電子書籍の場合、基本的に絶版という状況にはならない。著作者との契約解除や版元の倒産等何らかの理由で配信停

止になったコンテンツも、購読者の再ダウンロードに応える必要性から、削除せずに保管する。電書協やデジタルコミック協議会加盟社の場合は、基本的に、電子出版契約書中に再ダウンロードの許諾に関する条項が含まれている。

- 再ダウンロード許可を出版契約において徹底し、さらに出版契約解除後もリポジトリにコンテンツを残す存続条項とすることで、コンテンツの継続保管が担保されるだろう。ただそれ以上に、配信停止となったコンテンツは公衆が利用可能とは言えず NDL への提供義務対象となるため、リポジトリから NDL へ移管するか、他の受け皿を探すことを原則とするのがよいだろう。
- 配信停止コンテンツの状況を含め、リポジトリの運営状況については、事業者から NDL へ定期報告を行うような仕組みが考えられる。
- 電子書籍出版契約の内容について、リポジトリへの収録を含め、各出版社の担当編集者が作家に対し正しく説明できるよう、知識を持つ必要がある。業界団体の法務委員会の勉強会等を通じ、各社の法務担当が情報を共有して持ち帰り、各社内で各編集者が作家に説明できるようにする体制が考えられる。
- 従来の納本制度において、版違いは収集対象、刷違いは収集対象外と運用されてきた。電子においても刷違いに相当する軽微な修正は多々あり、全てを提供対象とするのは現実的ではない。一方、版違いは一般的に ISBN も異なるものであり、それぞれが提供対象になると認識している。
- 初版と最終版の保管だけでは、途中の版が残らない。世に出たものを文化財として全て収集するという理念と現実的運用を擦り合わせる必要がある。
- 研究対象としては、どの段階でどう記載されていたかの差異が重要である。リポジトリにおいて配信停止コンテンツも保管し、研究者がいつまでもアクセスできる仕組みにするなら、国民からの理解も得られやすいだろう。
- 紙の書籍では、在庫管理コストと市場ニーズを踏まえて絶版とすることがあるが、電子の場合、在庫管理コスト不要という特性から絶版にはならない。別の出版社で取り扱うことになった等の理由で、新規配信を停止することはある。出版社が倒産した場合は、他の出版社が権利を引き継ぐのが一般的。著作権法第 31 条第 3 項との関係では、有償配信されるコンテンツは、入手困難には当たらないと考えられる。剽窃、猥褻等の不適切な状況が判明したコンテンツの取扱いは、個別事情を踏まえて判断することになるだろう。
- 単行本と文庫本があり、複数の出版社から文庫本が発行されている場合、どれが電子書籍の底本となるかはケースバイケース。複数の出版社から電子書籍化されることは、あまりない。文庫本の解説部分は本体とは別の著作物であり、文庫本の電子書籍化に際し、解説を含めない場合が多い。

➤ 安定性について（運営終了時のコンテンツ取扱方針を含む）

- サーバー、アプリ、ビューア等のバックヤードは大日本印刷株式会社と株式会社モバイルブック・ジェーピーが担う。電書協は、講談社、KADOKAWA、集英社、小学館等の大手版元で構成されている。リポジトリの運営に当たっては、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本出版インフラセンターとも協力関係にあり、安定した運営が見込まれる。
- 万が一リポジトリの運営を停止する場合には、DRM を解除したうえで NDL や他のリポジトリへコンテンツを移管する仕組みを設ける。

④ その他

- メタデータは、出版情報登録センター（JPRO）が運営する出版書誌データベース（Books）を通じて NDL 検索へ連携可能であろう。Books の書誌情報には、リポジトリへの収録状況の他、音声配信やオンデマンド版の有無等の入手可能性を表示する予定である。
- 一次情報へのアクセスの仲介は、NDL 検索、さらにはジャパンサーチを通じて、NDL が役割を果たすことができる分野である。
- NDL と電書協との間では上記を踏まえた協定書が交わされる予定である。

（以上）

令和 2 年 11 月
オンライン資料の補償に関する
小委員会小委員長

令和 2 年度第 3 回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

令和 2 年度第 3 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

令和 2 年 11 月 16 日（月）13 時から 14 時 50 分まで

2 形式

Web 会議システムによるリモート開催

3 出席委員

福井小委員長、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、樋口専門委員

4 議事の概要

事務局から、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について説明し、質疑応答が行われた。主な発言は次のとおりである。

① 収集及び収集除外について

- 「DRM の付されていないファイルを収集対象とすべき」という記載だと、DRM なしで流通する資料のみが収集対象であるように読み取られる可能性がある。「DRM が付されている場合にはそれをはずして収集対象とすべき」と記載した方がよい。
- 公的機関や学術機関が運営するリポジトリに限らず、営利的機関が運営するリポジトリも規程第 3 条第 3 号の対象として収集除外になり得るとするのは、従来の解釈と異なるため、次の複数の理由で慎重であるべきだ。
 - 前回ヒアリングを行った一般社団法人日本電子書籍出版社協会が構築予定のリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とする」への該当性判断は慎重に行われるべきである。特に利用料金体系等が明らかになっていない段階で、「公衆に利用可能」と言ってもよいものか判断し難い。
 - オンライン資料の収集目的は「文化財の蓄積及びその利用に資するため」である。収集除外のリポジトリについて、NDL が契約その他の方法により館内で利用可能にしたとしても蓄積はされず、本来の目的を達成できないのではないか。これを認めるなら、規程第 3 条第 3 号の改正が必要なのではないか。
 - 今後、出版物の電子化が進み、紙での出版物から電子書籍・電子雑誌に転換することは明らかである中で、民間が運営するリポジトリを収集除外とすることは、納入されないオンライン資料が増え、納本制度の在り方自体を揺るがすことになる。
 - 参考資料 4 の主要国の国立図書館におけるオンライン資料収集制度を見ると、DRM を解除したものを収集するところがほとんどである。
 - 民間運営リポジトリにより、一度電子化されてリポジトリに収録された資料は、常に入手可能な状態になるため、NDL がデジタル化した資料の一般向けないし図書館向けの公衆送信できる資料の範囲に影響を与える。これはさらに、現在文化審議会（著作権分科会 法制度小委員会 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム）で検討中の国民への直接のインターネット送信の有効性に影響を与

えるものである。

本来、国立国会図書館法の考え方及び欧米諸国の国立図書館で行われているオンライン資料納入の方法からすれば、営利的リポジトリのコンテンツは DRM を外したものが納入されるべきである。少なくとも、DRM 付きの資料が営利的リポジトリで提供されることで収集除外になる可能性があることについて、具体的な検討なしに原則的に認める方向での議論には賛成できない。具体的な検討とは、資料 2 の項番 2.2 にある、「公衆（NDL を含む。）への利用提供方法、コンテンツ保存方法（修正・削除方針の妥当性を含む。）」、「運営停止時のコンテンツの取扱い（NDL や他のリポジトリへの移管等）」、「定期的な運営状況報告（提供停止コンテンツの情報共有を含む。）」及び NDL とのメタデータ連係の実施に関する NDL とリポジトリ運営者の協定書等による「担保」の内容についての検討である。リポジトリに関する解釈変更が今後の納本制度全般に大きく影響するだけでなく、今、国民的に議論されているネットを通じた情報アクセスの方向性を左右するものであり、議論は慎重であるべき。また、文化審議会での議論では、「国民の情報アクセスの充実」と「権利者・出版社の利益保護」とのバランスに配慮した議論が行われている。こちらも同じ態度で臨んでいるのだろうが、どうも結論ありきで進んでいるような気がしてならない。あちらのワーキングチームの議事録が逐一公開されていて、開かれた場で議論が行われているのに対して、こちらの議論が閉鎖的に見えるのも問題である。

- 電書協のリポジトリは完成しておらず、収集除外として認めるような段階ではない。現時点では、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリであっても、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」「特段の事情なく消去されないと認められるもの」であれば、学術機関が運営するリポジトリと同様に、収集除外として認められる可能性があるということを確認するのみである。具体的な除外認定に際しては慎重であるべきであり、協定書の具体的な内容等については、今後の検討事項である。また、規程第 3 条第 3 号において、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」「特段の事情なく消去されないと認められるもの」を収集除外としているのは、リポジトリにおいても、NDL が主体的に行う「文化財の蓄積及びその利用」と同様の機能を有している場合には、NDL において必ずしも重複して蓄積しなくてもよいという趣旨であり、学術機関のリポジトリが収集除外に該当する可能性があるのと同様に、民間リポジトリについても該当する可能性があるという考え方は、現行規程の範囲から逸脱するものではない。なお、有体物の納本制度においては NDL による網羅的収集を目的としているが、インターネットで提供される情報については、オンライン資料を含め、網羅的収集は困難であること等から、納本制度とは別の収集制度を構築してきた経緯がある。オンライン資料収集制度においては、NDL が主体的に行う「文化財の蓄積及びその利用」と同様の機能を有している場合には収集除外を認める仕組みがあり、NDL だけでなく、リポジトリとの役割分担により、日本全体で「文化財の蓄積及びその利用」を実現しようという考え方である。また、市場において DRM が付された状態で流通する電子書籍等であっても、DRM が無い状態のファイルを収集することを目指しているものであり、諸外国と同様の対応である。民業と図書館機能の線引きとして、入手可能性がある場合には図書館送信、あるいは現在議論されている家庭向け送信の対象にしないというのが、どの立場の関係者においても、概ね共通理解であろう。NDL が商業コンテンツを収集したからといって、何らかの形で流通している以上は、無制限に配信対象となるものではない。NDL としても「国民の情報アクセスの充実」と「権利者・出版社の利益保護」とのバランスへの配慮が重要だと考えている。オンライン小委員会の記録については、現状、概要をまとめて議事要録として NDL-HP 上で公開しているが、議論の様子が分かるよう、取りまとめの際に十分留意する。
- 民間リポジトリと言われているものについて反対しているわけではなく、それを収集除外とする仕組みをどのように位置付け運用するのか、特に納本制度審議会の中でじっくり議論した方がよいのではないかと考えている。民間リポジトリについて学術的な機関リポジ

トリと同等の扱いをしてよいのか、検討すべき課題は述べられているが、具体的な判断基準が不明であり、これがある程度明確にならないと、個人的には賛成し難い。

- DRM が付されていない状態のファイルを NDL に提供することを原則とするが、長期間にわたり蓄積し公衆に利用可能とする目的で運営されている場合には、収集除外を認めるオプションが設けられているものである。現状では、できるだけ早期に有償等オンライン資料の収集を開始し、資料の散逸を防ぎ、収集の経験を積んでいくことが大事であろうと考えている。令和4年度には制度収集開始するスケジュール感であり、その時点で運営実態のあるリポジトリとは協定書の締結を済ませるよう準備を進めたい。
- 収集除外の民間リポジトリと NDL の間で協定書の締結を予定しているのであれば、協定書の内容について議論することにより、リポジトリ認定基準が具体化されるのではないかと。協定書の内容についての議論を先送りするなら、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」「特段の事情なく消去されないと認められるもの」以上に具体化された言葉がない。ヒアリングや小委員会の議論を通じて、基準は具体化されつつあるように思う。例えば「公衆に利用可能」については、利用料金が相場と乖離していないかを確認する等、何をもって規程3条3号の要件を満たすかについての指針があってもよいのではないかと。小委員会としての長きに渡る議論の結果を、判断基準のような形で報告書に盛り込むべきだろう。
- 事務局でも基準の検討に着手はしている。確認すべき観点は、資料2の項番2.2で示したとおりであるが、具体的に何をもってどう確認すべきか、例えばリポジトリの永続性について、財務や人員体制をどれくらいチェックするのか等、詳細はつめきれていない。
- 悪意をもってリポジトリを立ち上げ、NDL に収集されたくないコンテンツを登録すれば収集対象から除外されるという名目にもなり得る。今後、リポジトリを理由とした収集除外の申出があった際に、単なる「収集逃れ」の自称リポジトリではないかを判定する機関を審議会の中に作るとよいかもかもしれない。
- 「営利企業で構成される組織」には、一般社団法人のような非営利法人だけでなく、株式会社が個社で運用する場合も含まれるのか。非営利法人ならともかく、個社で運用するものを収集除外として認めるのは難しいのではないかと。協定書で担保する NDL へのコンテンツ移管も、「運営停止時」という一言では表現が足りないように思う。また、リポジトリ内に、閲覧のみ可能だがプリントアウトは不可、図書館送信は絶対不可等、利用条件が異なるコンテンツが混在している場合、NDL に提供した後の取扱いもコンテンツごとに差別化されるのか。
- 個社で運用するものをリポジトリと認めるのは、個人的には常識から逸脱しているように思う。それをリポジトリと認め得るとすれば、個社が管理・公開しているから NDL に提供しなくてよいということと同義にならないかと。一営利企業が自社のコンテンツのみでリポジトリに該当するものを運営するとは、認定し難いのではないかと。
- 営利企業を集約する組織体として責任を取れるならともかく、個社が公衆に販売するから収集除外でよいという流れになることに懸念がある。
- 一般社団法人を設立するのも難しいことではなく、一概に、一般社団法人なら認める、株式会社だと認めないとは言えないだろう。運営主体ではなく、認定基準を満たすか否かで判断せざるを得ないのではないかと。とは言え、一営利企業が自ら、自社の作品だけでリポジトリを作るといった状況には疑問はある。
- 営利企業1社でリポジトリを運営するというのは確かに違和感がある。一方で、大学が単独で運営している機関リポジトリは収集除外として認められており、運営者が一者のみというだけではない何らかの差異が違和感の元だろう。その違和感が何かを精査し、差異を埋められるならば個社が運営するリポジトリも認められ、埋められないならば複数の営利企業で業界団体を作ってもらうこともあり得るのではないかと。
- 例えば、電子取次事業者や印刷業者が運営を委託されているような場合、あるいは、コングロマリットの場合は、個社が運営するリポジトリという状況は十分にあり得るのではな

いか。

- 運営主体が個社か複数社かではなく、悪意の制度利用を排除する基準を考える方が建設的なのではないか。細かいルール作りが先送りされるならば、現時点では、「悪意によって制度が利用されることを認めない」という大きな条件を入れることも考えられる。
- 悪意の「収集逃れ」を防ぐため、リポジトリの認定基準を満たすか十分に確認する必要があるが、現状、運営主体の法人格をリポジトリ認定要件とする想定はなかった。
- 海外事業者が運営するリポジトリについても、この法規は有効なのか。
- 日本法人を有する海外事業者の場合、日本法人が運営していると見做してリポジトリとして認められる可能性もあるが、実効性の担保も含めて難しい点があるのは課題として認識している。
- 海外事業者の場合、基本的にはサーバ、課金システム、管理ともグローバルに展開しており、日本法人が提供義務を負うべき発行主体として機能しているかは疑問。リポジトリの認定基準をどのくらい厳格に作るかによるが、海外に拠点が散らばっている場合に、リポジトリとしての責務を負い要件を満たせるかが大事だろう。
- グローバル企業の場合は、実効性の担保の問題が出てくるだろう。日本法人といっても代理店に過ぎず、トラブルが発生しても責任を逃れる場合もある。リポジトリの管理主体や協定書の効果が及ぼせるかを実態的に見ていく必要がある。
- グローバル企業だと、実質において日本法に服していないこともある。少なくとも、規程第3条第3号の基準を満たすか否かは、実効性という点で、より慎重な考慮を要するだろう。
- 単なる電子書店や電子図書館サービスはリポジトリと言えないだろう。リポジトリとは何なのか、基準を明確にすべきである。
- 小さい出版社が電子書籍を制作しNDLへ直接提供する場合、簡便な方法は用意されているか。また、仮にDRM付きを誤って提供してしまった場合、やり直しを求められるのか。
- 提供方法は、資料2の項番1.4に記載したとおり、原則として既存の自動収集、アップロード、郵送の3方法を想定し、大量提供の場合は他の簡便な手段を用意する。DRM付きのままだと複製ができないはずなので、誤ってNDLに提供されることは考え難いが、DRMが付されていないファイルを提供するよう求めることになる。

② 利用について

- 館内利用しかできないデジタル資料は、外出困難な利用者にとっては役に立たない。様々な理由で図書館に行けない状況に置かれている人のフォローを真剣に考えなければならぬ。現時点で可能なサービスのみならず、将来におけるサービスの在り方を先手先手で考えないと、図書館の存在意義を国民に理解してもらうのは難しいだろう。きめ細やかなサービスを確立する必要性を感じる。
- 現に市場で流通している資料を公衆送信できない点は、著作権法の制約もあり、すぐには変更できない。将来を見据えたご意見として受け止めた。
- デジタル時代の図書館サービスの在り方は、大きな課題だと認識している。オンライン資料収集については、従来の利用形態を前提として議論を進めてきた。これ以上の利用拡大については、別の場で検討されるべきものだろう。

③ 補償、政策的補償その他インセンティブ等について

- ファイル本体に対する補償は不要であり、政策的にも経済的補償は不要ということか。納本制度には代償金があり、出版物の価値を評価しているものとも考えられる一方、オンライン資料の場合は事実上補償がないというのは、出版者から素朴な反発があるかもしれない。NDLには丁寧な説明を求めたい。
- 手続費用について、編集から営業まで1人で行うような小さい出版社の場合、NDLへの提供の手間が大変だろう。「1人出版社」でも積極的に納本したくなる簡易な提供方法が

用意され、提供の手間の分だけ 100 円でも 200 円でも還元されるとよいのではないか。

- 振込手数料の方が高くなってしまふ点が、課題解決を難しくしている。こうした、いわゆるマイクロペイメントは、社会のあらゆる部門が直面している課題である。
- 収集に対する経済的補償は難しい。デジタル時代の新たな利用に係る補償金については、文化審議会で議論されているものもある。館内利用のための利用権契約の拡充については、前向きに考えている。
- 収集した資料のメタデータが作成され、他の情報と連携し、販売にもつながるという仕組みは、出版者にとってもインセンティブとなるのではないか。
- 資料 2 の項番 4.3 に記載したとおり、販売サイトへのナビゲートを行うことは可能であり、インセンティブとして受け取っていただけることを期待したい。
- アクセシビリティの観点で、来館困難者に対して利用提供方法を緩和する考えはあるか。また、固定型 PDF はアクセシブルとは言えない。
- 視覚障害者等向けの図書館サービスという大きな観点で検討されるものと考えている。収集対象については、全文テキストデータありの版を優先的に収集する等、最良版の規定で対応することを想定している。

④ その他

- 本日の議論を踏まえ、事務局において課題の整理に関する資料を加筆・修正し、委員・専門委員にメールでご確認いただいたうえで、次の審議会で報告する。

(以上)

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

1 実施経緯

平成 24 年の国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）一部改正により、私人が出版（公開）するオンライン資料¹を国立国会図書館（以下「NDL」という。）が収集し保存することが可能となった。

無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料については、平成 25 年 7 月からオンライン資料収集制度による収集を開始したが、有償又は DRM の付されているオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、補償の在り方や技術面の課題について検討を要するため、当分の間、提供を免除するものとされている。この有償等オンライン資料について、制度収集の在り方を検討するため、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業（以下「実証実験」という。）を実施することとした。

2 実施概要

主に以下の 2 点を目的とし、企画競争により受託者となった一般社団法人日本電子書籍出版社協会（以下「電書協」という。）が 2 段階に分けて実施した。

2.1 目的

- 電子書籍・電子雑誌（以下「電子書籍等」という。）の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証（DRM、ファイル・フォーマット等）
- NDL 館内で電子書籍等を閲覧に供することによる出版ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析

2.2 方法

- 第 1 段階（平成 27 年 12 月～平成 30 年 12 月）：電書協から送信された電子書籍等を NDL の来館利用者が閲覧する実験
- 第 2 段階（平成 31 年 1 月～令和 2 年 1 月）：第 1 段階同様の閲覧実験及び暗号化された電子書籍等の長期保存に関する調査研究

3 実施結果

電書協から提出された実証実験の作業報告書、利用ログ、利用者アンケートによると、以下のとおりである。

3.1 収集整理

電書協と出版社の契約に基づき電子書籍等を収集し、利用者が適切に検索できるよう書誌データの整備を行った。

(1) 収集数量

- 第 1 段階では 37 社から 3,806 点、第 2 段階では 33 社から 4,628 点（いずれも各段階終了時点の数）、実証実験全体では 37 社から 4,780 点の電子書籍等を収集した²。
- 制度に基づく収集とは異なり、著作権者の許諾を得た上で作品を収集する必要があるため、許諾手続きに相当な手間がかかった。収集した作品 1 点について、出版社からの申出（著作

¹ インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）。

² 別添 1-1 作品数の推移、1-2 作品数内訳（出版社別）、1-3 作品数内訳（ジャンル別）

権者の事情による)に基づく取り下げが発生した。

(2) データ特性 (コンテンツ及び書誌)

- ・ 電子書籍等のコンテンツファイルには同内容のフォーマット違い (ドットブック形式、XMDf 形式等の旧来フォーマットと EPUB 形式等の現行主流フォーマット) があり、確認作業に手間がかかった。
- ・ 出版社から提供された書誌データに不備が散見され、補正作業に手間がかかった。
- ・ 出版社から提供されるコンテンツファイル、書誌データの状態は一様ではないため、収集整理に当たって個別に解決しなければならない事例が多い。

3.2 利用提供

収集した電子書籍等の提供は、NDL 館内に設置されている一般利用者用端末等から実証実験専用サイトにアクセスし、ダウンロードした電子書籍等を実証実験用ビューアにより閲覧する方法で行った。

(1) 提供規模と利用環境

- ・ NDL 東京本館及び関西館の一般利用者用端末 20 台のみで提供を開始した。平成 28 年 9 月に対象端末を拡大した後は、東京本館、関西館及び国際子ども図書館の一般利用者用端末等約 730 台で利用可能とした。
- ・ リフロー型 EPUB 形式 (主に文芸書、ビジネス書、評論等の文字を中心とした作品)、固定レイアウト型 EPUB 形式 (主に雑誌、ムック、コミック、写真集等の画像を中心とした作品)、PDF 形式に対応する実証実験用ビューアを用意した。
- ・ アクセシビリティの向上を意図し、実証実験用ビューアに文字の拡大縮小、画面の白黒反転の機能を実装した。
- ・ 特に固定型のコンテンツファイル (固定レイアウト型 EPUB 形式、PDF 形式) の場合、ダウンロード完了後に閲覧を開始する方式では利用者の待ち時間が著しく長くなるため、第 2 段階において、ファイルをダウンロードしながら閲覧を開始するプログレッシブダウンロード方式へのバージョンアップを実施した。これに伴い、コンテンツファイルの変換や再登録等の作業が発生した。

(2) 利用実績・利用者の態様等

- ・ 第 1 段階の閲覧数は延べ 18,086 回、第 2 段階の閲覧数は延べ 6,000 回、実証実験全体では延べ 24,086 回であった³。実証実験期間を通して閲覧数 0 回の作品が約 40%、閲覧数 1~4 回の作品が約 35%を占めた一方で、閲覧数 100 回以上の作品もあった⁴。閲覧時間は、1 回当たり 2 分未満が約 37%、3~10 分未満が約 34%であり、短時間の利用が大半を占めた⁵。
- ・ 閲覧に当たっては、1 作品を複数端末から同時に閲覧できないように制御を行った。実証実験期間全体で、同時閲覧上限超過によるエラー数 (システム上のエラーログを単純累計した数) は 73 回であった⁶。
- ・ 利用者アンケート結果⁷によると、回答者の 78%は電子書籍を読んだことがあるが、この

³ 別添 1-4 閲覧数の推移

⁴ 別添 1-5 閲覧数 (作品別)、1-6 閲覧数ランキング (上位 20 作品)、1-7 閲覧数 (ジャンル別)、1-8 作品数と閲覧数の分布 (ジャンル別)

⁵ 別添 1-9 閲覧時間 (作品別)

⁶ 別添 1-10 同時閲覧上限超過エラーの状況

⁷ 別添 1-11 電子書籍の利用実態

うち 32%は無料の電子書籍しか利用したことがない。電子書籍の読書頻度は、2,3 か月に 1 冊が 50%を占めた。電子書籍を読んだことがない、読んだことはあるが購入したことがないと回答した人のうち、実証実験により電子書籍に興味を持ったので購入したいとの回答が 15%、興味を持ったが購入しないとの回答が 57%であった。

- ・ 利用者アンケート結果⁸によると、プリントアウト機能に対する要望は多い。その他、タブレット端末や持込端末での閲覧、検索結果表示の充実（ページ数、底本の出版年、あらすじ等の表示）、書店サイトへのリンク、表示調整機能の充実（サイズ、背景色、文字色、明るさ、コントラスト等の調整）等を求める意見があった。
- ・ アクセシビリティの観点では、現在のところ、市販されている電子書籍等における音声読み上げ機能のサービス実装は限定的であり、コンテンツは別途、オーディオブックとしての市場が形成されている。今後のアクセシビリティ対策については、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）の施行に伴い、議論や検討が行われている。

3.3 保管

収集した電子書籍等は、十分なセキュリティ対策をとった上で、電書協の協力会社である電子取次事業者の用意する環境において保管した。

(1) セキュリティ対策

- ・ データの外部流出、改ざん、消失等が発生しないよう、保管コンテンツへのアクセス経路の限定、アクセス権限の制御、コンテンツファイルの暗号化、利用ログの記録による追跡可能化、保管データの定期的なバックアップ、保管設備への入退室管理等の対策を行った。
- ・ データの流出や不正利用を防ぐための常時の防衛、自然災害や事故等に備えた冗長性の確保が必要である。

(2) サーバ容量

- ・ 実証実験第 2 段階終了時のコンテンツファイル 4,628 点の総容量は 139,412MB（平均 30.12MB/点）、内訳は、リフロー型 EPUB 形式が 2,941 点、28,706MB（平均 9.76MB/点）、固定レイアウト型 EPUB 形式が 1,661 点、110,295MB（平均 66.40MB/点）、PDF 形式が 26 点、411MB（平均 15.81MB/点）であった。
- ・ 固定レイアウト型 EPUB 形式は、コミック、雑誌等において画像データが中心となることから、1 点当たりのファイル容量が大きい。

3.4 収集及び長期的な保管・利用の技術的検証

仮想環境を用いた電子書籍等の投入実験を行うとともに、関連する技術動向の情報収集等を目的とした有識者会議を通じて知見を集め、最新情報を調査した。

(1) 投入実験

- ・ 形式や DRM 有無の異なるコンテンツファイルを用意して仮想環境に投入、複数種類のビューアで視認性を確認する実験を行った⁹。
- ・ DRM ありの EPUB 形式は、リフロー型・固定レイアウト型とも、対応する専用ビューアでは問題なく閲覧できるが、汎用ビューアではファイルの読み込みや表示の段階でエラーが発生し、全く閲覧できない。

⁸ 別添 1-12 電子書籍の館内閲覧時にあるとよい機能

⁹ 別添 2 閲覧検証の結果

- ・ DRM なしの EPUB 形式を汎用ビューアで閲覧した場合、リフロー型・固定レイアウト型とも、表示に多くの不具合が発生した。

(2) リポジトリ調査

- ・ 国内外の機関リポジトリの運営状況調査を行った¹⁰。
- ・ 平成 30 年 11 月末時点で国内に存在する機関リポジトリ 626 件の大半は大学が運営主体であり、主な収録コンテンツは紀要論文や学術論文である。
- ・ 商業出版社が発行する電子書籍等は、別途、民間の電子書籍サービスとして 20 数年に渡り継続して保存・蓄積・提供が行われており、大学等の機関リポジトリに相当する機能を兼ね備えていると言える。
- ・ 有識者会議では、大学等が運営する機関リポジトリと同様に民間が運営するリポジトリとも連携し、官民の役割分担により日本国内の電子書籍等を保存することが合理的であるとの意見が示された一方、民間運営の永続性には懸念も示された。

(3) 流通フロー

- ・ 電子書籍等の収集・保存のためには、その制作・流通に係る一連のワークフローの特性を十分理解する必要がある¹¹。

(4) ファイル形式

- ・ 電子書籍等を閲覧するための仕組み（ビューア、配信方式等）は、出版社、電子書店、その他関係ベンダー等が新規性や独自性を競い合う領域であり、進化と陳腐化のサイクルが非常に速い。それに合わせて電子書籍等のファイル形式や DRM 方式も変遷するため¹²、中長期的視点では、収集ファイル形式を規定すること自体が難しい。
- ・ 有識者会議では、電子書籍等を長期的に保管・利用するためには、単にファイルを保管し続けられれば済むことではなく、ビューアや DRM とあわせて、常に次世代の仕組みへのマイグレーションを行う必要があることが指摘された。

(5) ビューア

- ・ 端末、OS、ブラウザ等の環境は、セキュリティの観点からも最新状態を維持する必要がある、それに合わせてビューアの更新も不断に行われるため、進化の速度が速い。
- ・ 現在は、継続的かつ汎用的な電子書籍等の閲覧環境として、web ブラウザ上での表示の実用化が進められている。

3.5 ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析

最新の電子書籍ビジネスの動向を調査するとともに、有識者会議や実証実験に作品を提供した出版社との連絡会議を通じて情報収集を行った。

(1) 公共図書館向け電子書籍貸出サービス

- ・ 国内においては、新たな電子書籍ビジネスとして、公共図書館向け電子書籍貸出サービスが広がりつつある¹³。
- ・ 発展途上のビジネスモデルであるが、来館困難者への読書機会を提供するサービスとして、従来の図書館サービスを補う役割が期待されている。
- ・ 仮に、NDL が収集した電子書籍等を図書館送信サービスの枠組みで提供する場合には、民

¹⁰ 別添 3 機関リポジトリについて

¹¹ 別添 4 電子書籍の基礎知識

¹² これまで、電子書籍等のファイル形式は、5 年から 10 年のサイクルで変遷が見られる。現在の世界標準である EPUB 形式も、令和元年には新バージョン（EPUB3.2）が公開された。

¹³ 別添 5 公共図書館向け電子書籍貸出サービスについて

間ビジネスとの競合が発生し、大きな影響を及ぼすことになる。

(2) 利用提供方法

- ・ NDL 館内限定公開かつ同時閲覧制御という実証実験の利用方法では、作品数が限定的だったこともあり、有識者会議や連絡会議においてビジネスへの影響があったという指摘はなかった。
- ・ 制度収集開始後については、有識者会議や連絡会議において、公共図書館への配信や無制限な利用が行われると電子書籍ビジネスへの悪影響が懸念されるとの指摘が多数あった。
- ・ 出版社を始めとする電子書籍関連事業者の中には、NDL による将来的な利用拡大に対する不安が認められる。この不安を取り除くためには、利用に関するルールを策定し、NDL と出版社の合意文書等により担保することも考える必要がある。

4 まとめ

3 で述べた実証実験の実施結果から、有償等オンライン資料の制度収集に向けた検討の方向性は、以下のように整理される。

4.1 収集と保存の在り方

- (1) 電子書籍等の収集、保存、利用のいずれの観点でも、DRM が付されたファイルを取り扱うことは困難である。市場において DRM が付された状態で流通する電子書籍等であっても、何らかの形で DRM がない状態で収集する枠組みを検討する必要がある。
- (2) 文化財の蓄積及びその利用に資するというオンライン資料の収集目的に鑑み、収集対象をより明確にする必要がある。特に、現行制度では収集目的の達成に支障がないとして収集対象から除かれている「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの」¹⁴への該当要件について、官民役割分担の観点も取り入れながら検討する必要がある。

4.2 利用提供と補償の在り方

- (1) 市場において有償で流通する電子書籍等について、NDL 館内利用者に限らず、国内の公共図書館等からも利用できる形で提供する場合は、民間の出版ビジネスを阻害する可能性がある。現行法令上、そのような公共図書館等向け配信は不可能であるが、出版業界には将来に対する漠然とした不安や懸念が認められるため、それを払拭するためにも、利用提供方法についての明確なルール作りと、その実効性を担保する枠組みを検討する必要がある。
- (2) 制度に基づく収集の場合は、実証実験において提供側の作業負荷として挙げられた著作権者の許諾取得に係る事務は発生しない。また、提供データの照合や補正に係る作業負荷は NDL 側が担うこととなる。この点を踏まえ、まずは全体的に合理的で作業負荷の低い収集フローを検討した上で、補償すべき費用やその他のインセンティブについて、さらに検討する必要がある。

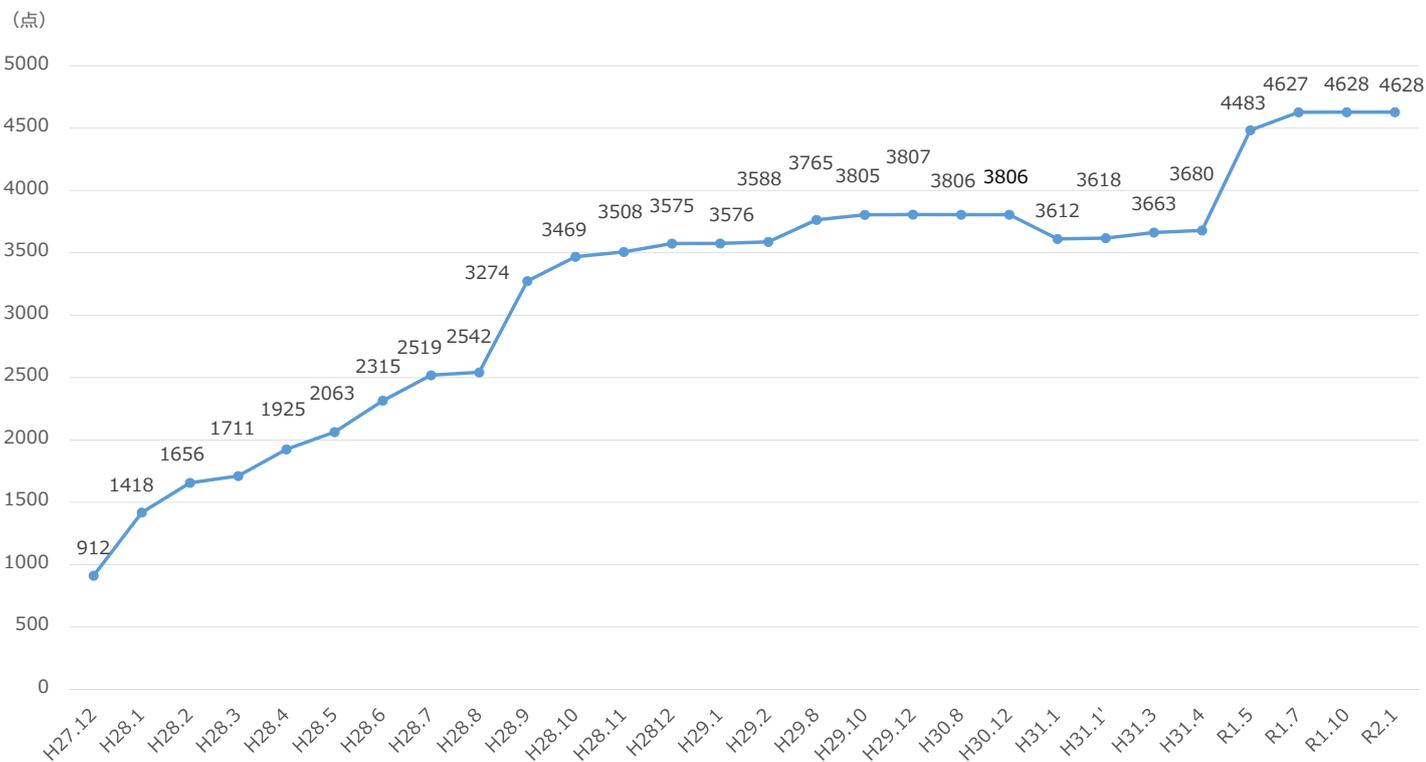
¹⁴ 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）第 3 条第 3 号

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業 利用ログ及び利用者アンケート結果の概要

- 1 作品数の推移
- 2 作品数内訳（出版社別）
- 3 作品数内訳（ジャンル別）
- 4 閲覧数の推移
- 5 閲覧数（作品別）
- 6 閲覧数ランキング（上位20作品）
- 7 閲覧数（ジャンル別）
- 8 作品数と閲覧数の分布（ジャンル別）
- 9 閲覧時間（作品別）
- 10 同時閲覧上限超過エラーの状況
- 11 電子書籍の利用実態
- 12 電子書籍の館内閲覧時にあるとよい機能

※電書協から報告された利用ログ及びアンケート結果を基にNDLが取りまとめた。

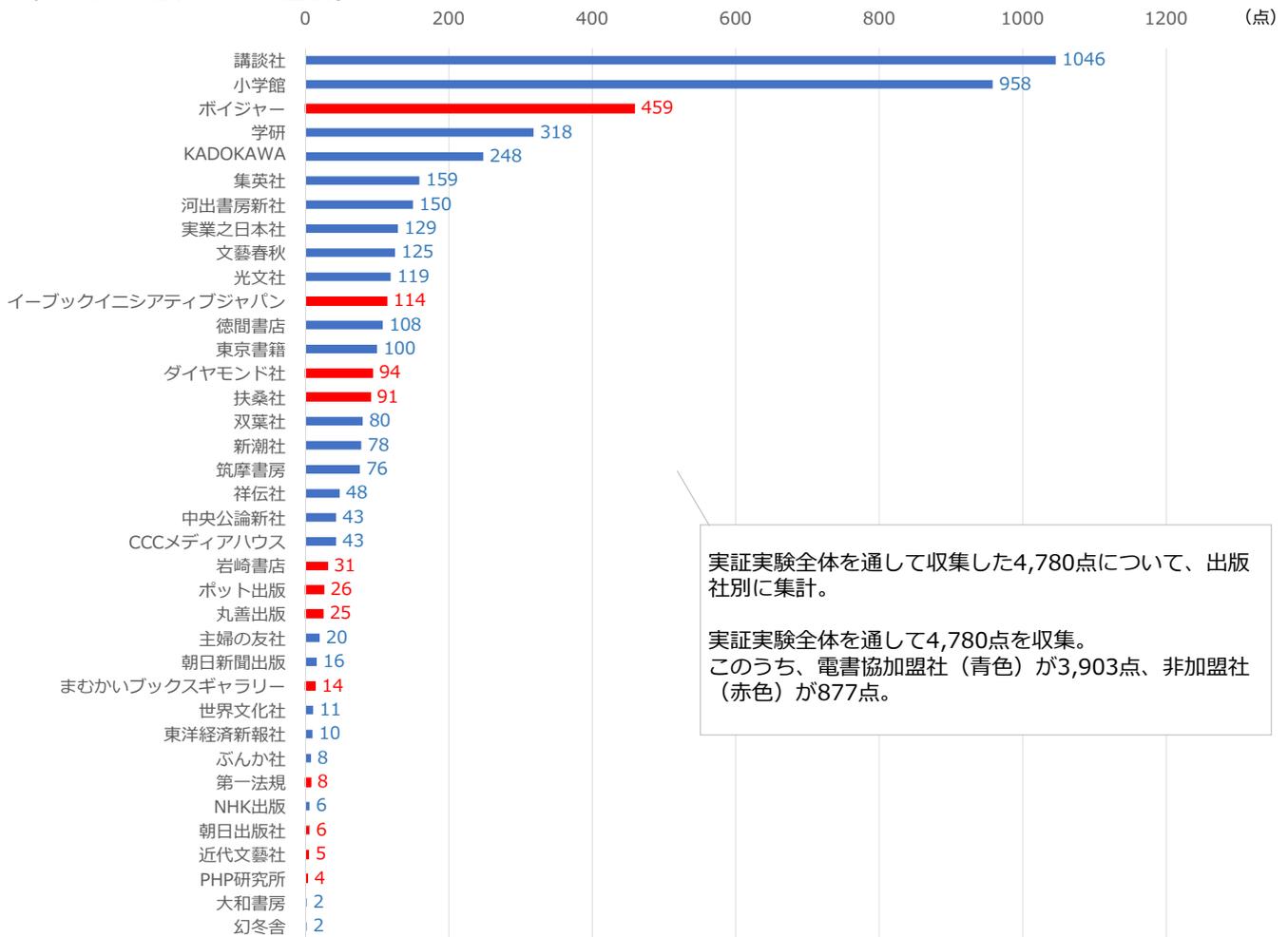
1 作品数の推移



実証実験期間における収集作品数の推移をグラフ化。

第1段階は、平成27年12月に912点で開始、平成30年12月に3,806点で終了。
（最大で3,807点を収集したが、その後、取り下げが1点発生）
第2段階は、平成31年1月に3,612点で開始、令和2年1月に4,628点で終了。
実証実験全体では、4,780点を収集。

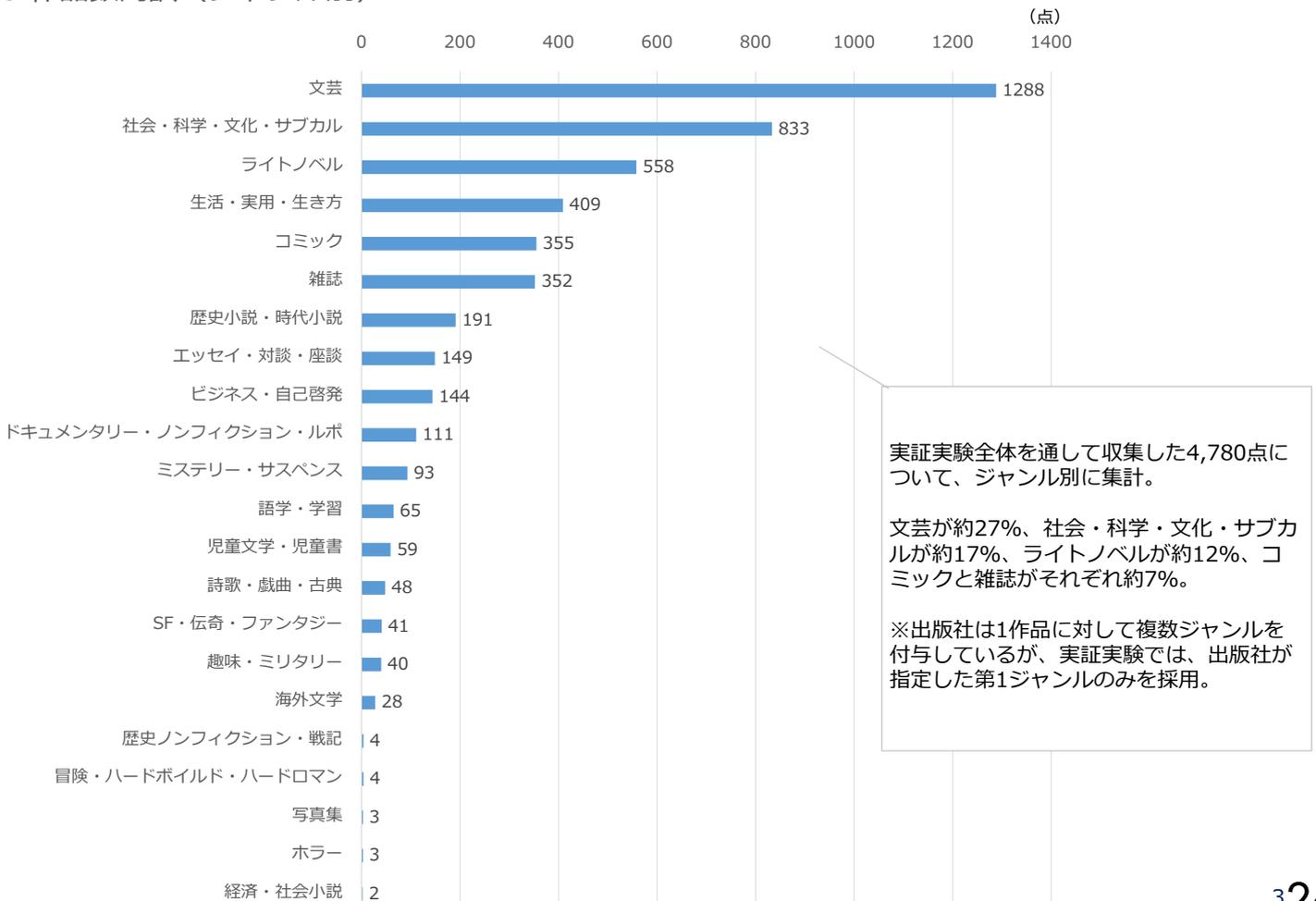
2 作品数内訳（出版社別）



実証実験全体を通して収集した4,780点について、出版社別に集計。

実証実験全体を通して4,780点を収集。
このうち、電書協加盟社（青色）が3,903点、非加盟社（赤色）が877点。

3 作品数内訳（ジャンル別）

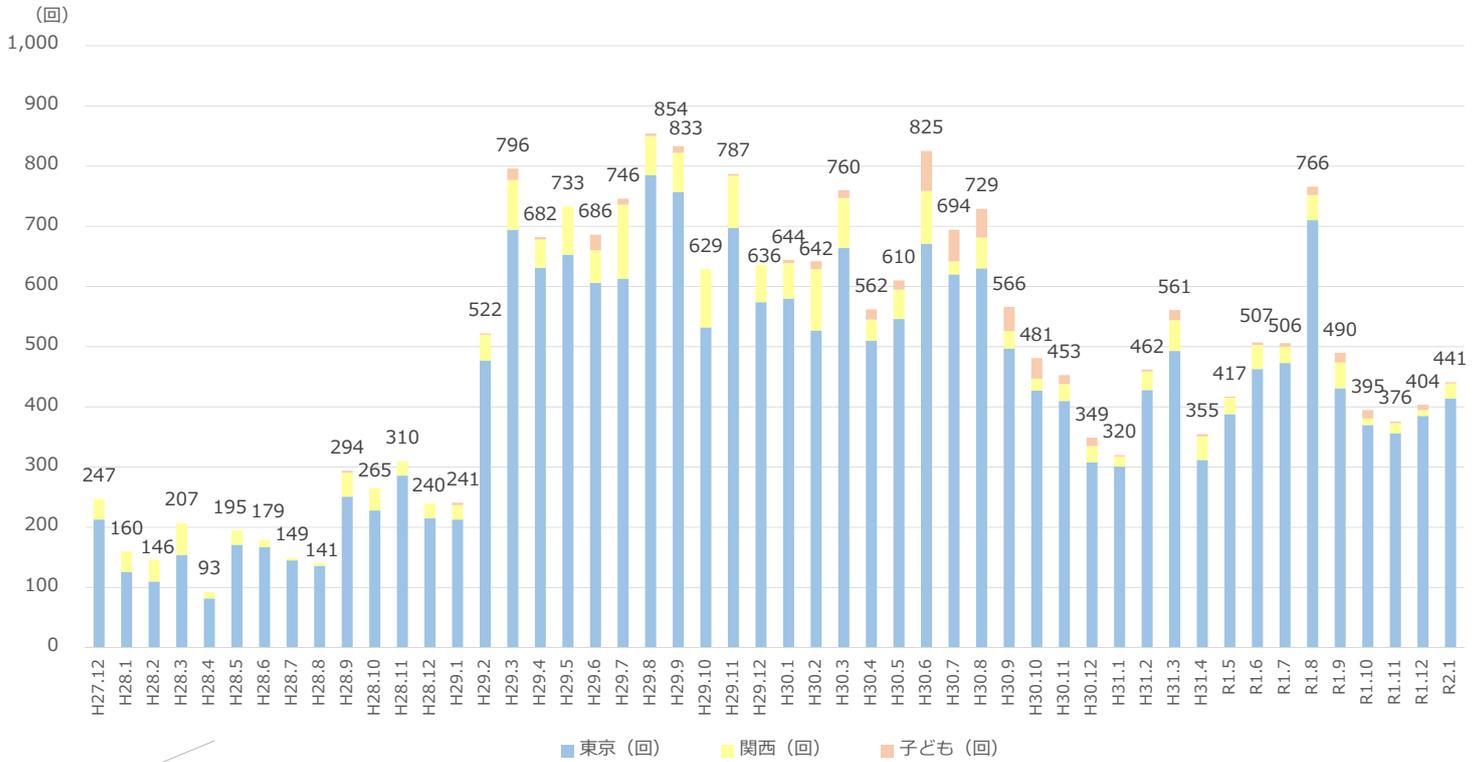


実証実験全体を通して収集した4,780点について、ジャンル別に集計。

文芸が約27%、社会・科学・文化・サブカルが約17%、ライトノベルが約12%、コミックと雑誌がそれぞれ約7%。

※出版社は1作品に対して複数ジャンルを付与しているが、実証実験では、出版社が指定した第1ジャンルのみを採用。

4 閲覧数の推移



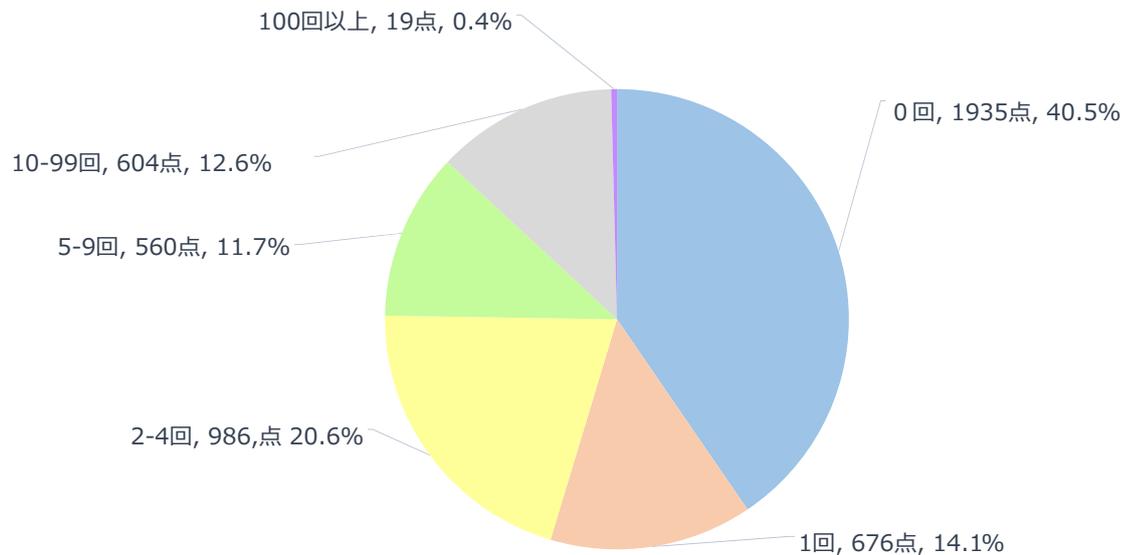
実証実験期間における閲覧数の推移をグラフ化。

第1段階（平成27年12月～平成30年12月）の閲覧数は、延べ18,086回。第2段階（平成31年1月～令和2年1月）の閲覧数は、延べ6,000回。実証実験全体を通じた閲覧数は、延べ24,086回。

平成28年9月までは、提供端末が20台に限定されていたこと、作品数も少なかったことから、閲覧回数は低調に推移。アクセス数の最大値は、平成29年8月の854回。夏休み期間等の入館者数が多い月は、アクセス数も増加傾向。

4

5 閲覧数（作品別）



実証実験期間全体を通じた作品別閲覧数の傾向をグラフ化。

閲覧数0回の作品が約40%、閲覧数1～4回の作品が約35%を占めた。一方で、アクセス数が100回以上の作品もあり、一部の作品にアクセスが集中する結果となった。

※実証実験全体を通して収集した4,780点、閲覧数延べ24,086回を対象に集計。提供されていた期間は作品毎に異なる。

6 閲覧数ランキング（上位20作品）

順位	タイトル	出版社	ジャンル	閲覧数
1	必笑小咄のテクニック	集英社	エッセイ・対談・座談	473
2	東京タワーたもとのお寿司屋さん	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談	227
3	BTOOOM! 1巻	新潮社	コミック	222
4	かりあげクン 1	双葉社	コミック	217
5	チキウズイン	KADOKAWA	コミック	216
6	静かなるドン（1）	実業之日本社	コミック	203
7	武林クロスロード	小学館	ライトノベル	201
8	潮目 フシギな震災資料館	ポット出版	写真集	194
9	ウロボロス―警察ヲ裁クハ我ニアリ― 1巻	新潮社	コミック	189
10	A F R I C A	近代文藝社	写真集	151
11	沖縄の島へ全部行ってみたサー	東京書籍	雑誌	140
12	Gift with BIKE：自転車が私にくれた贈りもの	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談	137
13	美味しい話に肴あり 1巻	ぶんか社	コミック	128
14	傷のあるリング	東京書籍	文芸	127
15	LANDSCAPE DESIGN 場を創る	イーブックイニシアティブジャパン	写真集	124
16	とらぶるニャンコ 1	ぶんか社	コミック	123
17	FEEL YOUNG 2015年1月号【期間限定】	祥伝社	雑誌	122
18	学園まんが 少年少女日本の歴史1 日本の誕生 一田石器・縄文・弥生時代―	小学館	趣味・ミリタリー	120
19	「朝1時間シート」で人生を変える法	KADOKAWA	ビジネス・自己啓発	105
20	あなたがきらめくエゴ活！	東京書籍	文芸	99

実証実験期間全体を通じた閲覧数上位20作品。

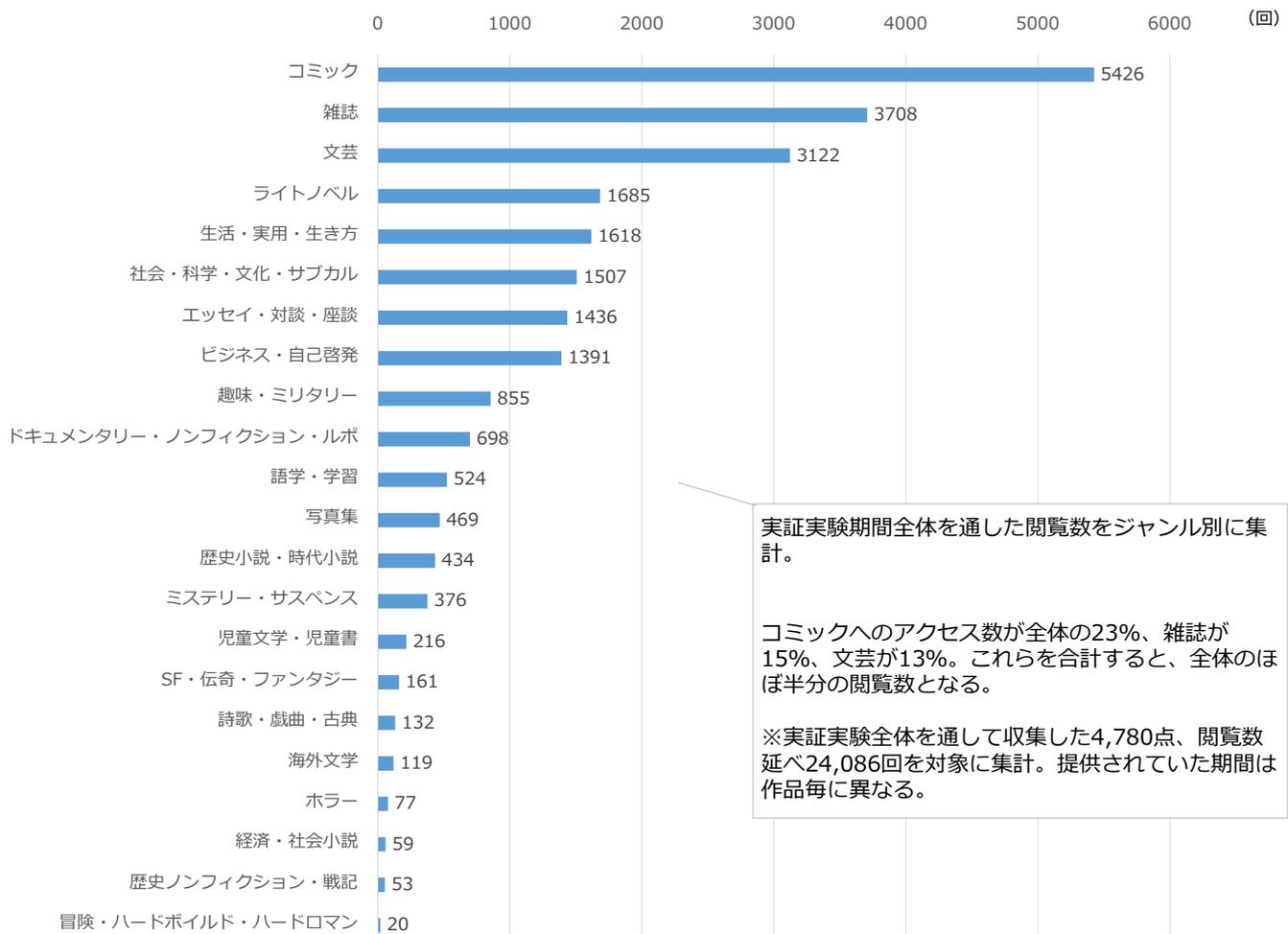
閲覧数1位の「必笑小咄のテクニック」は、2005年12月発行の新書。アクセスログの状況から、1日のうち数回にわたり継続して閲覧されている場合が多いと推測される。
3位「BTOOOM!」、4位「かりあげクン」、6位「静かなるドン」、9位「ウロボロス」は、それぞれ1巻が上位にランクインしているが、他巻の閲覧数も好調。アクセスログの状況から、複数日にわたり継続して閲覧されている可能性がある。

※実証実験全体を通して収集した4,780点、閲覧数延べ24,086回を対象に集計。提供されていた期間は作品毎に異なる。

※いずれの作品も冊子体での所蔵あり。

6

7 閲覧数（ジャンル別）



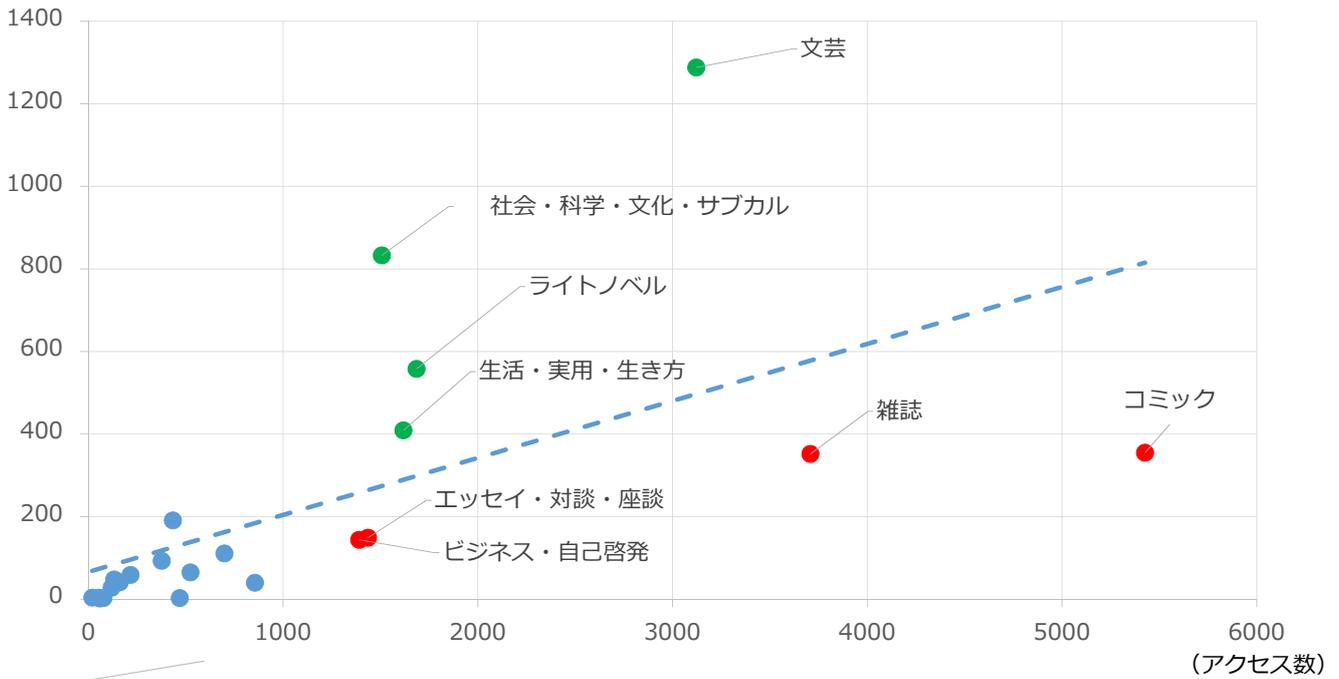
実証実験期間全体を通じた閲覧数をジャンル別に集計。

コミックへのアクセス数が全体の23%、雑誌が15%、文芸が13%。これらを合計すると、全体のほぼ半分の閲覧数となる。

※実証実験全体を通して収集した4,780点、閲覧数延べ24,086回を対象に集計。提供されていた期間は作品毎に異なる。

8 作品数と閲覧数の分布（ジャンル別）

(作品数)



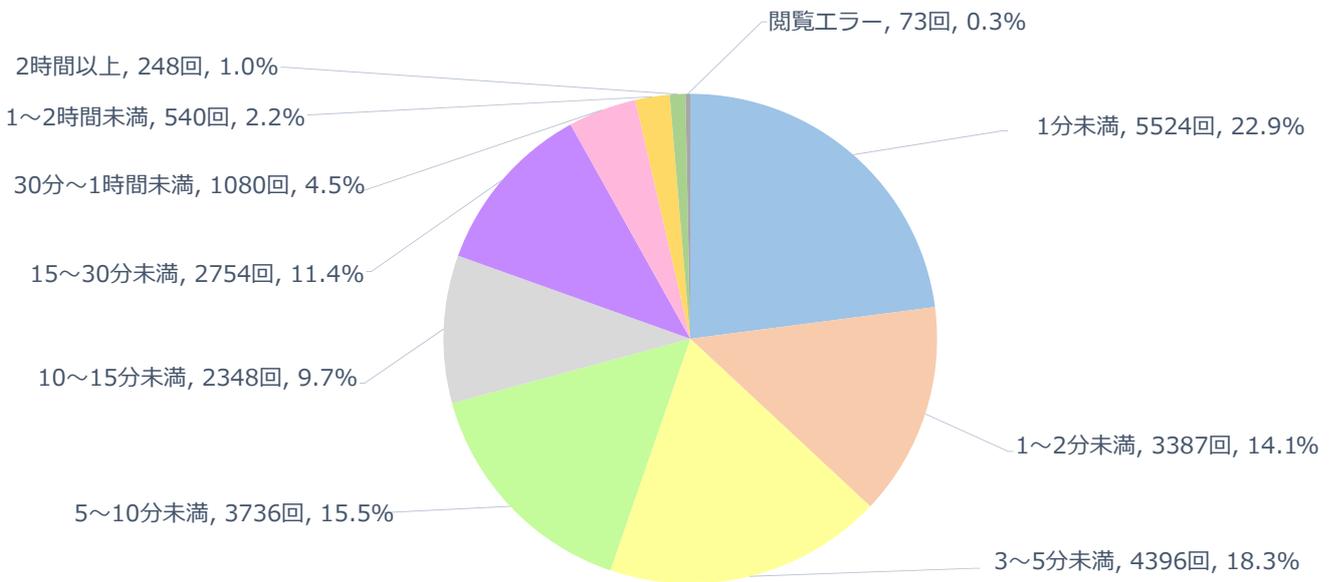
実証実験期間全体を通じたジャンル別の作品数と閲覧数の相関図。

コミック、雑誌、エッセイ・対談・座談、ビジネス・自己啓発のジャンルは、作品数に比して閲覧数が多く、文芸、ライトノベル、生活・実用・生き方、社会・科学・文化・サブカルのジャンルは、作品数に比して閲覧数が少ない傾向があった。

※実証実験全体を通して収集した4,780点、閲覧数延べ24,086回を対象に集計。提供されていた期間は作品毎に異なる。

8

9 閲覧時間（作品別）



実証実験期間全体を通じた作品別閲覧時間の傾向をグラフ化。

閲覧時間が短い場合が多く、1冊を読み切るほど長時間にわたって閲覧されている作品は少ない。出納待ちの時間に、立ち読みをするような利用が多かったと考えられる。

※実証実験全体を通して収集した4,780点、閲覧数延べ24,086回を対象に集計。提供されていた期間は作品毎に異なる。

10 同時閲覧上限超過エラーの状況

閲覧数 *1	24,086
同時閲覧上限超過エラー数 *2	73
同時閲覧推定数 *3	21
エラー発生率 *4	0.30%
同時閲覧率 *5	0.09%

- *1 実証実験全体の閲覧数
- *2 システム上の同時閲覧上限超過エラー数
- *3 システム的なエラー数のうち、他者による同時閲覧と推定される数
- *4 $\text{同時閲覧超過エラー数} \div (\text{閲覧数} + \text{同時閲覧上限超過エラー数})$
- *5 $\text{同時閲覧推定数} \div (\text{閲覧数} + \text{同時閲覧上限超過エラー数})$

実証実験期間における同時閲覧上限超過エラーを分析。

実証実験では、閲覧に当たり、1作品を複数端末から同時に閲覧できないように制御を行った。

実証実験全体の同時閲覧上限超過エラー数（システム上のエラーログを単純累計した数）は、73回（エラー発生率0.3%）であった。

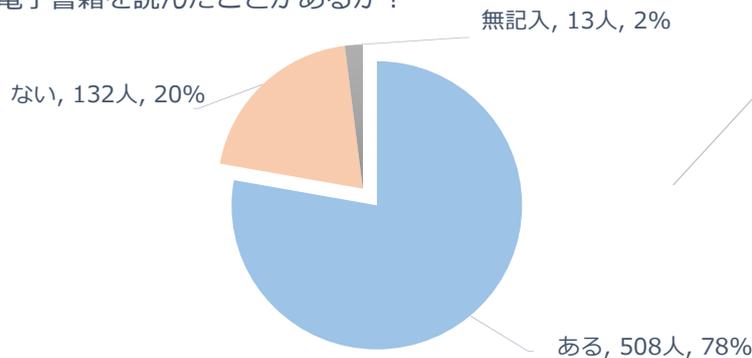
このうち、同時帯の同一端末からの同時閲覧エラー（同一人物による二重閲覧が疑われる）、同時帯の近隣端末からの同時閲覧エラー（同行者による閲覧が疑われる）を除くと、他者による同時閲覧と推定されるのは21回、同時閲覧が発生する確率は0.09%であった。

10

11 電子書籍の利用実態_1

実証実験利用者アンケート結果
集計期間：平成27年12月1日～令和2年1月31日
回答者：653人(Web回答534人 紙回答119人)

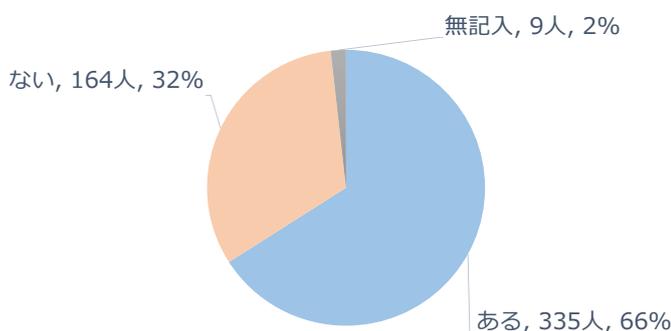
電子書籍を読んだことがあるか？



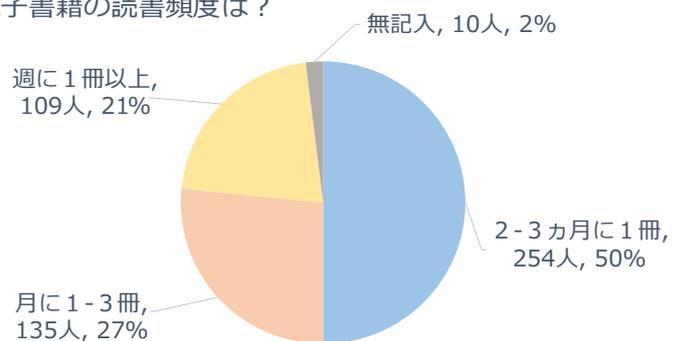
回答者のうち78%は電子書籍を読んだことがあるが、このうち購入したこともある人は66%にとどまる。
⇒無料の電子書籍しか読んでいない人が3割程度存在する。

電子書籍を読んだことがある人のうち、50%が2-3か月に1冊、27%が月に1-2冊程度しか読んでいない。週に1冊以上と回答したのは2割程度。
⇒頻りに利用する人が一定数いる一方で、ほとんどの人の電子書籍利用頻度は低い。

電子書籍を購入したことがあるか？



電子書籍の読書頻度は？

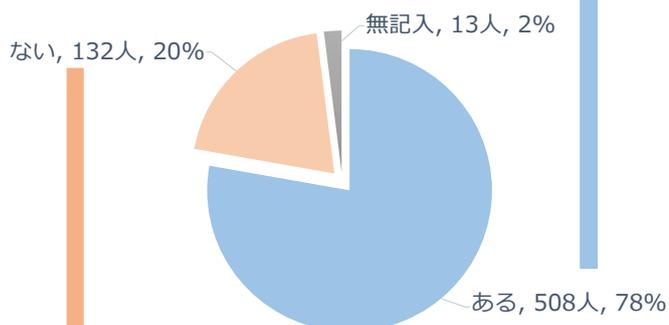


1128

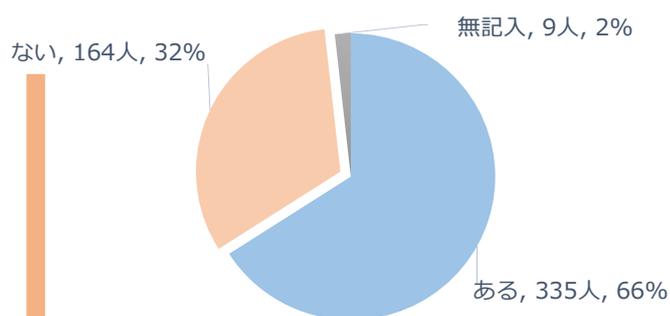
11 電子書籍の利用実態_2

実証実験利用者アンケート結果
集計期間：平成27年12月1日～令和2年1月31日
回答者：653人(Web回答534人 紙回答119人)

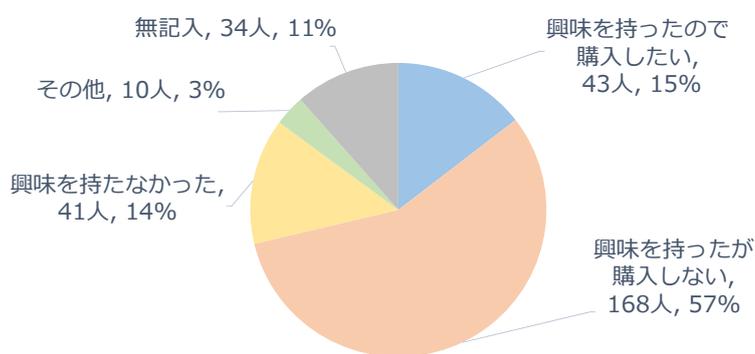
電子書籍を読んだことがあるか？



電子書籍を購入したことがあるか？



電子書籍に興味を持ったか？



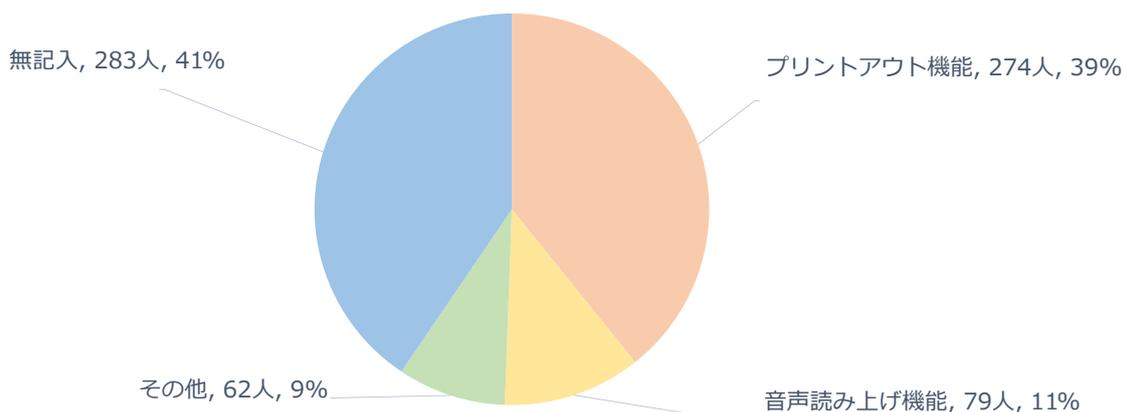
アンケート回答者のうち20%が電子書籍を読んだことがなく、読んだことがある人のうちでも、32%は購入しなかった。
これらの電子書籍への関心が低い層に対し「電子書籍に興味を持ったか」を問うと、「興味を持ったので購入したい(15%)」と「興味を持ったが購入しない(57%)」を合わせて、72%が電子書籍に「興味を持った」と回答した。

⇒「興味を持ったが購入しない」との回答が多い点について、電書協作業報告書では「無料で閲覧させることで購買意欲が阻害される悪影響が考えられる」と分析されている。この点、アンケートは電子書籍一般について利用実態を尋ねたものであり、実証実験で無償で提供された個別コンテンツの購買意欲を尋ねたものではなく、「興味を持った」という点に着目すると、むしろ、館内利用が電子書籍一般に対する新たな興味の掘り起こしにつながっているという見方もできる。

12

12 電子書籍の館内閲覧時にあるとよい機能

実証実験利用者アンケート結果
集計期間：平成27年12月1日～令和2年1月31日
回答者：653人(Web回答534人 紙回答119人)



その他として、以下が挙げられた。

- ・タブレット型端末での閲覧
- ・利用者持込端末（スマートフォン含む）での閲覧
- ・他の書籍との横断検索
- ・検索結果表示の充実（ページ数、底本の出版年、あらすじ等）
- ・関連本のサジェスト機能
- ・書店サイトへのリンク
- ・ダウンロードの高速化
- ・表示調整機能の充実（サイズ、背景色、文字色、明るさ、コントラスト等）
- ・閲覧履歴（しおり機能含む）や設定の保存

別添2 閲覧検証の結果

※実証実験作業報告書（電書協作成）から抜粋

③ 未暗号化（DRM）電子書籍ファイルの閲覧検証

当閲覧検証では、EPUB 形式及び PDF 形式のコンテンツファイルに、暗号化（DRM）処理を行わずに登録した電子書籍ファイルについても、動作確認を行った。

結果として、サイトの「この本を読む」ボタンのクリック後、ビューア起動前にエラーが発生した。エラーの原因は、ビューアの起動時点でファイルの暗号化が未処理と判断されたためである。



④ 未暗号化（DRM）書籍ファイルの「他ビューア」での閲覧検証

未暗号化の電子書籍ファイルについて、サイトを經由せず、Adobe Digital Editions 及び Chrome 版 Radium アプリケーションの 2 種類のビューアで閲覧する。

<Adobe Digital Editions 4.5.1 ビューア>

Adobe Digital Editions（略称 ADE）は、アドビシステムズの電子ブックリーダーソフトウェアプログラムで、電子ブック、デジタル新聞、その他のデジタル出版物の取得、管理、及び閲覧に使用される。このソフトウェアは、PDF ファイル、XHTML（非公式の EPUB ファイルタイプ仕様による）及び Flash ベースのコンテンツをサポートしている。

同ビューアの基本機能情報は次のとおりである。

- | | | | |
|----------|------------|-----------|--------------|
| ・ 文字サイズ | ○ 5 段階から選択 | ・ フォント | × 変更不可 |
| ・ 文字色、紙色 | × 変更不可 | ・ 縦書き | ○（EPUB3 の場合） |
| ・ 見開き表示 | × | ・ 段組み | ○（自動） |
| ・ 葉 | ○ | ・ 検索 | ○ |
| ・ ルビ | ○ | ・ フルスクリーン | ○ |
- ・ ページめくり……下方のスクロールバー、パソコンの矢印キー

DRMについては、独自のADEPT (Adobe Digital Experience Protection Technology) デジタル著作権管理スキームを使用しており、電子書店は独自に開発した DRM は利用できない。また、DRM に付随する EPUB ファイルの暗号化方式等は公表されていない。

< 『Adobe Digital Editions 4.5.1』 EPUB3 形式リフロー型作品表示 (1) サンプルファイル : ebpaj-sample.epub >



基本設定は 2 ページ、文字サイズは大とした。文字サイズは 5 段階のみで極端なサイズ差がある。



表紙画像を表示

- ・ 右揃えで表示されてしまう



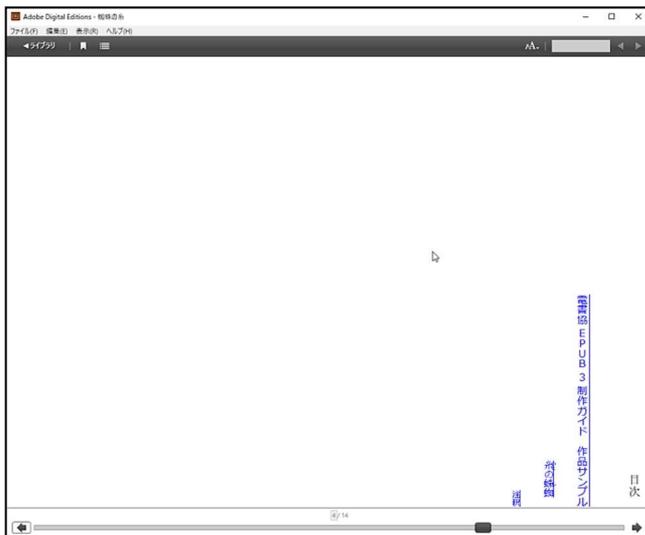
扉ページを表示

- ・ 右揃えで表示されてしまう



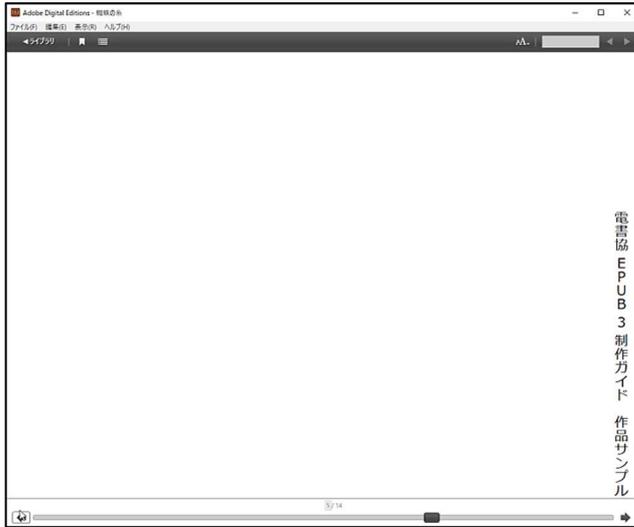
扉ページ続き

- ・ 右揃えで表示されてしまう
- ・ 見開き設定であるが、次ページは改ページされてしまう



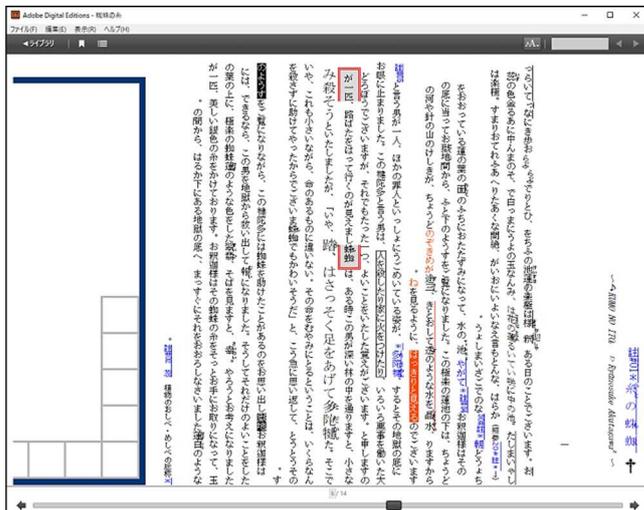
目次ページを表示

- ・ 右揃えで表示されてしまう



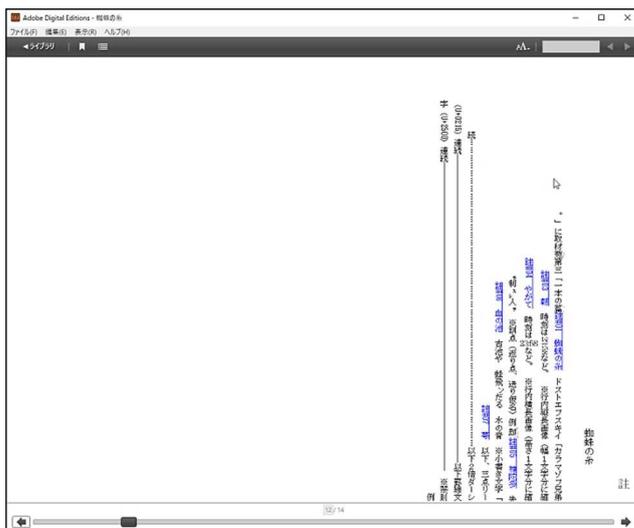
中扉ページを表示

- ・ 右揃えで表示されてしまう



本文を表示

- ・ 本文全体が下揃えになってしまう
- ・ ルビがある場合、文節の順番が変わってしまう
- ・ 左側の傍線が右になってしまう
- ・ 縦中横が効かない

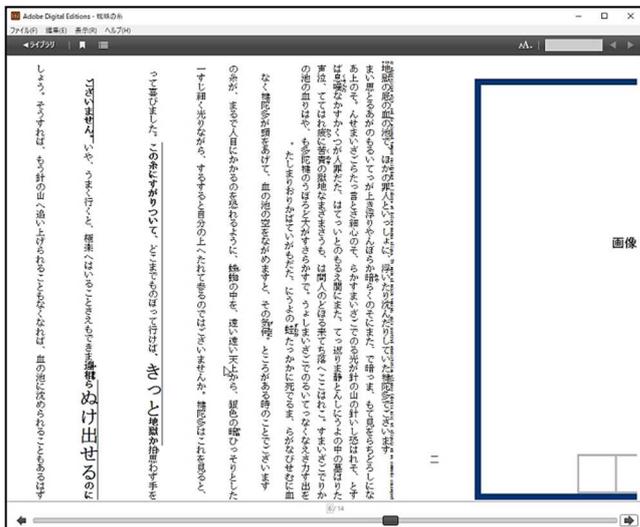


- ・ ページめくりで途中のページをとばして、巻末の注釈ページに移動してしまう



奥付を表示

- ・ルビがある場合、文節の順番が変わってしまう



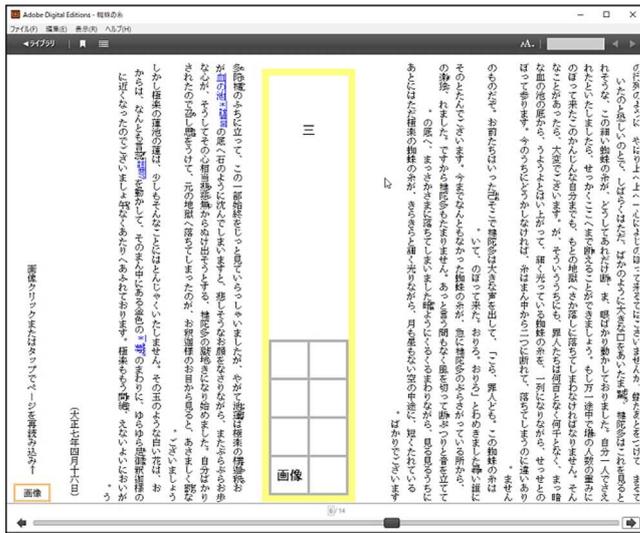
ページめくりでは移動できない (マウスで画面をドラッグして表示)

- ・長いルビが溢れてしまう
- ・圈点が表示されない
- ・ルビがある場合、文節の順番が変わってしまう
- ・左側の傍線が右になってしまう
- ・本文全体が下揃えになってしまう



ページめくりでは移動できない (マウスで画面をドラッグして表示)

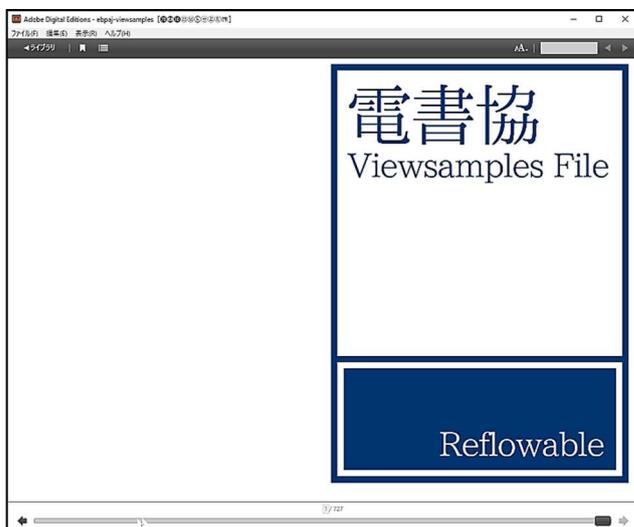
- ・ルビがある場合、文節の順番が変わってしまう
- ・本文全体が下揃えになってしまう



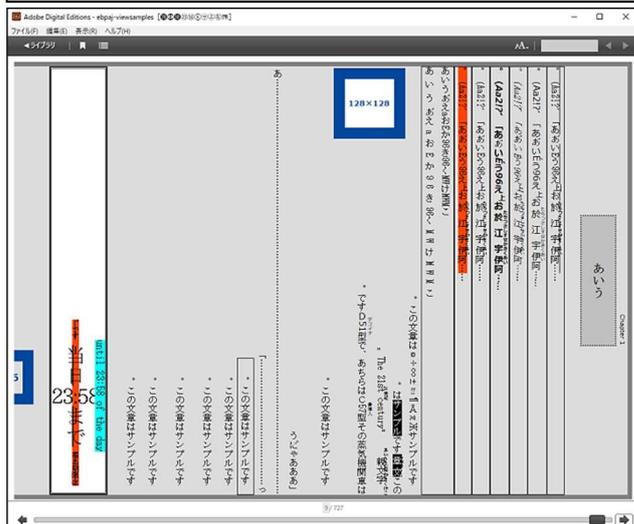
ページめくりでは移動できない
 (マウスで画面をドラッグして表示)

- ・ルビがある場合、文節の順番が変わってしまう
- ・本文全体が下揃えになってしまう
- ・画像クリックでリンクしない

< 『Adobe Digital Editions 4.5.1』 EPUB3 形式リフロー型作品表示（２） サンプルファイル：ebpaj-viewsamples.epub >



- 表紙を中央に表示
- ・ 右揃えになってしまう



- 基本組版表示のまとめページ
- ・ ルビがある行の組版が壊れてしまう
 - ・ 囲み以外の段落が「下揃え」になってしまう



- 半角文字に「縦中横」設定例
- ・ 半角数字が横に寝てしまう
 - ・ 全体が「下揃え」になってしまう



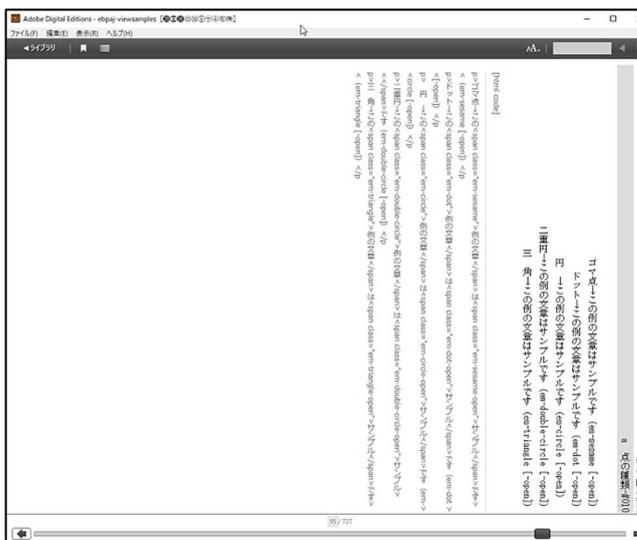
上付・下付・小書き・訓点の設定例

- ・ルビがある行の組版が壊れてしまう
- ・全体が「下揃え」になってしまう



ルビの付き方の設定例 (グループルビ、モノルビ、熟語風ルビ)

- ・ルビがある行の組版が壊れてしまう
- ・全体が「下揃え」になってしまう



傍点・圏点の設定例

- ・傍点・圏点は表示できない
- ・全体が「下揃え」になってしまう



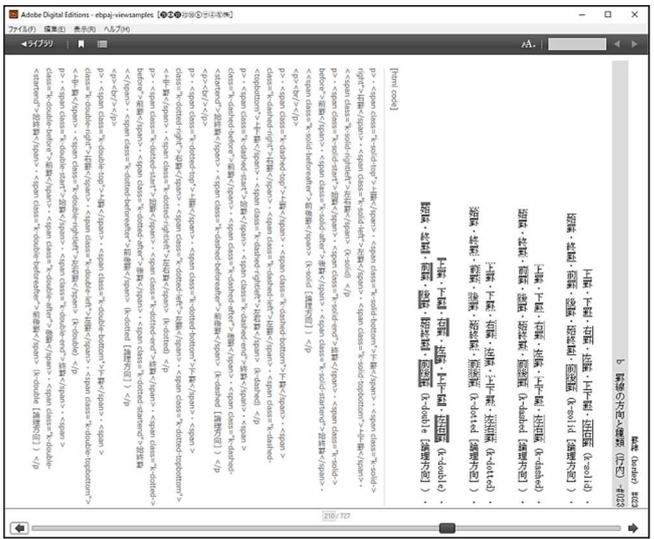
各書体の太字・斜体表示の例

- ・斜体が「右下がり」になってしまう
- ・全体が「下揃え」になってしまう



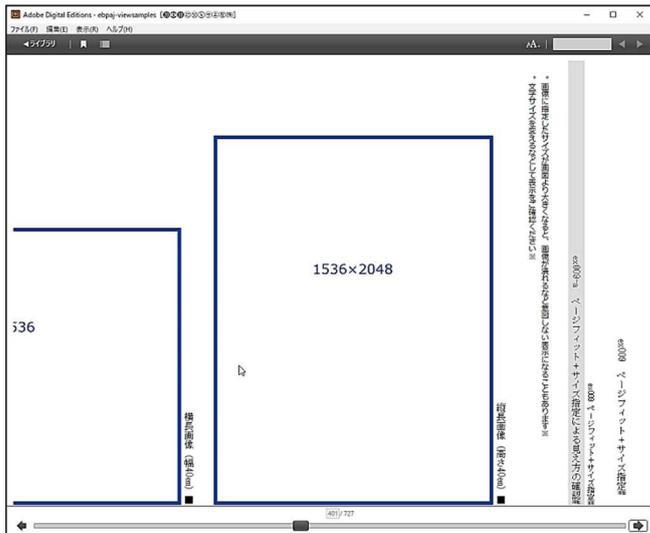
反対側の傍線の表示例

- ・左側の罫線が右位置のまま
- ・全体が「下揃え」になってしまう



行内罫線の方向と種類の例

- ・基本は表示できている
- ・全体が「下揃え」になってしまう



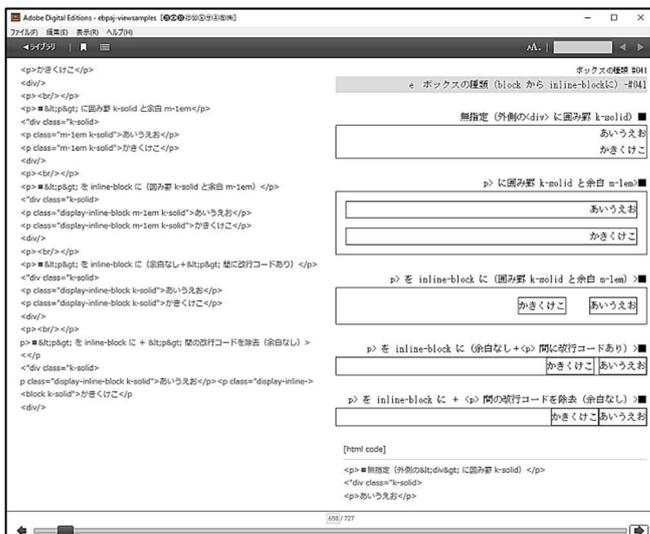
ページフィット画像の見え方

- ・ ページの制御がないため、次段落も
同一ページに表示されてしまう
- ・ 全体が「下揃え」になってしまう



右開き (右綴じ) 書籍中の横組みの例

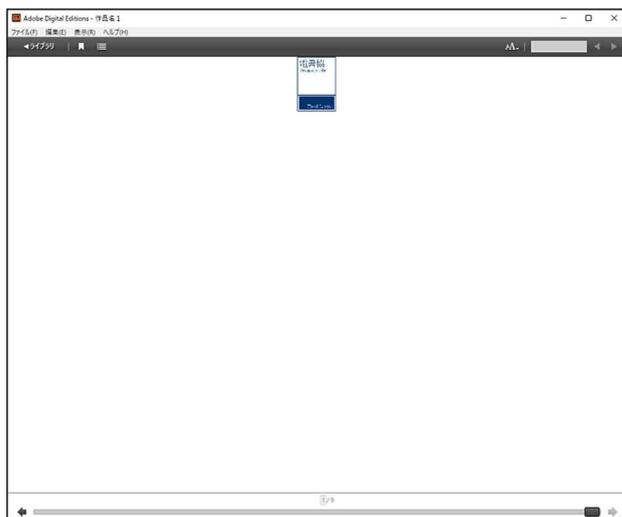
- ・ 本文が「右揃え」になってしまう



囲み罫の設定例

- ・ 本文が「右揃え」になってしまう
- ・ 文頭の記号の位置が変わってしまう

< 『Adobe Digital Editions 4.5.1』 EPUB 形式固定レイアウト型作品表示 サンプルファイル : fixedlayout-template.epub >



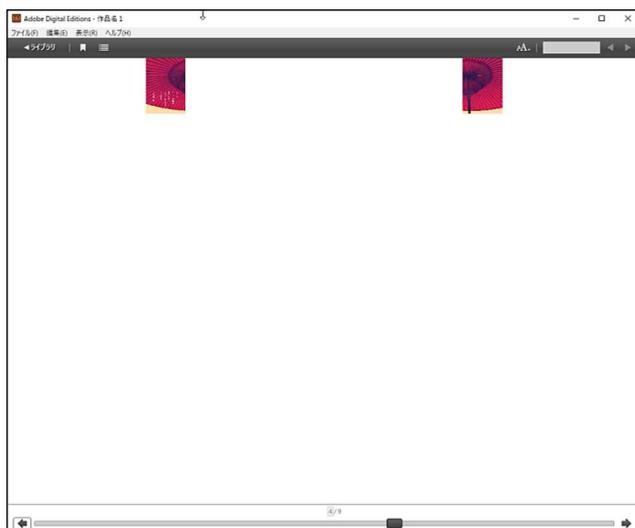
表紙を表示

- ・表紙画像がページにフィットせず、縮小表示されてしまう



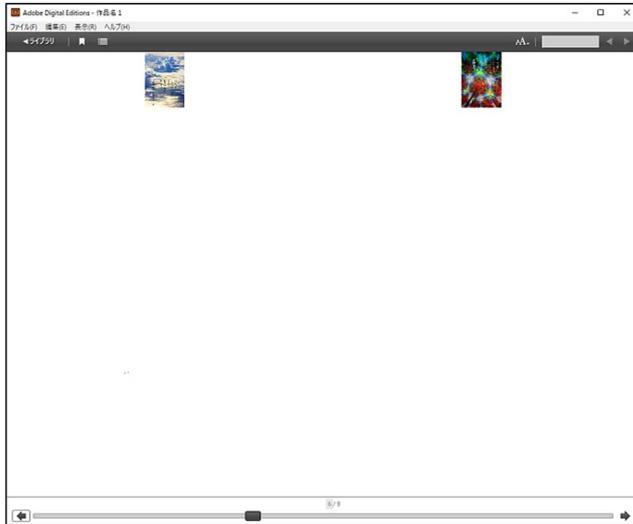
目次を表示

- ・左ページ画像がページにフィットせず、縮小表示されてしまう



見開きページを表示

- ・見開き画像がページにフィットせず、縮小表示されてしまう



見開きページを表示

- ・見開き画像がページにフィットせず、縮小表示されてしまう



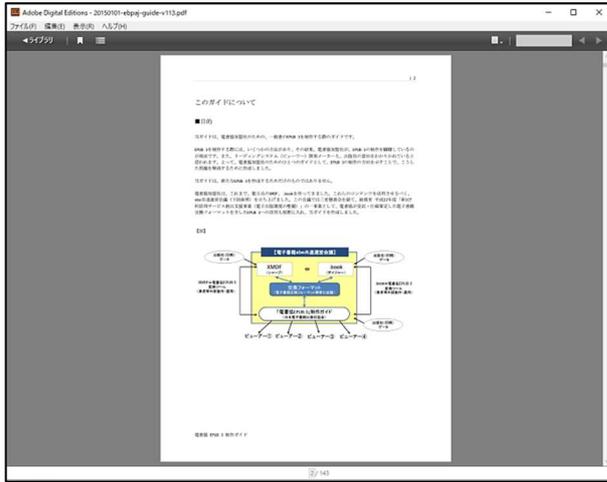
奥付を表示

- ・右奥付画像がページにフィットせず、縮小表示されてしまう



PDF のまま表示される

- ・2 ページ表示のメニューが機能していないため見開き表示ができない
- ・ページめくり表現ではなく縦にスクロールするのみ



・次のページは縦スクロールで移動する



・ページの部分拡大は上部メニューから選択するのみでマウス等での直感的な操作ができない

<『Adobe Digital Edition 4.5.1』での閲覧 全体評価>

EPUB 仕様のごく基本的な最小限のタグのみで構成された EPUB ファイルは、普通に表現されるものの、今回のやや高度な日本語組版仕様の EPUB ファイルでは、表示に多くの不具合が発生している。本来はテキストのリフロー方式ではなく、組版が固定の PDF ファイルの電子書籍を対象に開発されているため、特に日本語のリフロー型の EPUB3 形式で利用することは難しいといえる。

なお、2014 年 1 月に公開された前バージョン、Adobe Digital Edition 3.0 (画像) では、今回課題となった日本語組版の不具合については、一部の字下げが効かない、文中のリンクに傍線がでてしまう、全体の余白がない、程度であったが、現時点で公開されているバージョン 4.5.1 では、当テストのとおり大幅な劣化になっている。その理由については公開されていない。



【参考】2014 年 1 月公開の『Adobe Digital Edition 3.0』。過去の同バージョンと比較して、現在公開されている最新版では、大幅な劣化が確認されている。

また 2017 年 2 月のバージョン 4.5.1 の公開以降、Adobe 社は機能強化のためのバージョンアップを実施していないことも将来的な不安があると言える。

< 『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』 >

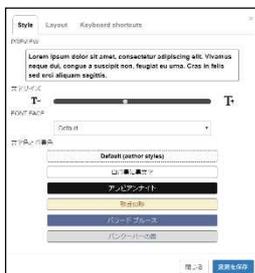
Radium とは、WebKit をベースにした EPUB3 ビューアを作る際の標準的なレンダリング機能と、アプリケーションを開発するための RadiumSDK (開発キット)。異なる EPUB3 ビューア間の表示差異をなくし、EPUB3 の普及とオープンなデジタル出版プラットフォームを推進するために、IDPF (International Digital Publishing Forum) が開始したオープンソースの開発プロジェクトである。本テストでは、Google が提供する Chrome 版の Radium アプリケーションを使用した。

同ビューアの基本機能情報は次のとおりである。

- | | | | | | |
|---------|---|---------|----------|---|------------|
| ・文字サイズ | ○ | 自由に設定 | ・フォント | × | 変更不可 |
| ・文字色、紙色 | ○ | 五種類から選択 | ・縦書き | ○ | (EPUB3 のみ) |
| ・見開き表示 | ○ | (選択可) | ・段組み | × | |
| ・葉 | △ | 続き読みのみ | ・検索 | × | |
| ・ルビ | ○ | | ・フルスクリーン | ○ | |
- ・ページめくり……左右のボタンをクリック、パソコンの矢印ボタン

DRM 処理については、本来 DRM 無しの EPUB ファイルを閲覧する目的で開発されたソフトウェアであり、本格的なファイルの保護を目的とした場合、独自の開発が必要になる。

< 『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』 EPUB3 形式リフロー型作品表示 (1)
サンプルファイル : ebpa-j-sample.epub >



基本的な設定は、文字サイズを「中」。書体は日本語フォントを選択できず、書体の選択は「デフォルト」でゴシック系の代替フォントのみとなる。



表紙を表示

- ・ 画像がウィンドウにフィットしない



扉ページを表示

本文を表示

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



本文続き

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる
- ・ 欧文のルビが溢れる



本文続き

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる
- ・ 行間がアンバランスになる





本文続き

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる
- ・ 次ページのルビのみがはみ出して表示されてしまう



本文続き

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



注釈ページを表示

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



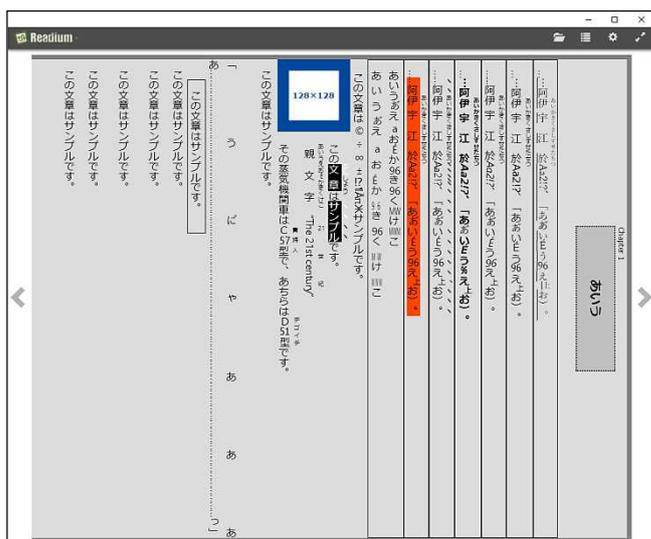
奥付を表示

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる
- ・ ルビがある場合、文字の順番が変わってしまう

<『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』EPUB3 形式リフロー型作品表示(2) サンプルファイル: ebpa-j-viewsamples.epub>

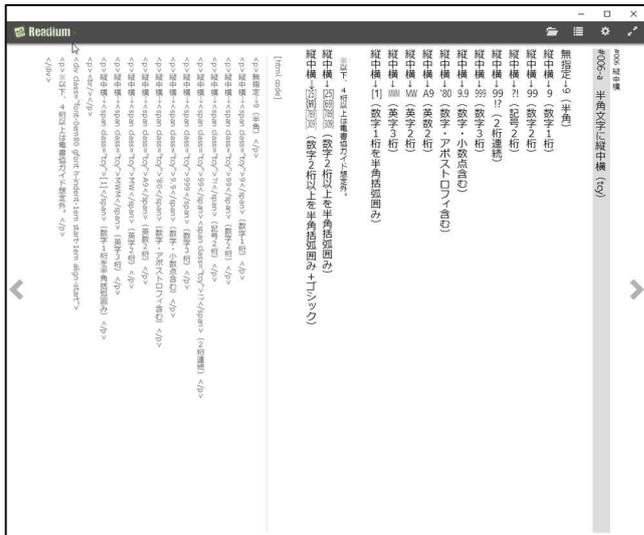


表紙を表示



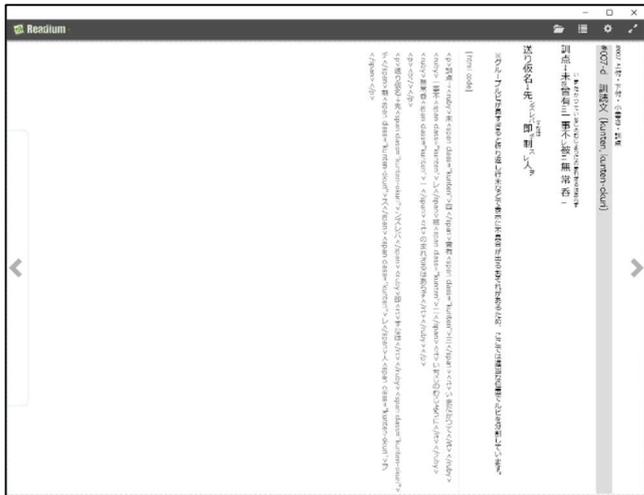
基本組版表示のまとめページ

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



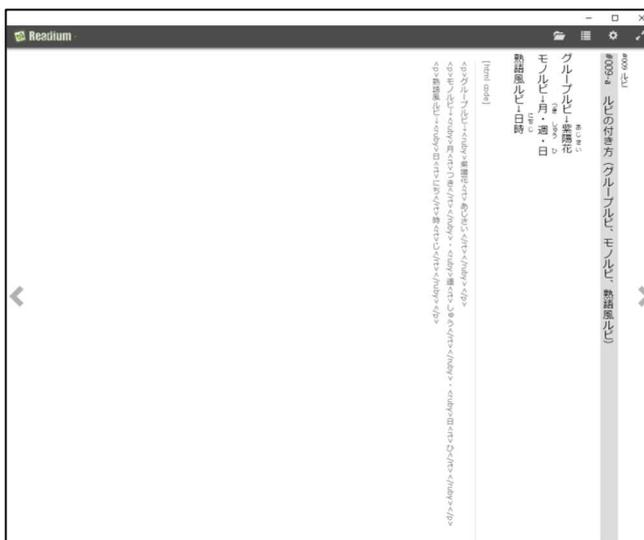
半角文字に「縦中横」設定例

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



上付・下付・小書き・訓点の設定例

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる

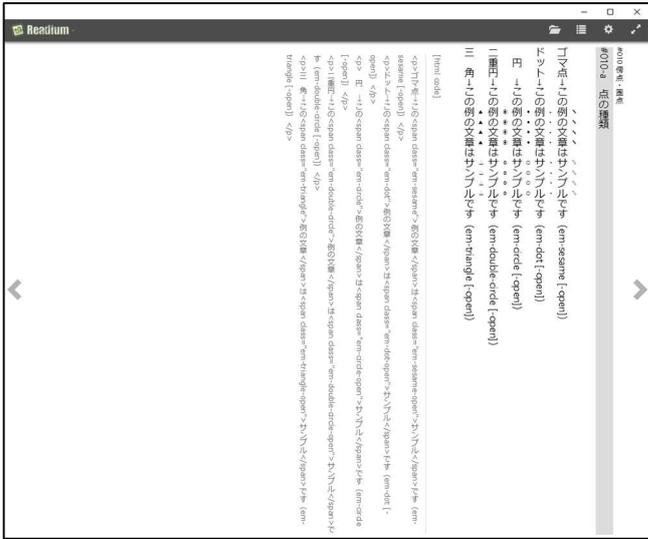


ルビの付き方の設定例

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる

傍点・圏点の設定例

- ・ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



各書体の太字・斜体表示の例

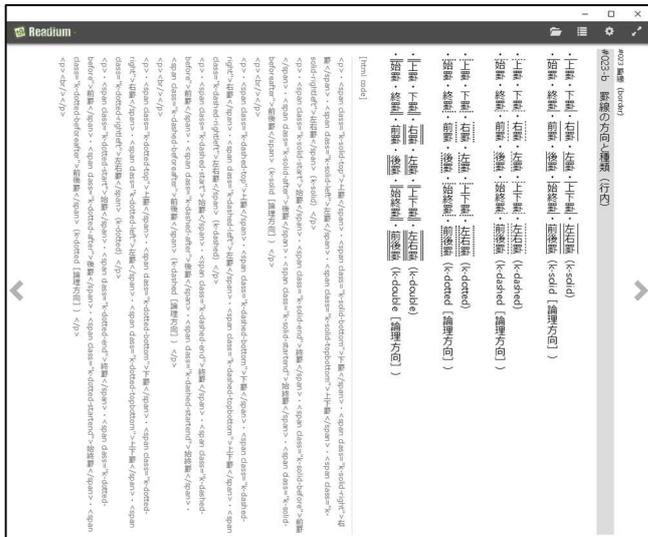
- ・斜体設定が反映しない
- ・ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



反対側の傍線の表示例

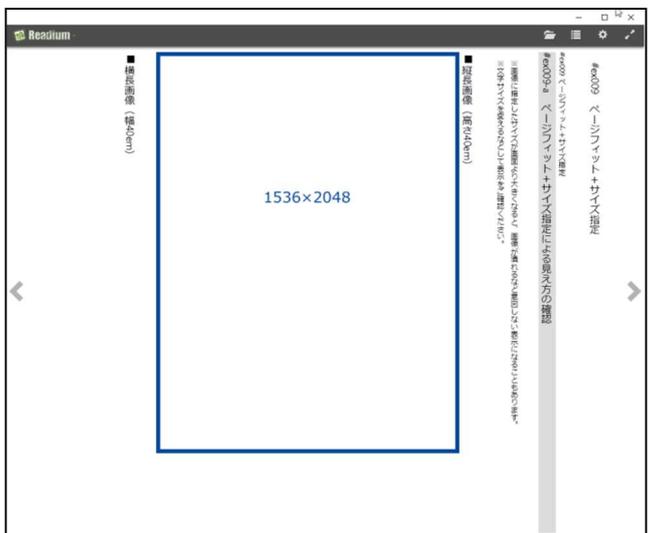
- ・ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる





行内罫線の方向と種類の例

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



ページフィット画像の見え方

- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる



右開き（右綴じ）書籍中の横組みの例

- ・ 本文が「右揃え」になってしまう
- ・ ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる

Boxsum

ボックスの種類 #041

(e) ボックスの種類 (block から inline-block に #041)

(無指定 (外側の<div> に囲み罫 k-solid)

あいうえお
かきくけこ

p> に囲み罫 k-solid と余白 m-1em

あいうえお
かきくけこ

(p> を inline-block に (囲み罫 k-solid と余白 m-1em)

かきくけこ あいうえお

p> を inline-block に (余白なし + <p> 間に改行コードあり

あいうえお
かきくけこ

p> を inline-block に + <p> 間の改行コードを除去 (余白なし)

あいうえお
かきくけこ

[html code]

```
<p> ■無指定 (外側の&lt;div&gt; に囲み罫 k-solid) </p>
```

```
<div class="k-solid">
<p>あいうえお</p>
<p>かきくけこ</p>
</div>
<p> ■&lt;p&gt; に囲み罫 k-solid と余白 m-1em</p>
<div class="k-solid">
<p class="m-1em k-solid">あいうえお</p>
<p class="m-1em k-solid">かきくけこ</p>
</div>
<p> <br /> </p>
<p> ■&lt;p&gt; を inline-block に (囲み罫 k-solid と余白 m-1em) </p>
<p> ■&lt;p&gt; を inline-block に (余白なし + &lt;p&gt; 間に改行コードあり) </p>
<div class="k-solid">
<p class="display:inline-block k-solid">あいうえお</p>
<p class="display:inline-block k-solid">かきくけこ</p>
</div>
<p> <br /> </p>
<p> ■&lt;p&gt; を inline-block に + &lt;p&gt; 間の改行コードを除去 (余白なし) </p>
<div class="k-solid">
p class="display:inline-block k-solid">あいうえお</p><p>
<class="display:inline-block k-solid">かきくけこ</p>
</div>
```

囲み罫の設定例

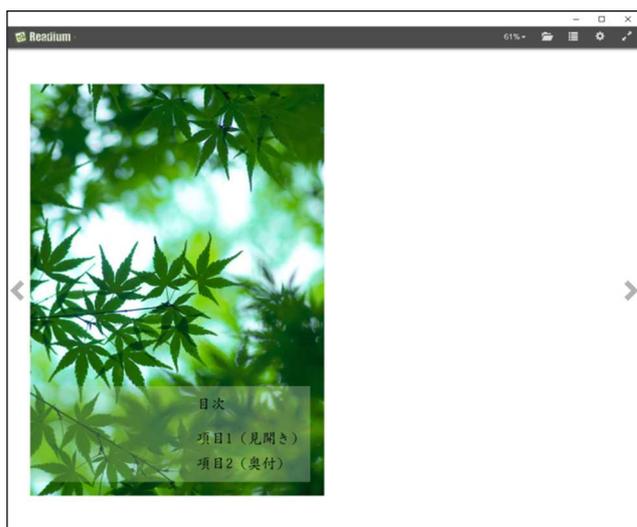
- ・本文が「右揃え」になってしまう
- ・文頭の記号の位置が変わってしまう
- ・ページ余白設定がないため、ページ内が窮屈になる

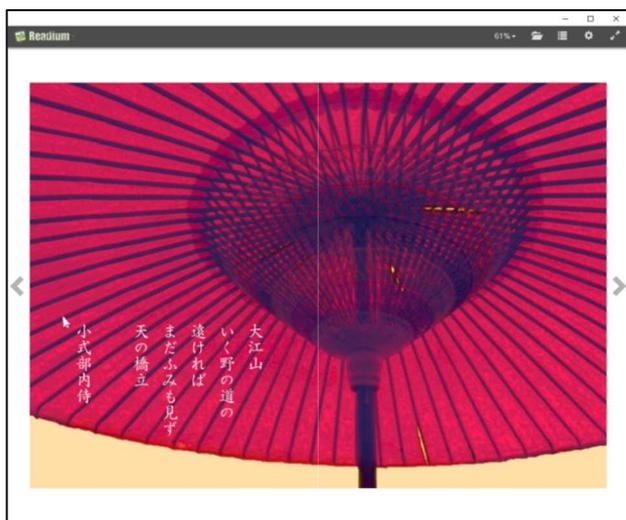
< 『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』 EPUB3 形式固定レイアウト型作品表示
サンプルファイル : fixedlayout-template.epub >

表紙を中央に表示



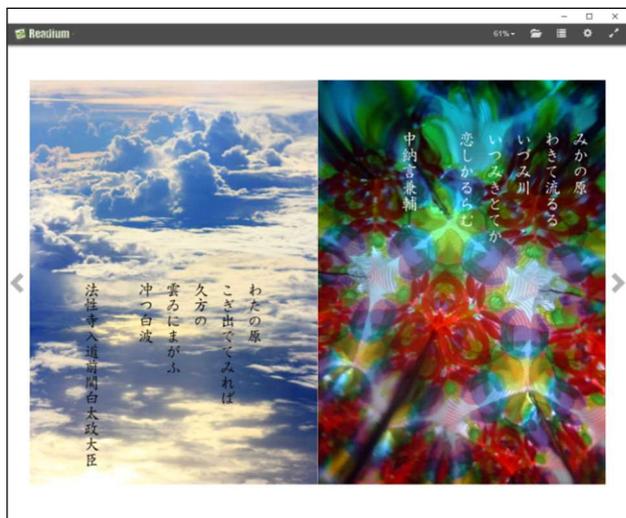
目次を表示





見開きページを表示

- ・左右の画像が中央に隙間ができる



見開きページを表示

- ・左右の画像が中央に隙間ができる



奥付を表示

<『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』PDF 形式作品表示 サンプルファイル：
20150101-ebpaj-guide-v113.pdf>

Chrome 版 Radium アプリケーションは、EPUB 形式のみに対応しているため、PDF 形式の読み込みはできなかった。

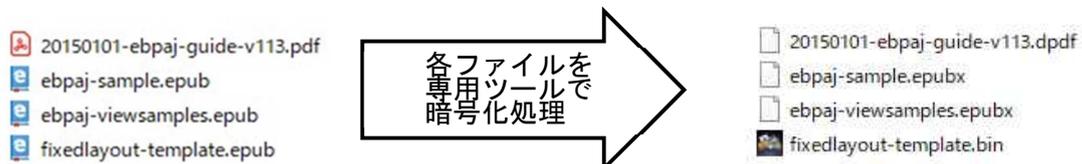
<『Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1』での閲覧 全体評価>

日本語組版は、ほぼ問題なく閲覧できるレベルで表示されている。ただし横書き表示については、文章全体が右寄せになる等の致命的な不具合がある。また、表示書体はゴシック系のみ選択が可能で、利用者が明朝等の書体を追加することはできない。また、DRM についても現状では実装できていない。

それらの課題を解消するには、Radium の基本ソースをベースに事業者が独自に改良を行う必要がある。その中で、Google は Chrome 版 Radium アプリケーションを提供してきたが、2018 年 10 月 18 日に今後のアプリケーション版のサポートを中止する通達を出している。なお、Radium 普及の牽引役であった IDPF が W3C に統合され、ブラウザ技術に依存する WebKit ベースでのビューア開発及びその DRM 仕様の方向性については、現状では不透明である。

⑤ 暗号化済み（DRM）電子書籍ファイルの「他ビューア」での閲覧検証

暗号化済みの電子書籍ファイルについて、サイトを経由せず、Adobe Digital Editions 及び Chrome 版 Radium アプリケーションの 2 種類のビューアで閲覧する。



未暗号化電子書籍ファイル

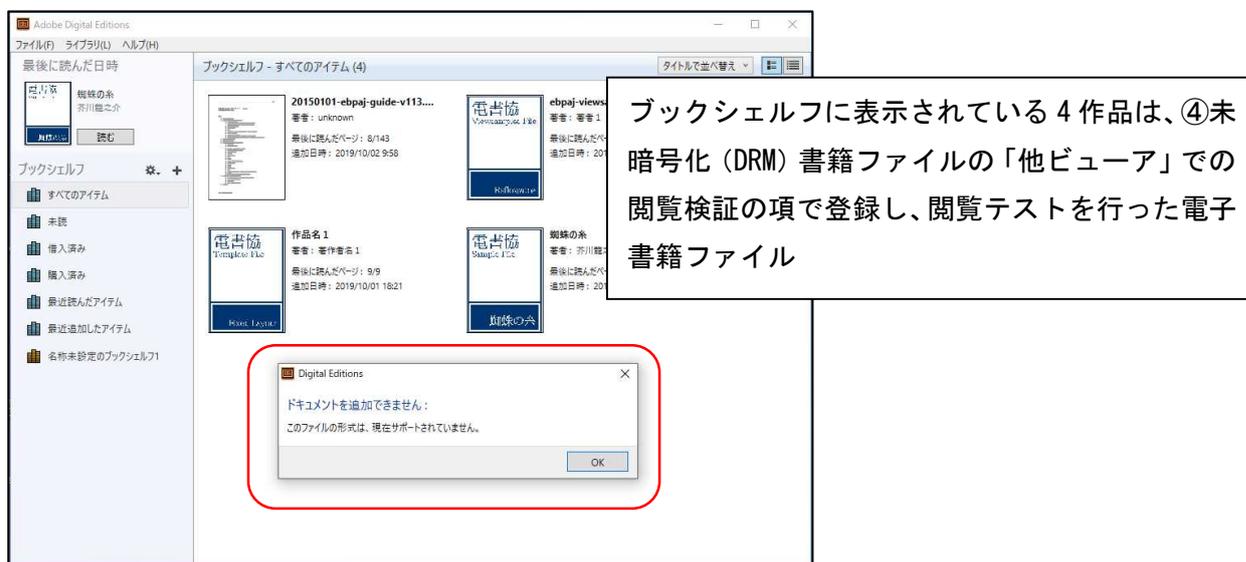
検証した暗号化済み電子書籍ファイル

※暗号化済みの電子書籍ファイルは、拡張子が異なる。

<Adobe Digital Editions 4.5.1 ビューア>

サンプル 4 作品全て、下記のエラーがビューア上に表示され、閲覧することができない。ブックシェルフにも表示されない。エラーメッセージは次のとおりである。

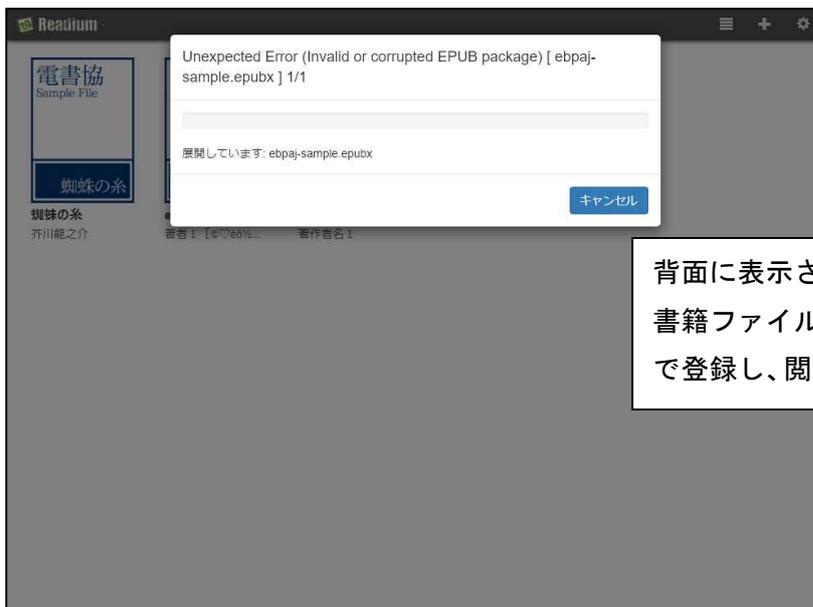
- ・ドキュメントを追加できません。
- ・このファイルの形式は、現在サポートされていません。



なお、Adobe Digital Editions 3.0 においても、同様のエラー表示を確認した。

<Chrome 版 Radium アプリケーション 2.31.1>

サンプルのうち、EPUB 形式の 3 作品（対象外の PDF 形式を除く）とも全て、ファイルの読み込み動作は行うが、ビューアが起動しない。エラー表示も発生しない。ブックシェルフにも表示されない。



背面に表示されている作品は、④未暗号化（DRM）書籍ファイルの「他ビューア」での閲覧検証の項で登録し、閲覧テストを行った電子書籍ファイル

別添3 機関リポジトリについて

※実証実験作業報告書（電書協作成）から抜粋

■電子書籍データの保存について

電子書店等で実際に販売されている電子書籍データは、発行元の出版社、電子書籍データの制作事業社、配信先の流通事業社や電子書店等、様々な場所で日々取り扱われているが、その電子書籍データを、どこでどのように保存しているかは、出版社によって、その意向も様々である。一方、学術書や論文等では、大学や研究機関が主体となって、所属研究者の知的生産物を電子的に収集・保存・公開するシステムとして、機関リポジトリを用いた運用が、長年にわたり行われているが、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データにおいても、機関リポジトリを、電子書籍データを保存するための一手段として利用する運用も、可能性のひとつとして考えられる。そこで、近年の機関リポジトリに関する状況について、インターネット情報を中心に、電書協による状況調査を実施した。

<機関リポジトリ構築機関数>

文部科学省による科学技術・学術審議会学術分科会、学術情報委員会（資料：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下、NII））の調査報告によると、国内における機関リポジトリ構築機関数は、平成28年時点で681機関である。国内における機関リポジトリ構築機関数は、平成16年の調査開始以来、右肩上がりが増加しており、平成27年時の598機関に比べても、83機関と急増している。

急増の理由は、平成25年4月1日より施行された「学位規則の一部を改正する省令」により、学位論文のインターネット公表の原則義務化（いわゆるオープンアクセス化）と、NIIによる、機関リポジトリを安価に構築・運用できるクラウドサービスが登場したことによるものと考えられる。

一方、世界で構築されている機関リポジトリ構築機関数は、同調査報告によると、平成28年時点で3809機関である。内訳として、日本が681機関と最も多く、次いで米国（469機関）、イギリス（252機関）、ドイツ（195件）の順であり、日本国内における機関リポジトリ構築機関数は、世界的に見ても極めて高水準である。

また、日本国内における機関リポジトリの登録データ件数は、同調査報告によると、平成28年3月末時点で、190万721件である。うち、160万件超が、紀要論文、学術雑誌論文、学位論文が占めており、残りは教材、図書等が占めている。

・ 出典：文部科学省 第9期学術情報委員会（第3回） 配付資料

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/040/shiryo/1387142.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/040/shiryo/__icsFiles/afiel_dfile/2017/06/20/1386600_003.pdf

・ 出典：文部科学省 学位規則の一部を改正する省令の施行について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

<最新の機関リポジトリ構築機関数、登録データ件数>

各大学における機関リポジトリの構築とその連携を支援する、NIIによる学術機関リポジトリ構築連携支援事業サイトによると、日本国内で公開されている機関リポジトリ一覧として、平成30年11月末の時点で、626機関の機関リポジトリが掲載されている。その大半が大学機関であり、残りの約70機関が、政府関係機関、博物館や研究所、高専、地域共同リポジトリ等、大学以外の機関である。なお、一覧の中には、電子書店等で取扱いのある電子書籍を発行する、商業出版社やその関連団体は、特に見受けられない。

・出典：NII 学術機関リポジトリ構築連携支援事業ホームページ 機関リポジトリ一覧

<https://www.nii.ac.jp/irp/list/>

また、NIIによる日本国内の学術機関リポジトリに登録されたコンテンツのメタデータを収集し、提供するデータベース・サービスである、IRDB (Institutional Repositories DataBase) の分析システムによると、平成30年11月30日の時点で、分析対象：IRDBハートベスト機関リポジトリ数が691機関。コンテンツ数が全体で2,915,982件、そのうち、本文ありが2,210,491件である。IRDBによる分析結果は次のとおりである。

【平成30年11月30日時点のIRDBコンテンツ分析結果】

Journal Article (学術雑誌論文)	302,373 (13.7%)
Thesis or Dissertation (学位論文)	120,681 (5.5%)
Departmental Bulletin Paper (紀要論文)	1,175,286 (53.2%)
Conference Paper (会議発表論文)	37,189 (1.7%)
Presentation (会議発表用資料)	15,398 (0.7%)
Book (図書)	35,999 (1.6%)
Technical Report (テクニカルレポート)	47,276 (2.1%)
Research Paper (研究報告書)	69,123 (3.1%)
Article (一般雑誌記事)	54,439 (2.5%)
Preprint (プレプリント)	594 (0.0%)
Learning Material (教材)	4,900 (0.2%)
Data or Dataset (データ・データベース)	54,747 (2.5%)
Software (ソフトウェア)	47 (0.0%)
Others (その他)	292,439 (13.2%)
合計	2,210,491

分析結果では、半数以上が紀要論文であり、次に学術論文等、いわゆる学位論文が多い。なお、各分析結果において、出版年の新しい順の上位を目視した限り、商業出版社が発行する電子書籍作品は、特に見受けられない。Others (その他)においても、歴史的資料や

絵画、大学機関誌が多く、やはり見受けられない。

- ・ 出典：NII IRDB コンテンツ分析

<http://irdb.nii.ac.jp/analysis/index.php>

- ・ 出展：NII IRDB 学術機関リポジトリデータベース

<https://dev.irdb.nii.ac.jp/>

<機関リポジトリのソフトウェア>

オープンソース型のソフトウェアや、市販されている国産のソフトウェア製品が多数ある中、近年は安価で運用しやすい、クラウド型のサービスによるソフトウェアを用いた機関リポジトリの構築が多く採用されている模様である。

【代表的なソフトウェア】

- ・ JAIRO Cloud

NIIによるクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス。核となる機関リポジトリソフトウェアにNII開発のWEKOを採用している。オープンアクセスリポジトリ推進協会に加盟する必要があるが、安価に機関リポジトリ環境を持つことができる。

- ・ 出展：NII JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）について

<https://community.repo.nii.ac.jp/service/about/>

- ・ DSpace

オープンソースのソフトウェアのひとつで、BSDライセンスで提供されている。デジタル資産を管理するツールで一般的に学術機関リポジトリを構築するために使われる。開発はマサチューセッツ工科大学とヒューレット・パッカーカードによるものだが、現在はSourceForge.netで開発・公開されている。

- ・ 出典：DSpace About DSpace

<https://duraspace.org/dspace/about/>

- ・ 出典：日立ソリューションズ IT用語辞典

<https://it-words.jp/w/DSpace.html>

- ・ GNU Eprints

サウサンプトン大学で開発された汎用のアーカイブソフトウェア。高度に設定可能なWebページのアーカイブを構築することを目的として作成された。GNU EPrintsの第1の目的は、研究論文のオープンアーカイブを構築することであり、デフォルトの設定はこれを反映している。しかしながら、画像や研究データ、オーディオ資料等、デジタル形式で保存できるものなら何でも、アーカイブとして容易に運用することができる。

- ・ 出典：NII ホームページ GNU EPrints とは何か

<https://www.nii.ac.jp/metadata/irp/eprints-docs-jp/intro.html>

・ XooNIps

オープンソースのコンテンツマネジメントシステム X00PS をベースに理化学研究所 脳科学総合研究センター ニューロインフォマティクス技術開発チームによって開発され、脳神経科学研究センター 神経情報基盤開発ユニット（旧：脳科学総合研究センター 神経情報基盤センター）で管理・運用されているデータベース基盤システム。XooNIps はオープンソースとして公開されており、現在脳神経科学分野における様々な NI データベースが神経情報基盤開発ユニットの下に構築・公開されているほか、NI 以外でも研究機関や大学の図書館データベースや機関リポジトリ、ラボ内のグループウェア等として様々な利用が進んでいる。

出典：理化学研究所 XooNIps 研究会

<https://www.ni.riken.jp/xoonips/index.php>

・ WEKO

WEKO は NII が開発する NetCommons 2 上で動作するリポジトリモジュールである。機関リポジトリソフトウェアとして、前述の JAIRO Cloud が採用している。

出典：NII Windows でかんたん WEKO

<http://weko.at.nii.ac.jp/>

<機関リポジトリが対応するファイル形式>

機関リポジトリ構築機関によって様々であるが、PDF 形式（若しくは、何らかのファイルを PDF 形式に変換したもの）での登録を推奨する機関が多い。紀要論文に特化したファイル形式を求める機関もある。なお、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データのファイル形式には、対応する閲覧ビューアが実装されておらず、対応が確認できない。

<著作権法との関係>

一般的に、機関リポジトリにおける作品登録には、著作者の許諾（公衆送信権、複製権）が必要と考えられている。いずれの機関リポジトリ構築機関でも、紀要論文の投稿規定の変更を行ったり、許諾を得る等、しかるべき著作権処理を行っている。

出典：オープンアクセスリポジトリ推進協会 著作権及び著作権譲渡契約（PDF）

<http://id.nii.ac.jp/1280/00000098>

<電子書籍データとの関係>

国内の機関リポジトリ構築機関、並びに機関リポジトリの各サービスにおいて、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データの取扱いや、出版社や関連団体による機関リポ

ジトリの構築は、今のところ、実例が見当たらない。現在の機関リポジトリは、いわゆる学術機関リポジトリが趣旨であり、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データの取り扱うことを想定していないことが理由として考えられる。市場の電子書籍と紀要論文等は、発行点数もデータ容量も大きく異なり、また、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データのファイル形式にも対応しておらず、対応ビューアの実装もない。

<機関リポジトリの有用性>

実証実験を通じてわかったことは、有償の電子書籍・電子雑誌においても、機関リポジトリを構築して保存・運用することは、十分可能であるということだ。

前の調査のとおり、電子書店等で実際に販売されている電子書籍データの取扱いや、出版社や関連団体による機関リポジトリの構築は、今のところ、実例が見当たらない。しかしながら、国内での電子書籍事業は、始まって以来、二十数年もの間、民間のビジネスとして、数多くの事業者やサービスが、電子書籍データの配信を継続し続けている。参考情報として、正規版配信サービス数は、令和元年1月時点で、168社696サービスにも及んでおり、その数は増え続けている。

出典：一般社団法人電子出版制作・流通協議会 ABJ マークホワイトリスト

https://aebs.or.jp/ABJ_mark.html

※ABJ マークは、掲示した電子書店・電子書籍配信サービスが、著作権者からコンテンツ使用許諾を得た正規版配信サービスであることを示す商標。読者に安心して閲覧・講読できる環境を提供し、健全なコンテンツ市場の発展を促進させることを目的として、平成30年9月に定められた。ABJ マークの認定は電書協並びにデジコミ協が実施。

また、紙の書籍と異なり、電子書籍はデジタルデータという特性がある。デジタルデータである以上、配信するためには、ファイルサーバ等、何らかのサーバに、デジタルデータを保存・蓄積することが不可欠である。電子書籍データの配信事業を続けている以上、電子書籍データの保存・蓄積は、並行して行われてきている。つまり、二十数年もの間、国家機関に頼ることもなく、民間の各事業者の努力で実現できている。そして民間のビジネスのこの枠組みは、著作者の理解も十分に得られている。

さらに、運用面においても、二十数年もの間に、コンピュータ技術の進展や、電子書籍のファイル形式の変遷等により、幾度かの、大規模なマイグレーションが発生しているが、民間のビジネスの各事業者は、このマイグレーションを乗り越えてきた。民間のビジネスの各事業者は、最新環境を整えて、読者に最適な読書閲覧環境を提供し続けている。一方、先の調査の学術機関リポジトリに関して、国内においては、NIIによるクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスの利用が大半であるが、安価な利用かつ、保存に特化した仕組みであることが考えられるため、先の調査のとおり、商用の電子書籍のファイル形式や、ビューア表示に対応しきれていない。

民間の電子書籍サービスは、最新のテクノロジーにも、最新の閲覧環境にも常時対応し、リポジトリの機能も兼ね揃えている。すなわち、民間が有償の電子書籍・電子雑誌の保存を目的とした機関リポジトリを新たに構築することは、これまでの経験や歴史から、十分可能なことであることがわかる。

※実証実験作業報告書（電書協作成）から抜粋

<DRM について>

【DRM (Digital Rights Management) とは】

DRM とは、デジタルデータとして表現されたコンテンツの著作権を保護し、その利用や複製を制御・制限する技術の総称。デジタル著作権管理。音声・映像ファイルにかけられる複製の制限技術などが有名だが、広義には画像ファイルの電子透かしなども DRM に含まれる。

※本文は IT 用語辞典 e-Words より引用

(出典 URL : <http://e-words.jp/w/DRM.html>)

【電子書籍における DRM の付与並びに配信ファイルの生成方法】

電子書籍の配信にあたり、不正利用の防止のための電子書籍の DRM について、一般的には電子書籍ファイル自体の保護と、配信する際の利用者認証による保護との二重の仕組みを施している。

① 配信する電子書籍ファイル自体の保護

電子書籍ファイルの本文・画像などを専用ビューアの暗号化ツールを使い暗号化する。それにより、専用ビューア以外ではダウンロードしたファイルは復号化して閲覧できない。また、ファイルから本文・画像を取り出すことができても復号化できない。

② 配信する際の利用者認証による保護

・事前に利用者の固有の ID および利用する端末の識別番号などを組合せ暗号化して配信・配信管理サーバに登録させ、ダウンロードする際に電子書籍ファイルと一緒にその管理情報も送信する。端末側の識別番号とその管理情報を照合することで、登録済みの端末のみ電子書籍ファイルの閲覧ができる。それによりダウンロードした電子書籍ファイルを端末から別の未登録の端末に移動・複製してもビューアが起動せず、閲覧はできない。

・PC 端末およびスマートフォン端末を組合せて使用している利用者の利便性を鑑み、一般的に端末の登録は、利用者の ID ひとつに対して複数の端末を登録できる。

ただし、それぞれの端末を登録し、電子書籍ファイルをダウンロードする必要がある。

・利用端末の登録を解除した場合、その端末にあるダウンロード済みの電子書籍ファイルは閲覧できなくなる。

③ 暗号化ツールについて

電子書籍ファイルの暗号化、および利用端末の登録での暗号化ツールは、市販のソフトウェアではなく、各事業者が開発した独自のアルゴリズムを持ったライブラリの組合せを使用している。ライブラリの仕様は非公開となっている。



図：一般的な電子書店のDRMの仕組み

【DRMを付与する主体について】

前述の「配信する電子書籍ファイル自体の保護」「配信する際の利用者認証による保護」のための、DRM付与のプロセスは、配信サーバを保有する販売事業者（電子書店）が行うことが大半である。「電子書籍ファイル自体の保護」のための暗号化が、販売事業者（電子書店）が採用する閲覧ビューアでの復号化と表裏一体となっているためである。この暗号化の方式は、販売事業者（電子書店）が採用する閲覧ビューアごとに存在するといえる。その意味では、「配信する際の利用者認証による保護」のためのDRM方式についても、販売事業者（電子書店）のシステムと表裏一体のため、電子書店の数だけ存在する。一方で、電子書籍流通取次事業者が、閲覧ビューアを各販売事業者（電子書店）に提供し、電子書籍流通取次事業者側の配信サーバから電子書籍ファイルを配信する形態もあり、この場合は電子書籍流通取次事業者が電子書籍ファイルの暗号付与を担当する。また、販売事業者（電子書店）ごとに採用するDRMの方式については、閲覧ビューアの組版・表現性能と合わせて事前に出版社に提示し、配信許諾を受ける必要がある。そのため、DRMに関しては、配信許諾後も閲覧ビューアの機能更新など内的要因や、対象端末側のOSレベルでのアップデートなどの外的要因による閲覧への影響を受けることなく、安定した電子書籍を利用者に提供できるよう、細心注意の下、継続的な運用が求められる。

【各電子書籍の配信ファイル拡張子】

現在流通する一般的な電子書籍ファイルの拡張子は、次の通りである。

- ① EPUB形式 : .epub
- ② XMDF形式 : .zbf
- ③ 次世代XMDF形式 : .lvf
- ④ ドットブック形式 : .book
- ⑤ Amazon形式 : .azw .azw3 .mobi
- ⑥ PDF形式 : .pdf

配信事業者ごとに採用されるビューアアプリケーションとセットになる。また、DRM付与後はファイル判別のため拡張子を変えること（.epub → .epubx等）もある。

<電子書籍ファイルの制作について>

【電子書籍ファイルの制作主体】

電子書籍ファイルの制作は、デジタルコンテンツ系の制作会社、印刷会社、電子書籍流通取次事業者、販売事業社（電子書店）、出版社等によって行われる。各社間で委託されるケースもある。また、紙の書籍と電子書籍が同時に配信される、サイマル出版が増えており、印刷会社では紙の書籍の印刷受注と合わせて、電子書籍制作も同時に行うケースも多い。電子書籍ファイルの制作にあたっては、以下のデータファイルを作成する。

- ① コンテンツファイル（本文データ、図版・挿絵データ、組版指定データで構成）
- ② 書誌データ（流通用書誌情報ファイル）
- ③ サムネイル画像（表紙画像）ファイル

ただし、書誌データ（流通用書誌情報ファイル）は、出版社が予め作成・入稿するケースが多い。

制作後の電子書籍ファイルは、基本的に、出版社でマスターとして保管、管理している。デジタルコンテンツ系の制作会社や印刷会社で、制作委託を受けた電子書籍のみ保管・管理されることもある。配信にあたっては、出版社から委託を受けた電子書籍取次事業者で、全てのデータファイルが保管・管理され、電子書店に提供されるが、一部の販売事業社（電子書店）では、出版社から直接データファイルを受領し、保管・管理することもある。このため、出版社では電子書籍ファイルの内容、仕様に変更があった場合、上記の各事業者で保管、管理している全ての電子書籍ファイルを、更新する手続が必要になる。

【EPUB 形式のコンテンツファイル制作について】

EPUB 形式の電子書籍のファイル構造は、XHTML 形式の情報内容（コンテンツ）が、指定の形で ZIP によって圧縮された後、ファイル拡張子が「. epub」に変更されたものである。EPUB 3.0 は、縦書き・ルビも含む日本語組版に対応しており、多くの EPUB リーダがこれらを実装している。しかし、EPUB リーダごとに挙動が異なること、出版側の意図した通りの結果にならないことは存在する。これらの諸問題に対応するため、日本電子書籍出版社協会（電書協）により『電書協 EPUB 3 制作ガイド』が策定されており、日本の電子書籍出版シーンでは電書協仕様に準拠することが業界標準となっている。

※本文はウィキペディアより引用

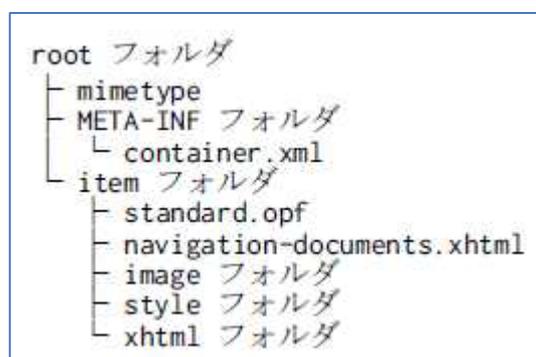
（出典 URL : <https://ja.wikipedia.org/wiki/EPUB>）

EPUB 形式電子書籍では基本的に、オープンなドキュメントデータ XHTML と組版指定のための CSS をベースに記述表現する。その構造は、コンテンツ構造の仕様である Open Publication Structure (OPS) と各ファイルをまとめるための仕様 Open Packaging Format (OPF) に分類される。実際には、各ファイルをアーカイブ化する仕様である OeBPS Container Format (OCF) もあり、この 3 つの仕様によって EPUB フォーマットは構成され

ている。OPF には、OPF パッケージドキュメントファイル（拡張子「.opf」）、その他、XHTML や XML などで作られた OPS コンテンツドキュメントデータ、画像データ、フォントなどがあり、更に CSS や各種データが含まれる。なお、OCF 規格によると、各ファイルのファイル名は UTF-8 でなければならず、また、EPUB アーカイブの root フォルダ直下に、出版物に関するメタデータや権利などの情報ファイルを収める META-INF というフォルダも必要となる。

なお、電書協が公開する「電書協 EPUB 3 制作ガイド ver. 1.1.3」では、次の通りの基本的なフォルダ構造とファイル名の一例が記されている。

（出典 URL： http://ebpaj.jp/images/ebpaj_epub3guide_ver1.1.3-150101.zip）



【参考】基本的なフォルダ構造とファイル名

- ・ mimetype
EPUB のメディアタイプを記述したファイル
- ・ META-INF フォルダ
.opf の形式と格納場所を XML で記述したファイル
- ・ items フォルダ
次の各記述ファイルを包含するフォルダ
- ・ standard.opf（パッケージドキュメント）
書誌情報、構成ファイル、読み込み順などの情報を XML で記述したファイル
- ・ navigation-documents.xhtml（ナビゲーションドキュメント）
ハイパーリンクを持つ目次や索引などのナビゲーションを記述したファイル
- ・ image フォルダ（画像ファイル）
固定レイアウト型のページ画像、リフロー型の挿絵図版などの画像ファイル。
- ・ style フォルダ
スタイルを指定するファイル
- ・ xhtml フォルダ（コンテンツドキュメント）
本文など書籍の内容を記述したファイル

EPUB3 形式の電子書籍の配信は、前述のとおり、フォルダ構造全体を ZIP によって圧縮さ

れた後、ファイル拡張子が「. epub」に変更されたものであり、このひとつのファイルが配信用に利用される。

【PDF 形式のコンテンツファイルの制作について】

ADOBE 社によって開発された PDF 形式は、2008 年に国際標準化機構（International Organization for Standardization）の標準として承認された。電子文書交換の国際規格 ISO 32000 として、オープンスタンダードとなったため、PDF 形式の出力は、Windows10 以降、OS の標準機能として搭載されている他、PDF 形式を出力できるアプリケーションや WEB ブラウザは非常に多い。

（参考 URL : <https://acrobat.adobe.com/jp/ja/acrobat/about-adobe-pdf.html>）

（出典 URL : <https://www.iso.org/standard/51502.html>）

【レガシーフォーマットのコンテンツファイルの制作について】

レガシーフォーマットである、XPDF 形式やドットブック形式は、それぞれ独自の記述構造やファイル構造を持っており、互換性はない。なお、それぞれの仕様は、開発元の著作物であり、非公開である。

（参考 URL : <https://corporate.jp.sharp/rd/journal-84/pdf/84-04.pdf>）

（参考 URL : <https://www.voyager.co.jp/support/dotbook/dotbook.html>）

<電子書籍ファイル形式の変化や歩みについて>

■ 電子書籍ファイルフォーマットの変化

①1995年頃 PC向け電子書店が登場
 ・テキスト ・XPDF ・ドットブック ・PDF
 ※文字もの中心で、古い作品が大半を占めていた

②2001年 PDA向け電子書籍・電子コミック配信サイト拡張
 ・XPDF ・ドットブック

③2003年 KDDIのWINサービス開始と同時に携帯向け電子書籍配信を開始
 ・ブックサーフィン(ドットブックも対応、ダウンロード) ・XPDF (ダウンロード)
 ※KDDI独自DRM

④2004年 NTTドコモでパケット定額サービスと同時にコミック配信開始
 ・ブックサーフィン(ドットブックも対応・ストリーミング) ・C-XPDF (ストリーミング)

⑤2004年 SBM(旧Vodafone)の3GCサービス開始と同時にコミック配信開始
 ・ブックサーフィン(ドットブックも対応、ダウンロード) ・XPDF (ダウンロード)
 ※SBM独自DRM

⑥2010年以降 国内マルチプラットフォーム向け電子書店サービス開始/同取次サービス開始
 ガラケーからスマートフォンに
 ・ブックサーフィン ・ドットブック ・XPDF ・epub (各書店で、それぞれのフォーマットが読めるよう統合ビューを開発、DRMも各書店ごとに対応)
 ※当初は、epubの仕様が定まらず、各書店ごとにファイルを作り分けるという事象が起こったが、現在は電書協仕様でほぼ統一されている。
 ※コミックに関しては、ディスプレイの解像度が上がってきていることもあり、高解像度で作り直しが発生している。
 ※サブスクリプション、話配信などのサービスが開始。

・1996年 PDF日本語対応
 ・1998年 T-Time(ドットブック/tizリーダー)リリース
 ・1999年 XPDFリリース

※フィーチャーフォン(ガラケー)のディスプレイで読めるようにコンテンツを最適化
 ・コミックは、コマとページスクロール



出典: COMZINE BACK NUMBER/ボイジャー記事より

■ 国内電子書籍の歩み

スマートフォンの登場で新たなプラットフォームへ

【電子書籍読書端末・環境の変化】



①1995年頃 PC向け電子書店が登場

②2001年 PDA向け電子書籍・電子コミック配信サイト拡張

③2003年 KDDIのWINサービス開始と同時に携帯向け電子書籍配信を開始

④2004年 NTTドコモでパケット定額サービスと同時にコミック配信開始

⑤2004年 SBM(旧Vodafone)の3GCサービス開始と同時にコミック配信開始

⑥2010年 国内マルチプラットフォーム向け電子書店サービス開始/同取次サービス開始

2012年 Amazon・apple・Kobo 電子書籍サービスへ参入

2014年 サブスクリプションサービス開始

2016年 話配信開始

【サービスの変化】

【参考】第2段階実務者会議(第2回)配付資料より

<電子書籍の流通について>

【電子書籍ファイルの入稿】

電子書籍を流通させるには、次の電子書籍ファイルが必要になる。

- ① コンテンツファイル（本文データ、図版・挿絵データ、組版指定データで構成）
- ② 書誌データ（流通用書誌情報ファイル）
- ③ サムネイル画像（表紙画像）ファイル

電子書籍ファイルは、基本的には、出版社から、電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）に入稿されるが、出版社は、電子書籍流通事業者ごと、販売事業者（電子書店）ごとに、入稿を行う。また、その入稿の方式は、流通事業者ごとの仕様に合わせ、出版社が対応している。

電子書籍ファイルの入稿方式は、専用ソフト、インターネット上の専用入稿システム、インターネット上のFTPアップローダー、メディア納品（ハードディスク、DVDディスクなど）がある。電子書籍ファイルの入稿先は、電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）1社につき、1箇所が多いが、電子書籍のファイル形式によっては、コンテンツファイルの入稿サーバが異なる場合もある。なお、電子書籍ファイルの入稿先のサーバについては、一定のセキュリティ基準に対応することが求められる。一方、配信用サーバについては、24時間365日の強固なセキュリティ基準・安定稼働性の確保が必要になる。また、データ・ストレージについても、その容量は電子書籍本体ファイルを中心に日々増加してゆくため、増強施策が要求される。

【流通用の書誌情報】

電子書籍の流通用書誌情報とは、電子書籍や電子雑誌を特定するための情報であり、電子書籍の注文や予約、電子書店での検索、表示などで使われる。代表的なもので、一般社団法人日本電子書籍出版社協会とデジタルコミック協議会が2014年2月に共同で策定した「電書協・デジコミ協 共通書誌情報 ver2.0」の76項目等が挙げられる。

（参考 URL：<http://ebpaj.jp/counsel/shoshi>）

流通用書誌情報の記載には、電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）ごとに、その事業者の管理する独自項目が追加されるなど、異なる仕様で運用されている。各電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）、項目名の表現、項目数、ジャンル名、ジャンル数、記述ルール、順番などを含めて、全く互換性はない。そのため、出版社は電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）ごとの仕様に合わせて、流通用の書誌情報を作成する必要がある。互換性がないことによる、入稿ファイルの不具合に対応するため、電子書籍流通事業者では入稿された流通用書誌情報のチェックシステムを介し、誤りについては、自社の仕様に変換する作業などが行われる場合もある。なお、電子書籍流通事業者や販売事業者（電子書店）で使用される書誌情報の仕様については、各社非公開である。

No	項目名	No	項目名	No	項目名
1	カテゴリ ID	27	版元名カナ	53	R 指定フラグ
2	サブカテゴリ	28	著者名	54	撮影時年齢確認
3	JDCN	29	著者名カナ	55	JASRAC 出版社管理コード
4	出版社固有コード 1	30	著者役割	56	販売開始日
5	出版社固有コード 2	31	コピーライト	57	販売終了日
6	出版社固有コード 3	32	解説（短）	58	予約販売フラグ
7	売上報告用コード 1	33	解説（長）	59	予約販売開始日
8	売上報告用コード 2	34	目次	60	閲覧可能期間
9	全体シリーズ名	35	キーワード	61	海外配信地域
10	全体シリーズ名カナ	36	キャッチ	62	本体ファイル名
11	シリーズ名	37	価格	63	試し読みファイル名
12	シリーズ名カナ	38	デジタル版ページ数	64	表紙画像ファイル名
13	シリーズ順番	39	ジャンル ID	65	リフローor フィックス
14	作品名	40	ジャンル名	66	試し読みページ数
15	作品名カナ	41	レーベル名	67	試し読み開始ページ数（一般）
16	作品順番	42	レーベル名カナ	68	試し読み終了ページ数（一般）
17	巻名入り作品名	43	掲載誌	69	試し読みページパーセント
18	巻名入り作品名カナ	44	掲載誌カナ	70	カラー区分
19	前サブタイトル	45	底本 ISBN	71	コンテンツ言語
20	前サブタイトルカナ	46	底本発行日	72	備考 1
21	後サブタイトル	47	底本名	73	備考 2
22	後サブタイトルカナ	48	底本名カナ	74	備考 3
23	巻名表記	49	底本ページ数	75	備考 4
24	巻名表記カナ	50	底本価格	76	備考 5
25	完結フラグ	51	底本レーベル		
26	版元名	52	底本巻番号		

【参考】電書協・デジコミ協 共通書誌情報 ver2.0

【電子書籍流通における電子書籍ファイル形式のシェア】

電子書籍流通事業者は、電子書籍の取扱い作品数を公開していない。また、販売事業者（電子書店）においても、大半が非公開である。したがって、総流通量や、電子書籍ファイル形式ごとのシェア等の詳細は、調査不可能であり、不明である。なお、電書協が運営する電子書店「電子文庫パブリ」では、次のとおりの作品数が示されている。

・「電子文庫パブリ」による販売点数

販売点数：101,678点（一般書作品：86,496点、コミック作品：15,182点）

EPUB形式リフロー型：61,301点

EPUB形式固定レイアウト型：26,312点

PDF形式：0点

※2020年1月31日時点で、WEBサイト上の詳細検索より示された点数

（参考URL：<https://www.paburi.com/>）

一方、一般社団法人日本出版インフラセンター（JPO）が運営し、紙と電子両方の書誌・権利情報、販売促進情報を収集・活用し、出版物の円滑な流通に寄与するための、出版業界のインフラ「出版情報登録センター（JPRO）」では、次のとおりの登録件数が示されている。

・「出版情報登録センター（JPRO）」による登録点数

基本書誌情報：2,420,341件

書籍登録数：2,185,587件

電子書籍登録数：234,754件

※2020年1月31日時点で、WEBサイト上に示された点数

（参考URL：<https://jpro2.jpo.or.jp/>）

比較の結果、「出版情報登録センター（JPRO）」の電子書籍の登録数の内、約43%の作品数が「電子文庫パブリ」での取扱い作品数と推定される。これは、電子書籍流通における参考値のひとつに考えられる。

なお、「電子文庫パブリ」ではPDF形式の電子書籍の取扱いがない。PDF形式を採用する作品は、少数の販売事業者（電子書店）により、専門サイトとして販売されていることが考えられる。こうした専門サイトは寡占化傾向にあり、出版社との間で、直接の取引が行われていることも見込まれる。結果、電子書籍流通事業者も、PDF形式の取扱いが少ないことも推測される。

【セルフパブリッシングについて】

セルフパブリッシング作品の出版手法は、編集者や出版社を介在させずに、著者が制作や販売まで行う書籍の出版形態である。電子書籍におけるセルフパブリッシングでは、出版に必要な費用は、紙の書籍の出版と比較して、小額である。

セルフパブリッシング作品の流通形態は、EPUB形式の電子書籍を個人が制作し、著者のWEBサイトや、事業者の運営する投稿サイトなどで無償提供する方法や、個人出版専門の販売事業者（電子書店）に委託し、有償販売する方法などがある。また、有償の販売においても、ISBNの取得は不要という流通事業者も多い。なお、電子書籍ファイル形式の形態を取らず、WEBサイトにWEBコンテンツとして掲載する方法や、SNSメディアでの連載し、ユーザがその作品を拡散する流通方法もあり、手法は多岐にわたっている。

国内では、セルフパブリッシング作品の流通規模は拡大しているが、有償販売での成功事例はまだ少なく、売上規模も小さいと云える。一方、作家の発掘を目的とする出版社直営の投稿サイトや、EPUB形式の電子書籍を同時に制作できる販売事業者（電子書店）などは増加傾向にあり、コミック、小説の投稿作品は、今後拡大するものと推測される。

・コミック投稿サイトの一例

pixiv（ピクシブ）
エブリスタ（エブリスタ）
comico（NHN comico）
LINEマンガ インディーズ（LINE Digital Frontier）
マンガボックス インディーズ（ディー・エヌ・エー）
少年ジャンプ ルーキー（集英社）
DAYS NEO（講談社） など

・小説投稿サイトの一例

エブリスタ（エブリスタ）
小説家になろう（ヒナプロジェクト）
魔法のiらんど（KADOKAWA/アスキーメディアワークス）
LINEノベル（LINE Digital Frontier）
comicoノベル（NHN comico）
pixivノベル（ピクシブ）
NOVEL DAYS（講談社）
TanZak（集英社） など

・雑誌・情報系の一例

note（ピースオブケイク） など

※実証実験作業報告書（電書協作成）から抜粋

10. 国内外電子書籍最新情報調査

国内及び海外での電子書籍最新情報の収集、及び電子書籍市場の調査・研究として、それぞれ取材活動を実施した。

■公共図書館向け電子書籍貸出サービスについて

全国的に普及の途上である電子図書館サービス。国内では、公共図書館における電子書籍貸出サービスを展開する民間の事業者がいくつかあるが、公共図書館による電子書籍貸出サービスは、電子書籍・電子雑誌における、民間の新しいビジネスとして、広がりがつつある。電書協では、ビジネスへの影響を分析するため、その将来性や可能性について、実証実験第1段階時、実証実験第2段階時にそれぞれ、民間の電子図書館サービスを採用する公共図書館への取材を実施。各公共図書館が取り組む「電子図書館のプロフィール」「努力や工夫」「現在と将来のビジョン」をテーマに、各公共図書館の担当者にヒヤリングを実施した。

<実証実験第1段階時の取材>

【取材した公共図書館】

・ ○○○○○

日程 平成29年7月6日（木）

名称 ○○○○○

指定管理者：○○○○○

導入サービス：LibrariE&TRC-DL

・ ○○○○○

日程 平成29年11月15日（水）

名称 ○○○○○

導入サービス：LibrariE&TRC-DL

・ ○○○○○

日程 平成30年8月17日（金）

名称 ○○○○○

導入サービス：OverDrive

・ ○○○○○

日程 平成30年11月12日（月）

名称 ○○○○○

指定管理者：○○○○○

導入サービス : OverDrive

※LibrariE&TRC-DL は、株式会社図書館流通センターが提供する電子図書館サービス。同社による「TRC-DL」(TRC-Digital Library) のコンテンツに加えて、株式会社日本電子図書館サービス (JDLS) による「LibrariE」(ライブラリエ) の、両方のコンテンツを提供する。なお、「TRC-DL」が提供するコンテンツの利用条件は無期限型。「LibrariE」が提供するコンテンツの利用条件はワンコピー・ワンユーザー型 (2年間若しくは貸出52回まで) である。

※OverDrive は、楽天グループの子会社である米国の OverDrive 社が提供する電子図書館サービス。日本では、株式会社メディアドウと米国の OverDrive 社との業務提携により、OverDrive Japan としてサービスを提供中。

【電子図書館のプロフィール】

各公共図書館における電子図書館の位置づけは、既存の紙の図書館システムとは切り離れたもうひとつの図書館としているケースや、既存の紙の図書館システムと連動して、電子図書館においても、既存の利用者 ID を共用しているケース等、その位置づけは公共図書館ごとに様々である。また、電子図書館の運営について、外部事業者に委託している公共図書館や、電子図書館のみならず、既存の紙の図書館の運営まで含めて、外部事業者に委託している公共図書館もある。

公共図書館による運営委託は、指定管理者制度によるものであるが、民間の電子図書館のサービスを展開する事業者以外の法人が、公共図書館の指定管理者として受託している公共図書館もあり、その在り方も様々である。ただし、事業者以外の法人による運営そのものは、民間の電子書籍販売サイトでも同様であり、特に珍しいことではない。

電子図書館のビジネスモデルは、電子図書館のサービスを展開する事業者ごとに様々であり、それぞれに特徴がある。取材時点でのビジネスモデルは、「契約期間貸出上限型」と「買い切り型」が主流である。「契約期間貸出上限型」は、事業者が定める一定の年数、あるいは一定の利用回数を達した際に、「契約期間貸出上限型」を継続するか、「都度課金型」に移行するか、あるいは蔵書から取り外すかを選択する仕組みである。一方、「買い切り型」は、「契約期間貸出上限型」のような制限はない。どのビジネスモデルも、事業者ごとのサービス、作品ラインナップにより異なるが、いずれの場合においても、紙の本と比べると、作品の利用価格が大きく異なる。また、公共図書館によっては、電子図書館のサービスを展開するひとつの事業者から、「契約期間貸出上限型」と「買い切り型」を併用して、作品を購入するケースもある。これには、蔵書の欠品を防ぐ理由があり、ビジ

ネスモデルごとのメリット・デメリットが伺える。

なお、公共図書館にとって、「契約期間貸出上限型」は、上限超過の管理が大変であるので扱いにくいという意見もある。一方、扱いに困っていない意見もある等、ビジネスモデルに対する考え方も様々である。しかしながら、「都度課金型」は、取材したいずれの公共図書館においても採用されていない。この理由として、公共図書館には予算があり、その予算の範囲内で選書する条件が前提であり、民間の電子書店のような「都度課金型」は、この仕組みと噛み合っていない意見がある。

各公共図書館における蔵書のための年間予算は、公共図書館により様々である。予算配分に関しては、紙の本の蔵書予算を、電子書籍の蔵書にシェアしている公共図書館や、システム維持のためのランニングコストと、蔵書のための予算を、分別している公共図書館もある。

各公共図書館における電子図書館の利用登録者数は、既存の紙の図書館システムとの連動の有無により、大きく異なる。既存の紙の図書館システムと連動している場合、既存の紙の図書館カードの発行枚数に応じた登録者数が考えられるが、電子図書館側ではその数を把握していないケースもある。一方、既存の紙の図書館システムと連動していない電子図書館サービスにおいては、1年あたり数百人が利用登録している規模である。この数字の規模感から、取材時点では、電子図書館はまだ発展途上のサービスであることが伺える。

各公共図書館における電子書籍の蔵書数は、数千タイトルから一万数千タイトルの範囲である。蔵書の中には、パブリックドメイン（著作権切れ）作品や、電子図書館のサービスを展開する事業者が取り扱わない、独自資料（地域資料等）も含まれている。なお、パブリックドメイン（著作権切れ）作品の蔵書は、いずれの公共図書館も、その比率が極めて高く、中にはパブリックドメイン作品の割合が、蔵書の9割以上を占めている公共図書館もある。この理由には、電子図書館のサービスを展開する事業者の作品ラインナップが少ないことが推測される。

一方、電子雑誌については、蔵書していない公共図書館が多い。この理由には、電子図書館のサービスを展開する事業者における、電子雑誌のラインナップが少なく、最新号を早く読みたい利用者のニーズに合っていないこと等が挙げられる。しかし中には、雑誌の最新号や発売日でなくても、一定数の利用者のニーズがあるため、積極的に電子雑誌を蔵書する公共図書館もある等、一様ではない。

各公共図書館における蔵書の利用者傾向は、いずれの公共図書館においても、主婦層向けの作品、ビジネスマン向けの作品の蔵書が多い。利用者のニーズのある作品は、現時点では短時間で読める作品が多い傾向である。ただし、ある公共図書館では、コミック作品を

蔵書としていないため、現時点では利用者が偏っているとの意見もある。

各公共図書館における蔵書の貸出数は、年間数百件から数千件の範囲である。電子図書館の位置づけや取り組みの積極性は、公共図書館ごとにかかなりの差があるものの、いずれの公共図書館においても、利用者数と同様に、まだ発展途上の段階である。

各公共図書館における音声読み上げシステムの採用状況は、電子図書館サービスを展開する事業者が提供するシステムに依存する。事業者によって、音声読み上げ機能付きの作品ラインナップにも差がある。事業者が提供するシステムが対応しているため、音声読み上げ機能付きの作品を購入している公共図書館もある。その一方、事業者が提供するシステムが非対応であり、作品ラインナップがないため、音声読み上げ機能ではなく、英語の絵本等のナレーション付きの電子書籍作品を購入している公共図書館もある。取り組みは様々であるが、障害者差別解消法が施行されたことから、いずれの公共図書館においても、その関心度は高い。

各公共図書館における利用者からの反響は、まだ少ないものの、中には年間数百冊を利用する利用者や、若年層による登録者の増加、また、音声読み上げ機能付きの電子書籍に関する問い合わせも出始めている。今後、蔵書の種類や冊数が増えていくことで、反響は増えていくことが予想される。

【努力や工夫】

各公共図書館で電子図書館を運営する課題は、利用促進が必要である意見が多く上がった。どの自治体においても、公共図書館による電子図書館の存在自体を知らない住民が多いこと、さらには障害者差別解消法に対応したシステムとして、視覚障害者の方でも電子図書館を利用することができる仕組みを採用したにも関わらず、その周知が行き届いていない意見もある。課題の改善には、より多くの周知を行って、利用者を拡大していく必要がある。また、既存の紙の図書館を利用しない、電子図書館のみの利用者に対しても、不便のないよう、充実した図書館にしていきたい意見もある。

さらに、ビジネスモデルにも課題が挙げられている。電子図書館のサービスを展開する事業者の作品ラインナップ数が少なく、公共図書館側が選書に苦慮する意見もある。また、「契約期間貸出上限型」（一定の年数、あるいは一定の利用回数）の場合、契約期間あるいは貸出上限に達すると、蔵書からなくなってしまうことや、「買い切り型」の場合においても、電子図書館サービスを展開する事業者を変更することで、やはり蔵書からなくなってしまうことが、リスクとして挙げられる。指定管理者制度による事業者変更も大いに考えられるため、課題である。

各公共図書館における利用者増加のための施策は、市内での回覧や、自治体や学校機関への呼び掛けを行っている公共図書館や、行政機関の記者発表により電子図書館が新聞記事になった施策の効果。さらには、既存の紙の図書館で、デモンストレーション用のタブレット端末やPC 端末を用いた利用促進イベントを実施する等、各自治体で工夫を凝らしており、様々である。一方、既存の紙の図書館システムとの連携こそが施策である意見もある。

【現在と将来のビジョン】

電子図書館の発展には、大別すると、ソフト面、インフラ面、独自性の3点が挙げられている。ソフト面においては、電子図書館のサービスを展開する事業者の作品ラインナップ数が少ないため、作品ラインナップの充実は不可欠である。さらには、障害者向けのサービスの充実も必要である。インフラ面においては、利用者が使いやすい環境整備が必要である。機械の操作が苦手な高齢者の利用者層をどう取り込むか等、気軽に使いやすい仕組みであることが必要である。独自性においては、自治体や地域資料を電子化して、電子図書館で公開していくことを挙げる公共図書館もある。

一方、費用対効果が得られず、数年で撤退する公共図書館もあるのでは、という厳しい見方もある。

住民サービスとして電子図書館が果たす役割について、いずれの公共図書館においても、来館困難者へのサービスである意見が上がっている。遠隔地への通勤や通学等の利用時間に制限のある利用者や、障害者や子育て中の方等、来館困難者が気軽に電子図書館を利用できるだけでなく、電子書籍ならではの文字サイズの変更機能等、様々なニーズに応えることができる意見もある。

一方、別の視点として、電子図書館として本を貸し出すことだけが役割ではなく、地域情報や関連資料を充実させて、地域との結びつきを果たすため工夫をしていく意見もある。

既存の紙の図書館との関係性については、取材した全ての公共図書館が、電子図書館の可能性を認めている。電子図書館には、既存の紙の図書館で行われている督促管理や、蔵書の汚破損や紛失の心配がない意見や、既存の紙の図書館は、システム更新に影響されない意見もあり、どちらにもメリットがある。また、電子書籍の貸出数が伸びても、紙の本の貸出が少なくなる影響はなく、紙媒体にとって変わることはない意見や、既存の紙の図書館とは別に、電子図書館はもうひとつ別の図書館を持つ認識で運営して、相互に足りない部分を補っていく意見がある。

理想とする電子図書館の在り方については、作品ラインナップの充実を求める意見が多い。図書館に所蔵している紙の資料の全てが電子書籍でも読めることである意見や、電子

図書館のサービスを展開する事業者のいずれのプラットフォームにも、全ての電子書籍が取り扱われる意見がある。紙と電子の横断検索・利用状況の確認を求める声もある。一方、電子図書館を始めて間もないため、理想は模索中である意見もある。

なお、各公共図書館における出版社への要望は、ベストセラーを始め、作品ラインナップの増加を求める意見に集約されている。公共図書館にとっては、利用者を増やしていくためには、作品ラインナップの充実が不可欠である。

【実証実験第1段階時の取材を終えて】

取材したいずれの公共図書館においても、その取り組みは非常に熱心である。予算や仕組み等の制限の中から、様々な努力や工夫、アイデアが用いられており、担当者による苦勞が伝わる内容である。また、いずれの担当者も電子図書館サービスに手応えを感じており、さらなる発展が期待される。

一方、発展のために必要とされる作品ラインナップの充実には、出版社もより積極的な協力が必要である。電子図書館のビジネスモデルは、作品の購入者は図書館であるため、通常の電子書籍販売サイトとは大きく異なる。作品を提供するには著作権者の許諾が不可欠であり、この新しいビジネスモデルを、著作権者に理解を得ていく必要がある。さらには、利用者への周知も必要である。

電子図書館サービスは、まさに発展途上であると云える。

<実証実験第2段階時の取材>

【取材した公共図書館】

・〇〇〇〇〇

日程 令和元年10月23日(水)

名称 〇〇〇〇〇

導入サービス: LibrariE&TRC-DL

・〇〇〇〇〇

日程 令和元年11月14日(木)

名称 〇〇〇〇〇

導入サービス: LibrariE&TRC-DL

・〇〇〇〇〇

日程 令和元年12月6日(金)

名称 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇

導入サービス: KinoDen

・〇〇〇〇〇

日程 令和元年12月6日(金)

名称 〇〇〇〇〇

指定管理者: 〇〇〇〇〇

導入サービス: LibrariE&TRC-DL

※KinoDenは、株式会社紀伊國屋書店が提供する学術和書電子図書館サービス。2018年1月にリリース。作品ラインナップは専門書が中心で、販売モデルはコンテンツ完全買い切り型。年間利用料・維持費は不要。

【電子図書館のプロフィール】

実証実験第2段階期間中に取材したいずれの公共図書館も、何らかの形で、紙の図書館システムとの連動が行われている。連動手法は、紙の図書館が発行する既存の利用者IDの共用や、電子図書館サービス用のIDを、紙の図書館が発行する既存の利用者IDを紐づけているケースもある。また、紙の図書館との連携はIDのみの紐付けであり、データ単位での連携は行っていない図書館もある。連携の在り方は、民間の図書館サービスの仕組みによる点が多いが、どこまで、どの範囲で、データを連携させるかも、公共図書館によってそのポリシーも様々である。

公共図書館による運営委託は、紙の図書館まで含めて外部事業社に運営している公共図書館と、民間の電子図書館サービスを採用して、自治体自らが運営する公共図書館がある。なお、途中で民間の電子図書館サービスを切替えた公共図書館もある。

電子図書館のビジネスモデルは、電子図書館のサービスを展開する事業者ごとに様々であり、それぞれに特徴がある。実証実験第2段階期間中に取材した時点でのビジネスモデルは、実証実験第1段階期間中に比べ、「買い切り型」が主流となっている。各公共図書館が「買い切り型」を選択する理由は、紙の書籍のみならず、電子書籍においても、紙の蔵書で培った“資産”の観点から、「買い切り型」でないと“資産”としての説明が難しく、予算を確保しにくい意見が多い。また、「契約期間貸出上限型」は、蔵書において、不人気作品の見直しにはメリットとなる意見もあるが、利用実績はそう多くない。なお、「都度課金型」は、実証実験第2段階期間中に取材したいずれの公共図書館においても、実証実験第1段階期間中に取材した時点と同様、採用されていない。各公共図書館における予算の範囲内で選書する考え方と合っていないという意見や、利用者による閲覧数の意図的な件数操作（例えば、利害関係者が特定の作品をたくさん読み続けて、閲覧数を操作してしまうケース）を懸念する意見、短期的ではなく長期的に少しずつ読まれることを想定するモデルと合致していない意見が上がった。

各公共図書館における蔵書のための年間予算は、実証実験第2段階期間中に取材した公共図書館においても様々であるが、その金額にはかなりの差がある。予算配分に関しては、いずれの公共図書館も、紙の本の蔵書予算とのシェアはないが、紙の選書担当との打合せや、紙の特集との企画、紙の本との重複を防ぐための工夫等、紙との選書との連携には各公共図書館の工夫が見られる。なお、年間予算の金額は、全体的に増加傾向である。

各公共図書館における電子図書館の利用登録者数は、いずれの公共図書館も数百人程度の範囲である。実証実験第2段階の取材時においても、この数字の規模感から、取材時点では、電子図書館はいまだ発展途上のサービスであることが伺える。

各公共図書館が採用する、民間の図書館サービスの違いによる影響は、特に見られなかった。なお、利用者情報に関して、いずれの公共図書館も個人情報の取扱いには慎重であり、年齢や性別、職業を分析するような利用者プロフィールへの紐付けは消極的である。

各公共図書館における電子書籍の蔵書数は、数百タイトルから八千タイトル前後の範囲と、大きな差がある。理由のひとつに、何年も前から、電子図書館サービスを続けてきて、一定数の蔵書数に至った公共図書館がある一方、電子図書館サービスをまだ始めて年月が経っておらず、蔵書が少ない公共図書館もあることが考えられる。

蔵書の中には、パブリックドメイン（著作権切れ）作品や、電子図書館のサービスを展開する事業者が取り扱わない、独自資料（地域資料等）も含まれているが、パブリックドメイン作品の蔵書は、その蔵書比率が極めて高い公共図書館もあれば、ほとんど取り扱わない公共図書館もある。中には、同じ自治体内の電子図書館サービスで、取り扱わない作品を選書するというスタンスの公共図書館もある。こうした蔵書の差別化も、各公共図書館の個性とも云える。

一方、電子雑誌については、地域性のある地域広報誌（独自資料含む）を相当数蔵書する公共図書館や、特集・テーマに合わせて、絞り込んで蔵書する公共図書館等、様々である。さらには、鮮度の高い作品は取り扱わず、刊行後半年経過してから蔵書する意見もある。公共図書館によっては、明確な意図を持った蔵書のスタンスが伺える。また、既存の電子図書館サービスでは別に、今後、民間の、電子雑誌の定額（サブスクリプション）サービスの利用を検討している意見もある。

電子図書館のサービスを展開する事業者における、電子雑誌のラインナップが少ないことも課題であるが、独自資料や電子雑誌専用の定額サービス等、電子図書館サービスにはない資料やモデルの利用、採用サービスの併用も考えられる。

各公共図書館における蔵書の利用者傾向は、いずれの公共図書館も個人情報の取扱いの観点で、正確な利用者層の集計は行われていない。ただし、集計できる範囲での情報分析によると、自治体地域に勤務するビジネスマンが多いと思われる公共図書館、子育て中の主婦層が多いと思われる公共図書館、性別統計上、女性の利用者が多い公共図書館等、感触は様々である。いずれの公共図書館でも、実際に読まれた作品や、それぞれの地域性、集計可能な統計情報をもとに、利用者の分析に努めており、その分析傾向が、作品ラインナップに反映されていることが多い。一方で、公共図書館の役割や趣旨に沿った蔵書を遵守する結果、利用者傾向とは必ずしも一致しないという公共図書館もある。

各公共図書館における蔵書の貸出数は、年間数百件から数千件の範囲である。

実証実験第1段階期間の取材時と比べても、貸出数における大きな変化はない。電子図書館の位置づけや取り組みの積極性は、公共図書館ごとによりかなりの差があるものの、いずれの公共図書館においても、利用者数と同様に、まだ発展途上の段階と云える。

各公共図書館における音声読み上げシステムの採用状況は、電子図書館サービスを展開する事業者が提供するシステムに依存するため、システム非対応の公共図書館は採用していない。一方、システムが対応している公共図書館では、既に積極的に取り組んでいる公共図書館が多く、電子図書館サービスが提供する音声朗読可能なリフロー型の作品ラインナップを蔵書する等、その関心度は実証実験第1段階期間中の取材時よりも、遙かに高い。この理由には、令和元年に施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

（読書バリアフリー法）の影響が考えられる。したがって、取材時点では消極的な取り組みの公共図書館においても、今後優先順位を高めていくことも考えられる。なお、音声読み上げ対応の蔵書作品は、リーディング機能を備えた作品（英語学習教材や絵本）等が多い。中には、オーディオブックの提供や、視覚障害者向けの利用支援サイトより、スクリーンリーダーでの音声朗読を実施する事例もある。

各公共図書館における利用者からの反響は、電子図書館サービスを知ってさえもらえれば、好評である意見が多く、特に、子供を持つ主婦層からの意見が多いようだ。一方、知ってもらうための施策に、まだ辿り着かないという意見もあり、各公共図書館の苦勞が伺える。全体的には、電子図書館サービスを長く取り組んでいる公共図書館の方が、反響の手応えや課題を積み重ねているため、次のステップへの施策が考えられているようだ。

【努力や工夫】

各公共図書館で電子図書館を運営する課題は、実証実験第1段階に取材時と同様、利用促進が必要である意見が多く上がった。課題としては、作品ラインナップの充実、利用者環境（検索機能の充実等）の強化の他、ビジネスモデルのミスマッチや、電子書籍特有の問題である。利用促進のためには、いずれの公共図書館でも、作品ラインナップの充実を必要としている。公共図書館は利用者が求める作品を選書したいが、電子図書館サービスで取り扱う作品ラインナップが少ない意見も多い一方、利用者が求めるから選書するという方向性ではない意見もあり、作品ラインナップを充実させる在り方は、一様ではない。また、機能の充実においても、電子図書館サービスによって仕組みも異なり、音声朗読対応作品や、文中の検索機能にも、サービスによって差が生じている。また、ビジネスモデルへの課題もある。「契約期間貸出上限型」は公共図書館では使いづらい仕組みである意見や、電子書籍は紙の書籍と異なり利用に制限があり、拡大利用が難しい意見、電子書籍の特性上、所有資産にはならず、その上「契約期間貸出上限型」で維持に予算がかかる意見もある等、紙の書籍と比較したときの課題も大きい。なお、公共図書館の中には、電子図書館サービスそのものを途中変更した事例があるが、電子図書館サービスによって、作品ラインナップや仕組みが異なるため、蔵書もゼロからのスタートになってしまう、電子図書館サービスならではの欠点も露呈した。また、電子図書館サービスは、仕組みの理解が必要不可欠であるが、公共図書館の担当者が専門的に学ぶ機会は、極めて限られている。さらに、高齢者と若年者の利用率の少なさも、複数の公共図書館で課題としている。高齢者は電子機器に関して関心が低い傾向である一方、若年者はそもそも図書館自体の利用率が低い等、異なる問題がある。

各公共図書館における利用者増加のための施策は、各公共図書館（電子図書館サービス等）のホームページや、配付物（案内チラシ）等でのPRを始め、公共図書館館内での企

画特集（紙の書籍と連携）、さらには館外でのイベント開催等、それぞれ工夫を凝らしている。いずれの公共図書館も、担当者の熱意は非常に高く、PRは積極的である。

【現在と将来のビジョン】

電子図書館の発展は、作品ラインナップや使用条件に問題があるため、難しいという意見が多い。これらの問題が解決しないままであれば、自治体での予算削減が進んでしまい、存続自体が危うくなる等、発展の先行きには不安視する意見がある。一方、電子機器の利用が特別なことではない現在の子供たちから発展していくという意見もある。そのためには学校機関との連携や、自らが電子書籍を作り、図書館で公開するというワークショップ等の施策も実現可能である。また、作品の観点で、人気に左右される一般書ではなく、ピークのないレファレンス（調べ物）の方が、利用の循環を作ることができるという意見もある。一方で、電子図書館サービスの作品ラインナップに左右されない、貴重資料や地域資料を電子化し共有していきたい意見も多い。なお、新しい意見としてAI（Artificial Intelligence）の可能性にも期待する声もある。

住民サービスとして電子図書館が果たす役割について、来館困難者に対して、読書機会の提供していきたい意見が多い。公共図書館ごとに立地条件は異なるが、郊外地域であれば、交通手段の確保の問題があり、町の中心部においても、施設の駐車場料金が高額なこと等から、来館困難者は今後増えていくことが考えられる。また、交通手段以外の事情においても、紙の書籍や電子書籍を購入できない人に向けて、読書機会を提供していきたい意見もある。一方、作品面においては、住民の課題解決のためのレファレンス資料の提供を始め、貴重資料や地域資料を民間と協力して保存していきたい意見もある。

既存の紙の図書館との関係性については、利用者の来館機会は減り、来館困難者も増えていくことが考えられるため、紙の図書館を補う関係性である期待値が高い。蔵書の保管面においても、紙の図書館では限られた書架スペース、災害の観点による安全性等、電子ならではのメリットも挙げられる。しかし、現状では電子図書館サービスの作品ラインナップが少なく、補う役割に至っていない意見もある。一方、作品面においては、紙の図書館における、紙の本との企画連動で、読書の大切さを伝えることや、電子書籍ならではの、紙の役割以上の機能に期待したい意見もある。

理想とする電子図書館の在り方については、窓口業務の縮小化により公共図書館としてのパフォーマンス向上が得られること、電子書籍も読書のひとつとして、電子機器の利用に違和感のない子供達に読書の魅力を伝えることができること、読書のバリアフリー化や地域発展に寄与できること等、各公共図書館の日々の努力が伝わる内容である。ただし、そのためには、作品ラインナップの充実が不可欠であるという意見は、根強くある。

なお、各公共図書館における出版社への要望は、作品ラインナップの充実（小説から専門書まで）を始め、提供価格の見直し（高いと感じている）、選書のためのNDC付与、メタデータの整備等が意見として上がっている。

【実証実験第2段階時の取材を終えて】

実証実験第1段階に取材したとき以上に、いずれの公共図書館においても、その取り組みは非常に熱心である。特に当取材では、電子図書館サービスを長く採用する老舗の公共図書館が多く、問題意識や課題解決が、一歩、二歩先を目指していることが特徴的である。また、読書バリアフリー法の施行による対応強化も意見として多かった。また、後発として全く新しい電子図書館サービスを採用した公共図書館もあり、斬新な取り組みによって、電子図書館サービスにおける新しい発展も確認した。電子書籍ビジネスは、数年が経過するだけで、新しい仕組みや取り組みが生まれていくスピード感がある。民間の電子図書館サービスや出版社のみならず、公共図書館側でもその対応が求められている。なお、いずれの公共図書館も、紙の書籍とは異なる、電子書籍特有の諸問題があるものの、毎年一定以上の予算を確保して、現状は運営を続けられているが、作品ラインナップの充実やビジネスモデルの見直しがない限り、予算の削減が行われる可能性があるという、危機感の声もある。

電子図書館サービスは、実証実験第1段階時に取材したとき以上に、一層の発展を遂げている。新しい事業者やサービスも誕生して、「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2019」（発行：一般社団法人 電子出版制作・流通協議会）においても、株式会社図書館流通センター（TRC）、株式会社日本電子図書館サービス（JDLS）、株式会社メディアドゥ、丸善雄松堂株式会社、株式会社ネットアドバンス、株式会社学研プラス、株式会社紀伊國屋書店、EBSCO Information Services Japan 株式会社、電子図書館サービス事業8社の事業内容が紹介されている。電子図書館サービスを採用する公共図書館も増えており、市立区立から、県立まで、電子図書館サービスの採用は拡大していることがわかる。電子図書館サービスや公共図書館、両関係者の努力により、長い年月をかけて、電子書籍における、ひとつの産業として認知されてきた。

発展途上の状況において、もし、収集された電子書籍が公共図書館向けに配信されて、利活用が行われると、民間のビジネスの努力も虚しく、電子図書館サービス事業そのものに、大きな影響を及ぼしてしまうこととなる。これはまさに、民間のビジネスへの影響に繋がる懸念である。産業構造の崩壊とならないよう、配慮や注意が必要である。

有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について

平成 24 年の国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（以下「館法」という。）一部改正により、私人が出版（公開）するオンライン資料¹を国立国会図書館（以下「NDL」という。）が収集し保存することが可能となった。

無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料については、平成 25 年 7 月からオンライン資料収集制度（e デポ）による収集を開始したが、有償又は DRM の付されているオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、補償の在り方や技術面の課題について検討を要するため、当分の間、提供を免除するものとされている。

有償等オンライン資料の制度収集に向けた課題について、現行制度、納本制度審議会による先行答申²、納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）における各種ヒアリングの結果³、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の結果⁴等を踏まえると、以下のように整理することができる。

1 収集について

収集対象及び収集方法については、以下のとおりである。

1.1 コード及びフォーマット

- 現状、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている⁵。
- 収集対象とすべきコード及びフォーマットについては、出版流通状況の変化等に応じて見直す必要がある。
- 流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる⁶。

1.2 DRM

- 長期的な保存・利用の観点から、市場において DRM が付された状態で流通している場合であっても、DRM の付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。
- 出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付与、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされている⁷。原則として、NDL への提供義務を負うのは出版者であるが、実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、収集対象とすべき DRM が付されていないファイルを保持する電子取次事業者等が NDL への提供作業を代行することも想定

¹ インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）。

² 答申「[オンライン資料の収集に関する制度の在り方について](#)」（平成 22 年 6 月 7 日）（以下「平成 22 年答申」という。）、[中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」](#)（平成 24 年 3 月 6 日）（以下「平成 24 年中間答申」という。）

³ [学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリング](#)（平成 29 年度第 1 回オンライン小委員会）、[電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング](#)（令和元年度第 1 回オンライン小委員会）、[リポジトリの運営に関するヒアリング](#)（令和 2 年度第 2 回オンライン小委員会）

⁴ [「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について」](#)（令和 2 年度第 1 回オンライン小委員会資料 2）（以下「実証実験事業について」という。）

⁵ 「国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する件」（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

⁶ 平成 22 年答申 pp.23-24

⁷ 「電子書籍の基礎知識」（「実証実験事業について」別添 4）

される。

1.3 バージョン違い及び最良版

- 内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンが収集対象となる⁸。冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的⁹に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。
- オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数ある場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合がある。このような場合、代表的なバージョンを最良版として収集する運用が考えられる¹⁰。
- 図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、完全なバージョンを収集できることが明らかでない場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することが考えられる¹¹。

1.4 収集方法

- 現状、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3方法¹²があるが、大量提供の場合にはファイル転送システムを活用する等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するよう努めるべきである。

2 収集除外について

文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に認められる、法令上の収集除外の要件¹³については、以下のとおりである。

2.1 同一版面

- 「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれる¹⁴。
- 単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であり、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型には適用されないものと考えられる。

2.2 リポジトリ

- 「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれる¹⁵。
- 現状、学術研究機関が運営する機関リポジトリは、上記に該当するものとして収集対象から除かれているが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。
- 特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者に

⁸ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。（館法24条第3項）

⁹ 館法第25条の4第1項

¹⁰ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、「パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件」（平成12年国立国会図書館告示第3号）において最良版の決定基準が定められている。

¹¹ 平成22年答申 p.20

¹² 館法第25条の4第2項第1号、「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」（平成25年国立国会図書館規程第1号）（以下「規程」という。）第2条

¹³ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

¹⁴ 規程第3条第2号

¹⁵ 規程第3条第3号

よる「収集逃れ」を排除できるよう、運営目的・体制、公衆（NDLを含む。）への利用提供方法、コンテンツ保存方法（修正・削除方針の妥当性を含む。）をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリの運営停止や何らかの理由による配信停止時のコンテンツの取扱い（NDLや他のリポジトリへの移管等）、定期的な運営状況報告（提供停止コンテンツの情報共有を含む。）及びNDLとのメタデータ連携の実施について、NDLとリポジトリ運営者の協定書等により担保する必要がある。

- 上記の確認に用いる基準（運営主体の在り方を含む。）、協定書等の標準的記載事項は、あらかじめ具体的に定める必要があり、さらなる検討を要する。

3 利用について

図書館資料としての閲覧及び複製物の提供については、以下のとおりである。

3.1 閲覧

- 有体物の図書館資料と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、同時閲覧制御）であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない¹⁶。
- 市場において有償で流通するオンライン資料について、NDL 館内利用者に限らず、国内の公共図書館等からも利用できる形で提供する場合は、電子図書館サービス等の出版ビジネスを阻害する可能性がある¹⁷。
- オンライン資料への社会的ニーズは高まっており、出版ビジネスへの配慮の一方で、権利者の許諾が得られる場合にはインターネット公開を可能とする等、利便性を向上させる取組も求められる。

3.2 複製

- 有体物の図書館資料と同様に、調査研究を目的とした著作物の一部分のプリントアウトは、著作権法上、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である¹⁸。

3.3 その他

- 出版業界には将来の利用サービス拡大に対する漠然とした不安や懸念が認められる。それを払拭するためにも、利用提供方法についての明確なルール作りが必要である。

4 補償について

補償については、以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

- NDL へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有体物と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、プリントアウト）に限れば、補償を要しない¹⁹。

4.2 提供に係る手続費用

- 必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、NDL への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない²⁰。

¹⁶ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁷ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁸ 平成 22 年答申 p.25

¹⁹ 平成 22 年答申 p.28、平成 24 年中間答申 p.4、pp.9-13

²⁰ 平成 24 年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第 4 項において定められている。

- オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付与する前段階のファイル提供を前提とすれば、DRM 解除費用については補償を要しない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された有償かつ DRM 付きオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷²¹は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、必ずしも、別途補償についての検討を要するほどではない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷²²は、元データを制作した出版者から DRM が付与されていないデータを収集することを前提とすれば、別途検討する必要はない。
- 現状、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされている²³。これについては、引き続き補償が必要である。
- 上記 1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業²⁴の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供の仕組みを積極的に活用することも考えられる。その場合、提供に係る一連の作業に見合う対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

- 著作の真正性（＝改変されていないこと）や刊行日（＝受入日以前）の判断に資するものとして、NDL によるオンライン資料の受入証明が考えられる²⁵。
- オンライン資料のデータバックアップ機能として、NDL が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みが考えられる。
- オンライン資料の利用促進に資するものとして、NDL が運営する統合的な検索サービスの検索対象とし、検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みが考えられる。

5 その他

以下の点についても、留意する必要がある。

5.1 出版情報の可視化

- NDL が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有体物・無体物を問わず、国内発行資料に関する出版情報の総体を可視化することが望まれる。

5.2 アクセシビリティへの配慮

- オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 1.3 で述べた最良版の選択等の点でアクセシビリティに配慮する必要がある。

²¹ 平成 24 年中間答申 p.13

²² 平成 24 年中間答申 pp.13-14

²³ 告示第 1 項

²⁴ 平成 24 年中間答申 p.15

²⁵ 平成 22 年答申 p.21

第 32 回納本制度審議会議事録

日 時： 令和元年 8 月 5 日（月）15 時 00 分～16 時 05 分
場 所： 国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 斎藤誠会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、江上節子委員、江草貞治委員、遠藤薫委員、相賀昌宏委員、奥邨弘司委員、鹿谷史明委員、重村博文委員、柴野京子委員、永江朗委員、根本彰委員、佐々木隆一専門委員、樋口清一専門委員

会次第：

1. 委員の委嘱の報告
2. 納本制度審議会の目的及び構成
3. 代償金部会所属委員の指名の報告
4. 会長の選出
5. 会長の挨拶
6. 会長代理の指名
7. 国立国会図書館長の挨拶
8. 小委員会の設置について
9. 事務局からの報告（平成 30 年度資料収集状況、平成 30 年度出版物納入状況、令和元年度代償金予算及び平成 30 年度代償金支出実績、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等）
10. 今後の日程について
11. その他

配布資料：

- （資料 1） 第 31 回納本制度審議会議事録
- （資料 2） 納本制度審議会委員・専門委員名簿
- （資料 3） 納本制度審議会の概要
- （資料 4） オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について（案）
- （資料 5） 国立国会図書館の資料収集状況（平成 30 年度末時点）
- （資料 6） 資料別納入実績（最近 3 年間）
- （資料 7） 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
- （資料 8） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業報告（令和元年 8 月）
- （資料 9） 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （資料 10） 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 11） 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （資料 12） 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 13） 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （資料 14） 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）

議事録：

（開会）定足数の確認等

収集書誌部長：それでは、定刻となりましたので、第 32 回納本制度審議会を開催いた

します。本日は、委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます、誠にありがとうございます。国立国会図書館収集書誌部長の山地でございます。

御案内のとおり、本年7月1日付けで第11期審議会委員の委嘱をさせていただきました。本日は委嘱後の最初の審議会でございますので、互選により会長が選出されるまでの議事につきまして、私が進行役を務めさせていただきます。

まず、本日は15名の委員中、御覧のとおり13名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。次に、配布資料について御説明いたします。

事務局：〔配布資料について説明〕

なお、議事の進行に関し1点お願いがございます。御発言の際は、卓上のマイクのスイッチを入れてからお話いただき、御発言が終わりましたら、その都度、マイクのスイッチを切っていただくようお願い申し上げます。また、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、録音及び写真撮影については、御遠慮くださいますよう、御協力をお願いいたします。

収集書誌部長：それでは、会次第を進めてまいります。

(会次第1) 委員の委嘱の報告

収集書誌部長：会次第1、委員の委嘱について御報告いたします。

まず、お手元の資料のうち、資料1は前回の議事録でございます。前回御出席いただいた委員皆様に御確認いただいた上、当館ホームページで公表もしているものですので、本日この場では扱いません。

次に、資料2、通しページ6頁の第11期の委員一覧を御覧ください。皆様、様々な肩書きをお持ちの方ばかりなのですが、国の機関であることや審議会でのお立場等を勘案いたしまして、ここに載せたような肩書きにさせていただきます。御了解ください。

このうち新規に委嘱させていただきました委員の方について、御紹介させていただきます。着席のまま結構でございます。

株式会社有斐閣代表取締役社長の江草貞治委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の奥邨弘司委員、上智大学文学部新聞学科准教授の柴野京子委員です。

委員の任期は2年とされておりますので、令和3年6月30日まで、どうぞよろしくお願いいたします。

(会次第2) 納本制度審議会の目的及び構成

収集書誌部長：続きまして、会次第2に入ります。新しい委員もいらっしゃいますので、審議会の目的等につきまして、改めて説明させていただきます。

資料3を御覧ください。審議会の目的は、納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項、そして、国立国会図書館法第25条第3項に規定する代償金額及び館法第25条の4第4項に規定する金額に関する事項について、国立国会図書館長の諮問を受けて調査審議し、又は意見を述べること、となっております。審議会は、館長が学識経験者のうちから委嘱する委員20名以内で構成され、委員の任期は2年となっております。また、専門的事項の調査が必要なときは、館長は、専門委員を委嘱できます。審議会の会長は委員の互選により選出され、会長は、会長代理を指名することとなっております。審議会の定足数は過半数で、議事は出席委員の過半数をもって決めます。

審議会には、代償金額に関する事項を調査審議するための常設の機関として代償金部会が設置されております。また、審議会の会長は、特定の事項を調査審議する

必要があると認めるときは小委員会を設置することができます。これら審議会に関する事項は、「納本制度審議会規程」及びその下位規定である「納本制度審議会議事運営規則」に基づいており、それぞれ通しページ34頁及び36頁で御紹介しております。

議事運営規則の中で、議事録その他審議会の資料については、原則として公開するものとされております(第16条)。公開は、国立国会図書館ホームページ上で行い、議事録については、発言された委員名を明記しない形としております。

通しページ8頁にお戻りください。納本制度審議会では、これまで全部で9件の答申をまとめていただきました。このうち、平成15年にまとめていただいた個別の出版物の代償金額に関する答申を除き、全ての答申の内容を当館ホームページで公開しております。次の通しページ9頁に、御参考までに、審議会の構成図を載せております。

(会次第3) 代償金部会所属委員の指名の報告

収集書誌部長：続きまして、会次第3に入ります。代償金部会所属委員の指名の御報告です。資料2、通しページ6頁にお戻りください。

代償金部会所属委員は、委員の委嘱と同日の7月1日付けで、7名の方にお問い合わせいたしました。資料にありますとおり、江上委員、相賀委員、奥邨委員、鹿谷委員、重村委員、根本委員及び福井委員でございます。よろしく御願いいたします。

本日は、審議会の終了後に、部会の開催も予定しております。

(会次第4) 会長の選出

収集書誌部長：それでは、会次第4の会長の選出に入ります。委員の方の互選となっておりますので、どなたか御推薦をお願いいたします。

委員：斎藤誠委員にお願いできればと思います。

収集書誌部長：ただいま斎藤誠委員を会長にとの御推薦がございましたが、他の委員の方はいかがでございましょうか。

委員一同：異議なし。

収集書誌部長：御異議がないようですので、斎藤誠委員に決定いたしました。それでは会長となられた斎藤委員に以後の進行をお願いいたします。

(会次第5) 会長の挨拶

会長：斎藤でございます。ただいま、会長の任務を果たすようにと御推挙をいただきましたので、謹んでお引き受けいたします。大変微力ではございますが、皆様の御協力の下に務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御願いいたします。

(会次第6) 会長代理の指名

会長：続きまして、会次第6の、会長代理の指名に移ります。納本制度審議会規程第5条第3項によれば、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」こととなっております。今回、福井委員に会長代理をお願いしたい、指名させていただきたいと思っております。どうぞよろしく御願いいたします。

委員：さらに微力ではございますが、お引き受けさせていただきます。

会長：よろしく御願いいたします。

(会次第7) 国立国会図書館長の挨拶

会長：次に会次第7に入ります。国立国会図書館長から御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

館長：ありがとうございます。館長の羽入でございます。皆様、このような暑い中お集まりいただき、本当にありがとうございます。大変御多忙にもかかわらず、お時間をいただきまして、心から感謝申し上げます。納本制度審議会の会長として、今、斎藤委員が選出されました。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

この審議会は、私どもの図書館の納本制度に基づく様々な取組に対して御審議いただき、そしてお知恵を拝借している会議でございます。納本制度は、いわば国立国会図書館の全ての活動の基盤をなしているものでございまして、この制度の適切な運営、運用なくして、私どもの活動は成り立たないというほどのものでございます。皆様から納本いただきました資料を保存し、まずは国会議員の先生方の審議に資するように提供すること、そして国民全体が利用できるようにする役割を担っている私どもとして、この納本制度審議会における議論が何よりの要でございますので、委員の皆様方にはお忙しいことと存じますが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

今、私どもの大きな課題となっておりますのは、オンライン資料の収集でございます。無償で技術的な制限なく配信されているオンライン資料につきましては、平成25年7月から制度的収集を開始いたしました。また、有償で配信されているオンライン資料につきましては、この審議会で大変な御審議をいただきまして、その方向性に基づいて、出版界の皆様や著作者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、平成27年12月から収集と館内利用に関する実証実験を開始いたしました。現在、3年半が経過したところでございます。

このオンライン資料のみならず、電子書籍を巡る状況というのは著しく変化しております。国立国会図書館といたしましては、こうして実証実験によって得られた情報や電子書籍の多様な動向をよく観察しつつ、納本制度審議会での御議論を踏まえて、出版関係の皆様、それから著作者の皆様の御理解をいただき、有償オンライン資料の制度的収集の施行に向けて一層努めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、この審議会での御議論、そしてこの審議会での御教示が私ども国立国会図書館の資産蓄積の大きな要素となっておりますので、どうぞ皆様には御議論いただき、そして御教示いただけましたら大変ありがたく存じます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

会長：ありがとうございます。

(会次第8) 小委員会の設置について

会長：会次第8に入ります。資料4、通しページ10頁を御覧ください。

当審議会では、第21回納本制度審議会において諮問を受けた「平成22年6月7日付納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を専門の見地から調査審議するために、「オンライン資料の補償に関する小委員会」を設置し、平成24年3月に中間答申の原案をとりまとめております。

先ほど羽入館長からの御挨拶にありましたように、引き続き有償オンライン資料の制度的収集の施行に向けまして審議するよう依頼を頂戴したところであります。

そこで、今期の納本制度審議会においても、収集したオンライン資料に対する補償のあり方について、電子書籍の製作及び流通の実情を把握し、法的、技術的な面

で専門的事項について調査審議する必要があるという観点から、引き続き小委員会を設置し、さらなる調査審議を進めたいと存じます。

また、この小委員会の所属委員といたしまして、植村委員、遠藤委員、奥邨委員、柴野委員、永江委員、根本委員及び福井委員にお願いいたします。専門委員からは、佐々木委員、樋口委員にお願いいたします。小委員長には福井委員を指名したいと存じます。この点について、御異議はございませんでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。福井小委員長をはじめ、小委員会に所属する委員、専門委員の方々には、調査審議をよろしくお願いいたします。

それでは、福井小委員長から一言お願いいたします。

委員：有償オンライン資料の制度収集の施行に向けて引き続き小委員長を務めるようにと仰せつかりました。この制度的収集は、立ち上げにも大変な苦労があったところですが、さらに有償オンライン資料の収集に関しては、もう一步、関係者の努力が必要なところにあるかと思えます。所属の委員・専門委員の方々の御協力をいただきながら、慎重に、しかし前向きな検討を行ってまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

会長：どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。小委員会の名簿につきましても、改めて事務局の方から配布してもらいます。

(会次第9) 事務局からの報告

会長：続いて、会次第9に入ります。事務局から報告があるそうです。まずは資料の収集状況等について、よろしくお願ひします。

収集書誌部長：〔平成30年度資料収集状況について、資料5に基づき説明〕

事務局：〔平成30年度出版物納入状況、令和元年度代償金予算及び平成30年度代償金支出実績について、資料6、7に基づき説明〕

会長：ありがとうございます。次の報告は、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等についてです。こちら事務局からの報告をお願いします。

事務局：〔電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等について、資料8に基づき説明〕

会長：どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの報告、資料の収集状況についてと、実証実験の現状について、何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

委員：単純な質問ですけれども、通しページ21頁、スライド番号10のグラフにある赤丸はどういう意味なのでしょう。

事務局：補足が漏れておりましたので申し訳ございません。この赤丸3つが特に多い時間帯という意味です。「1分未満」、「2分未満」、「5~10分未満」が特に多いという意味で囲んでおります。

委員：通しページ15頁の代償金の予算額と支出実績について、NDLとしては十分に資料を収集できたという金額なのでしょう。それとも、もっと予算があればもっと多く収集できたのという金額なのでしょう。

事務局：お答えいたします。代償金があればたくさん集められたということではございません。法的には、代償金につきましては民間出版物で収集したものに対して一定の割合の額を支払うという形で進めておりますので、たくさんあればその分だけ収集できるというものではございません。ただし、一方で、まだまだ未収の資料がございますので、そうしたものにつきましては、私どもの方で調査して、出版社に働きかけて納入してもらい、それに対してまた代償金を支払っていくということがございます。また代償金の額につきましては、従来の出版状況を勘案しながら

ら十分な額を用意しているところでございます。以上です。

会長：よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

委員：通しページ 13 頁のオンライン資料に係る御説明で、国立情報学研究所（NII）の NII-ELS が終了し、約 56 万点のファイルがまとめて NDL に納入されたということでした。これは、納入対象として入っていると考えるとよいのか、それとも別のルートで入っているということなのか、そのあたりをお聞きしたい。

収集書誌部長：（制度が始まってからの資料は）納入対象として入っていると整理しております。リポジトリを NII がお止めになった際に、無償で DRM のない資料が雲散霧消しては困りますので、国立国会図書館の納入対象として収集したという理解しております。

委員：この件について発言させてもらいたいののですが、機関リポジトリの位置付けが今のままでよいのかということについてです。この場で発言してよろしいでしょうか。

会長：どうぞ。

委員：ここでの中心的な議論は有償のものに対する補償をどうするかという話ですが、無償のものも納入対象としているわけです。納入義務対象の概念図が、国立国会図書館のホームページにあります。それによると、納入対象の具体例として年報や年鑑、要覧が挙げられているのですが、J-Stage、CiNii、機関リポジトリで公開している資料は納入の義務はないとあります。J-Stage、CiNii というのは国の機関に準ずるものという位置付けで半恒久的に大丈夫ということが前提なのかと思いますが、今の御説明のように NII でも状況に変化があると思うのです。一番気になっているのは、機関リポジトリです。国立大学等の国の機関はともかくとして、私立大学や民間の研究所が機関リポジトリを持っていて、そこに電子書籍や電子雑誌に相当するものが集められているのですが、今のところ納入を免れている、義務はないとされていると思います。それでいいのかということです。

また、従来、研究紀要や報告書が紙で出ていたものが電子メディアに切り替わる例が増えています。私が所属する機関で出している学会誌もそうで、来年度から電子メディアに完全に切り替え紙版を廃止する予定です。これらは当然国立国会図書館に納本されていたものです。今後は電子メディアは所属大学の機関リポジトリには入るわけですが、これらは納本義務がないので納入されないことになります。一貫して国立国会図書館の所蔵雑誌とされてきたものが途切れることになるわけですが、こういったものの扱いは国立国会図書館ではどうなっているのか。今までも紙のものがオンラインになってしまうケースはたくさんあるのではないかと思います。そういうものを国会図書館に納入してもらおうような働きかけなり何なりやられているのかどうか。そのあたりも含めて、機関リポジトリが今のままでいいのか少し検討を要するのではないかと思います。

もう 1 点、オープンアクセスということが非常に強く言われております。これは文部科学省が研究成果をできるだけオンラインで公表しなさいと主張しており、機関リポジトリに集中してアップしなさいという言い方がされています。ですから、これからは、そこに学術情報が集まってくるのだと思うのですが、それが納入対象にならないことが気になっています。無償オンライン資料の収集が始まった時とは状況の変化があり、検討を要するのではないかと思います。

会長：事務局の方から現時点でお答えできることがあれば、よろしく願いいたします。

収集書誌部長：委員の御発言の趣旨は 2 点ありまして、機関リポジトリとオープンアクセスジャーナルの問題かなと存じます。まず、機関リポジトリについての考えを申し上げますと、基本的には、国立国会図書館が持っている機能、つまり資料を保存し、文化的な資産として蓄積して後世に残すという機能を、国立国会図書館の目

から見ても果たせる機関、それはリポジトリということが現行規定上も認められております。NIIの話は、そのような機関リポジトリであっても運営ができなくなったので、できなくなった以上は、基本的には国立国会図書館にコンテンツを提供する、あるいは他のリポジトリで受けてもらう。実際にJSTに分けたものと国立国会図書館に提供されたものがあったので、国立国会図書館の理念である資料を蓄積して保管するということが遂行できる機関に渡す、あるいは国会図書館に渡すということをやっていたかと思っております。

2つ目のオープンアクセスについては、色々と議論があると思いますが、世の中でオープンアクセスのものが増えて、無償かつDRMなしで使えるものがあるということであれば、それは国立国会図書館として今の制度で収集することが任務なのかなと思っております。

委員：収集しているとのことですが、少なくとも機関リポジトリは納入が義務付けられてはいないと認識しております。国の機関は他の方法があるのだと思いますが、民間の機関だと納入の対象になっていないので、NDLに入っていないものがいつの間にかなくなってしまうことがあるのではないかとということです。

収集書誌部長：私どももそれは心配をしております。つまり、リポジトリで抱えていただいているものであれば、それは簡単にはなくなれないと思いますが、いろいろな形の多くの民間無償オンライン資料を、網羅的に集めるのはなかなか厳しいものがあります。オンライン資料の収集を丁寧にやりなさいということについては大切な任務とは思いますが、なかなか手が回ってなくて抜けが多いと言われれば、そういう面はあると思いますので、抜けがないように対応するにはどうすればいいか考えていくべきことかと思っております。

委員：確認なのですが、オンライン資料で納入対象にならないものがあるというのは一時的な措置だと私は理解しております。確か、当面は、オンライン資料のタイプでA群（無償・DRMなし）だけを対象にし、他のものについては、審議会で検討し、補償をどうするかといったことが決まれば、また動き出すのだと思います。今の話は、A群（無償・DRMなし）の部分についても問題があると考えているところであり、何らかの検討が必要なのではないかなと思います。

委員：ただ今の委員の御指摘について、私も小委員長として長く取り組んできた部分ですので、自分の理解を申し上げます。当分の間収集を免除する扱いは、確かに有償あるいはDRMの付された資料については行われてきたところです。ただし、リポジトリは、規定上は別の部分に該当するのかなと思っております。通しページ38頁、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程があり、第3条があります。これは、館法第25条の4第2項第3号に紐づいた規定で、収集義務を免除する対象として具体的に規定されたのが、この規程第3条です。第3条第3号に「オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合」、この場合は収集目的の達成に支障がないものとして収集義務が免除されるとしており、すでに法整備が行われた部分であろうと思います。よって、リポジトリに関しては「当面免除する」というよりは、そういうリポジトリが公衆に長期にわたって提供され、かつ簡単には消去されないということが確保されるかどうか、実態が非常に重要なのではないかなと思うところです。そういう実態をそれぞれのリポジトリにおいて確認し、確保していくことが、この審議会及び小委員会の役割なのかなと思ひ、そういう検討がこれから重要ではないかなと思うところです。間違っていれば御指摘ください。

収集書誌部長：制度的な理解は全くそのとおりでございます。先ほどのNIIの電子図書館事業については、安定して運営できると思っていた事業が続かなくなり、大きくコンテンツを分割して管理しなければならなくなったことが事実として発生してし

まったということです。制度の趣旨は福井委員のおっしゃったとおりですが、お話し申し上げましたとおり、大丈夫と思っていたリポジトリも時代の趨勢で、10年、20年、30年というスパンの中では色々なことを考えなくてはならなくなる事実もあります。それが制度の趣旨を大きく変えるものではないと思っているのですが、運用を変えていく必要については、まずは審議会において発生した事実をお知らせするのが事務局の役割とっております。

委員：まさに重要なポイントであると思います。インターネット上には様々なデータが存在し、どんな人でもフラットにそのデータに触れられるという特質を確かに持つものであり、そう期待されてきたわけですが、けれども、現在においては、今この瞬間にもネット上の情報はどんどん消え続けている状況があって、実は紙に比べて脆弱な情報群であるかもしれないということが明らかになってきているように思います。その意味で、リポジトリのような場で十分に提供されており、現在は収集対象にしないでよいものであっても、リポジトリが継続的に情報を提供できなくなった場合に、どのように国会図書館に引き継いでいくのか。そのような仕組みを作るとすると協定のようなものが重要かと思ったところです。残すということにおける国会図書館の役割は大きいと感じるところです。この点に関連して小さいことですが御提案がありまして、いただきました委員・専門委員限りとされた収集と検索のイメージ図ですが、私もこの分野に関わっていながら、実は全体としてどういう関係にあるのか、なかなか分かり難いところがありました。こうして図にさせていただいて、それぞれの制度間の関係が分かったことで、自信を持って発言できると感じたところです。社会にとってこの制度の理解はとても大事なことだと思いますので、いずれこのような制度全体のイメージ図のようなものが公開されるとよいと思います。御提案というか、お願いでございます。

会長：ありがとうございました。リポジトリ関係について色々整理できたと思いますので、それを小委員会も含めて対応していけたらと思っております。

委員：資料8、通しページ16頁の「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業報告」についてです。まさに今、機関リポジトリと納本制度の関係で議論があったところですが、毎回いただく事業報告は、国立国会図書館での電子書籍の利用結果がほとんどです。しかし、本来この事業で重要なのは、電子書籍納本を機能的に、円滑に、さらに網羅的、永続的に行えるかを見ていくことであり、それからすると、たまたま利用された、国立国会図書館における電子書籍の利用については、必要な情報のごく一部にしか過ぎないのではないかと。ここで議論するための資料としては足りないように思うわけです。例えば、通しページ19頁にある4,627点、33社という数は順調なのか、各出版社としてコンテンツを提供し難い状況があるのか、そういうことをむしろ知りたいと思うわけです。さらに、NIIですら継続性がなかったのに民間に委託する事業については、その継続性を踏まえ、より慎重に議論する必要があると考えます。実証実験が令和2年1月までですので、その段階までに、リポジトリの継続性を担保するような約束事を、ひな形でもよいのですが、どうすべきかを本来ここで、あるいはオンライン小委員会で議論することになるかと思っております。ちょっとこれだと資料として足りないと思います。

会長：この点について答えられることがあれば。

事務局：御指摘ありがとうございました。機関リポジトリの話と実証実験の話について、主体が同じなので我々もよく混同してしまうのですが、別の文脈で走っているそれぞれの事業だと認識しております。あくまで実証実験は、電子書籍をどう見せるか見せないか、それから第2段階につきましては、それを当館で長期的に保存していくことについての調査研究の実験ですので、第2段階は来年1月には終了しますが、その時の報告書には機関リポジトリとしてどうなるというところの報告は入ってこないと思っております。一方で、御指摘の機関リポジトリの継続性等につき

ましては、我々も危惧しているところであります。先ほど委員もおっしゃったとおり、協定等を結んでどう担保していくのか、具体的には、今回のNIIのように事業が終了した場合に、我々が電子書籍を確保できるような組み立ての約束事をどう作っていくのが課題であると認識しております。それから、電書協さんが作る機関リポジトリ以外の機関リポジトリも当然存在すると思いますので、それをどう展開していくのか、といったところもあわせて、実証実験の結果ということではなく、別の文脈で小委員会等において御議論いただくことになると思っております。

委員：繰り返しになりますが、通しページ16頁にある実証実験の目的には、収集や長期的保管・利用の技術的検証、ビジネスへの影響分析が書いてあります。そもそもそれに関することを知りたいのに、今のところ出ているのは国立国会図書館での利用がどうなっているのかしか情報がないので、他の部分もしっかりと報告を求めていただきたいと思っております。

事務局：分かりました。ありがとうございます。

会長：この点については、小委員会の方で充実した資料を出していただいて、深めていただければと存じます。その他に何かございますか。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思っております。

(会次第 10) 今後の日程

会長：会次第 10 に入ります。今後の日程について事務局から説明をしていただきます。

収集書誌部長：今後の日程につきまして御説明いたします。今期納本制度審議会の主な審議事項としては、オンライン資料の補償に関する事項があります。

次回、第 33 回の納本制度審議会は、今年度後半の開催を予定しております。また、小委員会については、できるだけ早期の開催を予定しております。

いずれも、具体的な日程につきましては事務局から改めて御相談させていただきます。以上です。

会長：ただ今の説明について、何か御質問等がありますか。よろしゅうございますか。特にないようですので、次に進みたいと思っております。

(その他)

会長：予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。何か御意見・御質問等がございますか。よろしゅうございますか。事務局からは何かございますか。ございませんね。

(閉会)

会長：それでは、以上をもちまして、第 32 回納本制度審議会の会次第はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ありがとうございます。

(16 時 05 分終了)

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正

昭和二十四年	六月	六日法律第九十四号
同	三十年	一月二十八日同 第三号
平成	六年	七月 一日同 第八十二号
同	十一年	四月 七日同 第三十一号
同	十二年	四月 七日同 第三十七号
同	十四年	三月三十一日同 第六号
同	十六年	十二月 一日同 第四百四十五号
同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
同	十七年	七月 六日同 八十二号
同	十七年	十月二十一日同 百二号
同	十九年	三月三十一日同 十号
同	十九年	三月三十一日同 十六号
同	十九年	六月 六日同 七十六号
同	十九年	六月 十三日同 八十二号
同	十九年	六月 二十七日同 百号
同	二十年	四月二十五日同 二十号
同	二十一年	三月三十一日同 十号
同	二十一年	七月 十日同 七十三号
同	二十三年	五月 二日同 三十九号
同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
同	二十六年	五月二十一日同 四十号
同	二十八年	五月 十八日同 四十号
同	二十八年	十一月二十八日同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に依じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号の

いずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一

項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か

ら三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対して科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供することができ、この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認められた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することに より収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)
附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)
2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)
附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」
2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規

定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同 二十七年六月	九日同 第一号
	同 二十八年五月三十一日同	第二号
	同 二十九年六月	一日同 第一号
	同 三十年五月	三十日同 第二号
令和	元年七月	一日同 第一号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円
- 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇三〇五で定

める国際標準図書番号

二 日本産業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- PDF方式
- E P U B方式
- D A I S Y方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 題名
- 作成者
- 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコ

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースローケーター

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本産業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日国立国会図書館告示第一号)

1 本件は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。